

第3節 行政機能、情報通信機能の確保

起きてはならない最悪の事態

3-1 信号機の停止等による交通事故の多発

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

- ① 停電による信号機の機能停止を防止するための各種対策として、信号機電源付加装置の整備や、信号機に発動発電機直結型接続ケーブルを整備することが有効ですが、約3500基（H28末）ある信号機の一部の整備にとどまっているため、中長期的な視点から着実に整備を進める必要があります。

【図3-1-1 信号機電源付加装置】（警察本部交通規制課）

停電により信号機への電源供給が遮断された場合、設置された発動発電機が自動的に起動して、信号機に電源を供給し、信号機の機能を維持するもの。



【図3-1-2 発動発電機直結型接続ケーブル】（警察本部交通規制課）

信号機へ可搬式発動発電機を接続する際に使用する接続用ケーブルを信号機に設備することで、迅速かつ簡略な接続が可能である。



2 【施策】

- ① 県は、停電による信号機能停止を防止するために、信号機電源付加装置の整備及び発動発電機直結型接続ケーブルの整備を推進します。

県民の
皆様へ

停電等による信号機能停止時には、迅速な機能復旧対策を講じますが、道路利用者は、復旧対策が講じられるまでの間は、交差道路の安全確認を十分に行うようお願いします。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
停電による信号機の機能停止を防止するための 各種対策 【信号機電源付加装置の整備】	77 基 (2016 年度末)	104 基 (2022 年度)	
停電による信号機の機能停止を防止するための 各種対策 【発動発電機直結型接続ケーブルの整備】	整備率 66.58% (2016 年度末)	整備率 100% (2022 年度)	

起きてはならない最悪の事態

3-2 県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（行政の業務継続計画）

- ① 大規模自然災害時には、地方行政機関（県庁、市町村役場）も被災するため、人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。そのため、業務継続計画（BCP）の更新・見直しを継続していくとともに、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について引き続き検討する必要があります。

【表 3-2-1 市町村における業務継続計画策定状況】（H29. 8. 1 現在）

	市町村計		
	市	町	村
策定済み	10	4	4
未策定	9	19	31
H29 策定予定	8	8	4
H30 以降策定	1	11	27

（市町村への支援）

- ② 二次災害の防止と円滑かつ迅速な災害復旧等を図るため、甚大な被害を受けた市町村に対し、必要とされる支援を図る必要があります。



梨子沢（南木曾町）

【土石流による被害状況】（平成 26 年 7 月発生）



【警戒避難体制構築支援】（国・県連携）

（広域応援）

- ③ 長野県、長野県市長会、長野県町村会の代表者による「県と市町村との協議の場」（平成 23 年から開催）において、東日本大震災や長野県北部の地震といった災害を踏まえ、県内市町村間における広域応援体制を検討し強化しました。「長野県市町村災害時相互応援協定」（県市長会、県町村会）により、県内 10 広域ごとに応援する市町村をあらかじめ定め、物資調達、人的支援等の支援が実施されることになっています。今後は、有効に機能させるための取り組みが必要となっています。

(災害拠点施設の耐震化等)

- ④ 災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等については、災害活動拠点施設としての十分な機能を発揮するため、耐震性の確保や災害活動に対応できる設備の充実を図る必要があります。

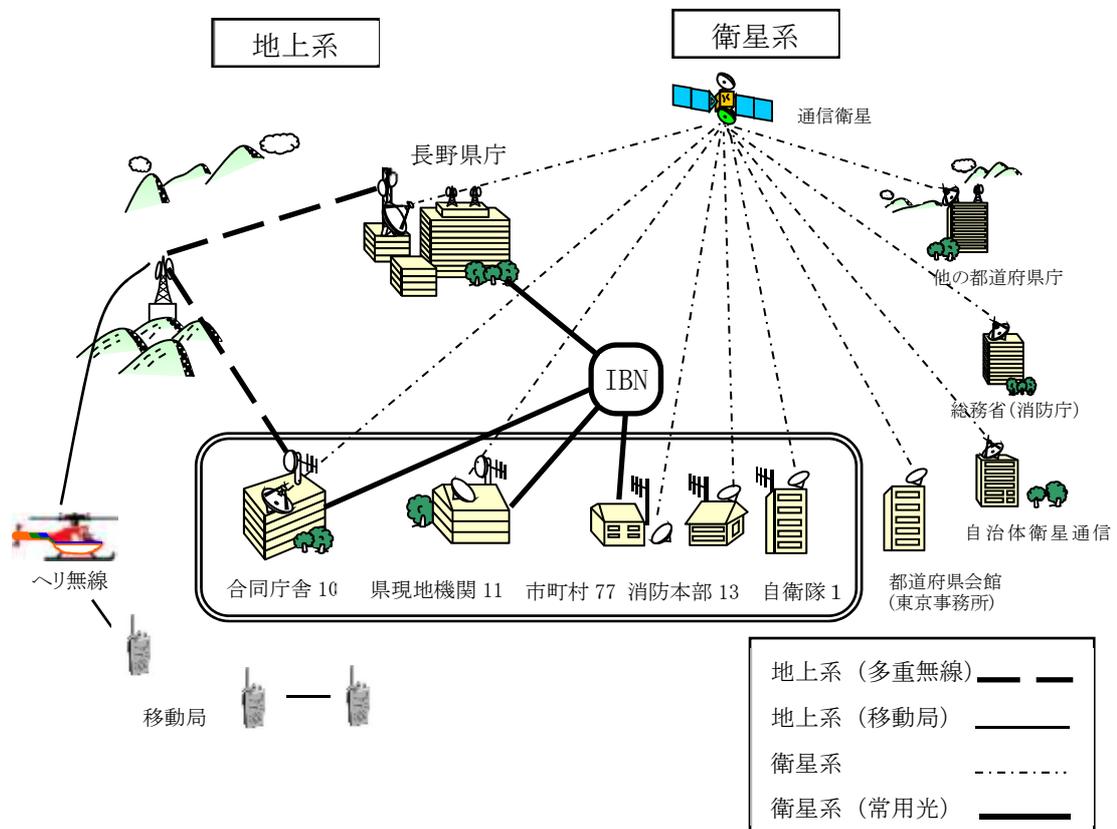
(災害拠点となる県有施設の耐震化)

- ⑤ 「県有施設耐震化整備プログラム」の実施により、昭和56年以前に建設された災害拠点施設等については、概ね震度6強から7程度の地震に対して倒壊しないよう耐震改修等を行ってきましたが、それ以降に建設された施設において、施設の損傷やライフラインの途絶が生じた場合には、災害応急対策の拠点としての機能を喪失し、業務が行えないおそれがあります。

(長野県防災行政無線)

- ⑥ 大規模自然災害が発生した際、県は県現地機関、市町村、消防本部、自衛隊、他の都道府県、総務省(消防庁)・内閣府などの国の機関と被害状況の把握や応援要請等の連絡を迅速に実施する必要があるため、地上の中継局を経由する地上系と、通信衛星を利用した衛星系の、無線通信設備2系統を整備しています。非常時に通信手段が途絶えることがないように、維持管理を実施しています。

【図3-2-1 長野県防災行政無線イメージ図】(長野県消防課)



2 【施策】

（業務継続計画）

- ① 県は、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な自然災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画（BCP）を平成23年度に本庁全課室、現地機関が策定しました。

今後は計画の更新・見直しを継続し、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について引き続き研究するとともに、業務継続計画を未策定の市町村に対して策定を促していきます。

また、引き続き県は災害対策本部の設置や初動対応について確認する非常参集訓練をはじめ、県職員を対象とした災害対応研修を実施していきます。

（市町村への支援）

- ② 県は災害時において情報連絡員を派遣し、市町村の被災状況等の情報収集を行い、国や市町村との連携を図りながら、迅速かつ円滑な災害対応を行います。

（広域応援）

- ③ 県は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく県内市町村同士の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう、必要に応じて代表市町村会議を開催し、定期的に物資調達・人的支援等の訓練を実施するなどの支援を図ります。

（災害拠点施設の耐震化等）

- ④ 災害時に災害応急対策の拠点として十分な機能を発揮するため、耐震性の確保や非常用電源の確保など災害活動に対応できる設備の整備を計画的に実施します。

（災害拠点となる県有施設の耐震化）

- ⑤ 県は、平成19年度に「県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、平成27年度を目標年度として災害拠点施設等の耐震診断と耐震改修等を進めてきました。同プログラムの完了を受け、震災直後でも災害応急活動や業務継続に支障を生じないようにするため「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、平成32年度を目標年度として、災害拠点施設の割増補強や設備の防災機能の強化を行います。

（長野県防災行政無線）

- ⑥ 大規模自然災害発生時等にも通信手段が途絶えることがないように、適切な維持管理を実施します。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
土砂災害特別警戒区域内の避難所に対する土砂災害対策着手数	0 施設 (2017 年度)	12 施設 (2022 年度)	(再掲)
災害拠点となる県有施設の割増補強等による耐震化 (県庁、合同庁舎、警察署等)	16 施設 (2016 年度)	34 施設 (2020 年度)	

コラム 県庁が被災したら？

国は業務継続に必須な6つの要素を核とした業務継続計画作成ガイドを作成し、市町村における業務継続計画の策定を支援しています。これら6つの要素を県庁にあてはめると次のようになります。

- 1 首長（知事）不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - 順位：1位副知事、2位総務部長
 - 職員の参集体制：1～5段階（例：5、全員体制）
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - 庁舎の被災状況に応じて近隣の県有施設
- 3 電気、水、食料等の確保
 - 県庁内に確保済み
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - 防災行政無線を整備済み
- 5 重要な行政データのバックアップ
 - 県庁外に定期的にバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理
 - 業務継続計画により明確化済み

起きてはならない最悪の事態

3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

1 【現状認識・取り組み】

(電話機能)

① 【東日本電信電話株式会社】

情報通信の長期停止、麻痺を招く主な要因として、通信施設の停電・倒壊、通信ケーブルの切断、被災地域への通信集中による輻輳（ふくそう）、があります。

東日本電信電話株式会社は、予期せぬ大規模な災害に備え、平常時の「通信ネットワークの信頼性向上」、災害時の「重要通信の確保」、「サービスの早期復旧」を災害対策の基本方針として、さまざまな対策に取り組んでいます。

(1) 「通信ネットワークの信頼性向上」の取り組み例

【図 3-3-1 通信網の多ルート化】(提供:NTT 東日本) 【図 3-3-2 対災性確保】(提供:NTT 東日本)



災害等でケーブルが切れた場合は、別ルートを経由してサービスを提供します。

	対災性に優れたNTTビル 震度7クラスの地震や風速60mの台風にも耐えられるように設計されています
	停電時に備えた非常用電源設備 災害に伴う停電にも、バッテリー、発電機によりシステム停止を防いでいます
	とう道 重要な通信ケーブルは、堅牢なとう道を用意し、地震、洪水に備えています
	水防設備 台風等による洪水の対策として、NTTビルへの入り口に水防設備を設置しています

24時間365日、全国の通信ネットワークを監視し、故障や災害に即応しています。

また、さらにきめ細かな対応ができる様、システムの高度化を図っています。

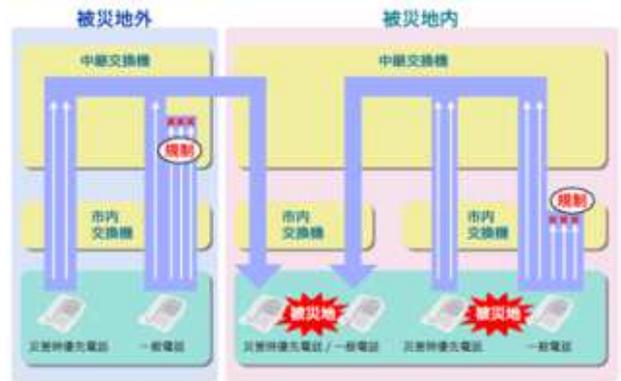


【図 3-3-3 NTT 東日本ネットワークオペレーションセンター】

(2) 「重要通信の確保」の取組み例

【図 3-3-4 通話量コントロール】（提供:NTT 東日本）

大規模災害発生時には、被災地への安否の問合せなどで電話が急増します。交換機の処理能力を超えてシステムダウンとなる恐れやネットワーク全体に影響を及ぼす恐れがある場合には、警察・消防等の緊急通信や重要通信を確保するために、一般の通話を制御することがあります。



②【株式会社NTTドコモ】

いつでもどこでも、あらゆる人・場所とつながることができる便利なモバイル通信。災害時には人命救助、復旧活動および安否確認などに欠かせないライフラインとして重要な役割を果たしています。

ドコモは地震、台風、豪雪、火山噴火などあらゆる災害が発生してもモバイル通信を安心してご利用いただけるよう、平時からさまざまな対策を実施しています。

24時間365日、コミュニケーションをつなぎ続ける

通信インフラを支えるドコモの災害対策の3原則

- 〔原則1〕 システムとしての信頼性向上
⇒災害に耐える強固な通信設備を構築
- 〔原則2〕 重要通信の確保
⇒災害に伴う通信集中に対して重要通信を確保
- 〔原則3〕 通信サービスの早期復旧
⇒通信設備が被災した場合、速やかに復旧する対策を整備

(株)NTTドコモでは、災害対策3原則をドコモグループ全員に徹底し、平時の通信品質の維持・向上はもちろん、非常時にも重要通信を確保するための仕組みを多層的に準備しています。また、万一通信設備が被害を受けた場合も迅速な復旧を可能とする体制づくりに、日々つとめています。

③【KDDI株式会社】

災害による携帯電話基地局停止の主な要因は、長時間停電による予備電源の枯渇と、物理的に基地局のアクセス回線が遮断されることの2種類あり、停電と回線断の備えを実施しています。

【図3-3-5】（提供：KDDI（株））



④【ソフトバンク株式会社】

ソフトバンク（株）では、「情報＝ライフライン」であることを自覚し、お客さまにより安心してサービスをご利用いただけるよう、災害への日々の備えと万が一災害が発生した際の一刻も早い通信設備の復旧に取り組んでいます。

1 通信ネットワークの災害対策

ライフラインとして災害時でも継続して通信サービスを提供するため、強固なネットワーク構築と、災害時の緊急対応に備えた体制を整備しています。

2 災害時の安心を提供するサービス

災害が発生した際に、お客さまがいち早く災害情報を把握し、情報伝達手段を確保できるよう、緊急速報メールや災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供などさまざまな取り組みを行っています。

またお客さまに日常的に防災を意識いただくため、防災に関する情報の提供に取り組んでいます。

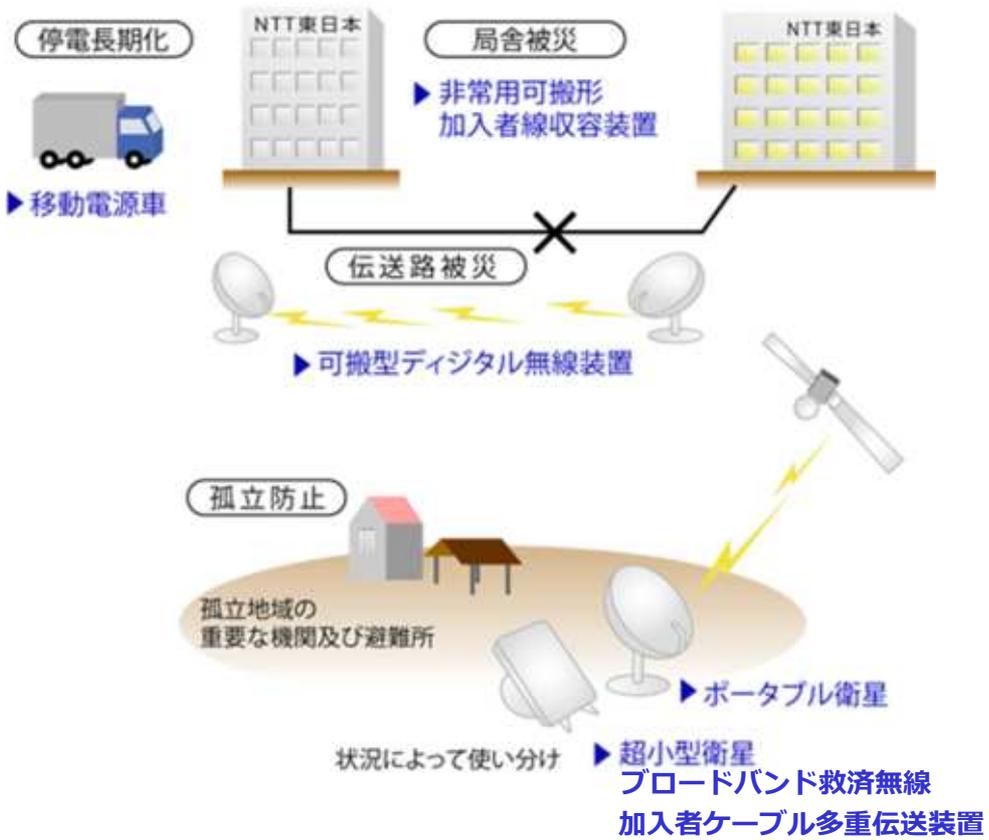
2【施策・展開】

（電話機能）

①【東日本電信電話株式会社】

大規模自然災害が発生し、NTT回線が途絶しても、災害対策機器を用いた早期通信回復を実施します。

【図 3-3-6 対策イメージ】（提供:NTT 東日本）



【図 3-3-7 災害対策機器】（提供:NTT 東日本）

<p>移動電源車</p>  <p>長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合、最大 1,000kVA の発電能力を備えた移動電源車により通信電源を確保します。</p>	<p>非常用可搬形加入者線収容装置(仮設局舎)</p>  <p>NTT ビルが被災し、交換機や伝送装置が被災した場合に運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。</p>	<p>ポータブル衛星装置</p>  <p>災害などにより通信が利用できない場合、避難所に災害時用公衆電話やインターネットサービスを提供することができる衛星端末局です。</p>
<p>可搬型デジタル無線装置(11P-150M)</p>  <p>伝送路故障の場合の応急復旧のために使用します(50Mbps×3 本又は 150Mbps×1 本の伝送路を作成可)</p>	<p>可搬型デジタル無線装置(TZ-403D)</p>  <p>災害時に、病院や役場などに、着信可能な災害時用公衆電話やインターネット接続を提供します。</p>	<p>加入者ケーブル多重伝送装置</p>  <p>多重化によりケーブルを有効活用し、避難所、仮設住宅等に各種通信手段を提供します。</p>

<p>ブロードバンド救済無線</p>  <p>NTTビルと避難所等の間を無線で接続し、避難所等にインターネット等のブロードバンド環境を提供します。</p>	<p>多機能マルチヘリコプタ</p>  <p>災害現場等において、現地の映像情報により被災状況を把握するとともに、ケーブル復旧作業が困難な場所での通線作業に使用します。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一方、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料をご利用いただける災害時用公衆電話（特設公衆電話）の「事前配備」を進めています。

【図 3-3-8 災害時用公衆電話】（提供：NTT 東日本）



事前配備の災害時用公衆電話（特設公衆電話）に加え、市町村等からのご要望により、避難所へ災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置します。

被災者の方は、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を利用し、災害用伝言ダイヤル（171）の利用や知人への連絡を無料で行うことができます。

災害用伝言ダイヤル（171）は、地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、速やかにサービスを提供します。

【図 3-3-9 災害用伝言ダイヤル】（提供：NTT 東日本）



また、各地方自治体等と協力して、各種災害対策機器を用いた孤立エリアの通信確保訓練を実施しています。



【訓練の様子】（提供:NTT 東日本）

②【株式会社NTTドコモ】

●施策1：通信の確保

災害に備え、通信設備の二重化、重要施設の分散化を進めています。長時間停電の場合においては、施設に設置しているバッテリーや移動電源車により対応し、通信の確保を図ります。長野県内においても、移動基地局車や移動電源車など、災害対策機材を配備し、通信の確保及び信頼性向上に継続的に取り組んでいます。



【移動基地局車】（提供:NTT ドコモ）



【移動電源車】（提供:NTT ドコモ）



【移動電源車（大型）】（提供:NTT ドコモ）

●施策2：避難所支援

災害時には、安否確認などのため携帯電話が重要な役割を果たします。避難所への支援として、「無料充電サービス」の提供や「docomo Wi-Fi」の設置などをおこなっています。



【無料充電サービス】（提供:NTT ドコモ）



【docomo Wi-Fi サービス】（提供:NTT ドコモ）

●施策3：大規模災害時に帰宅困難者へNTTドコモ長野ビルを開放
 大規模災害発生時に公共交通機関の運行が停止するなどの理由により、帰宅が困難となった方々への支援場所として、NTTドコモ長野ビル（長野県長野市上千歳町1112-1）を開放いたします。開放するビルでは、災害発生時に無料充電サービスをはじめ、飲料水や非常食の提供、また、安心して休憩していただくためのスペースやトイレ、毛布等を提供いたします。

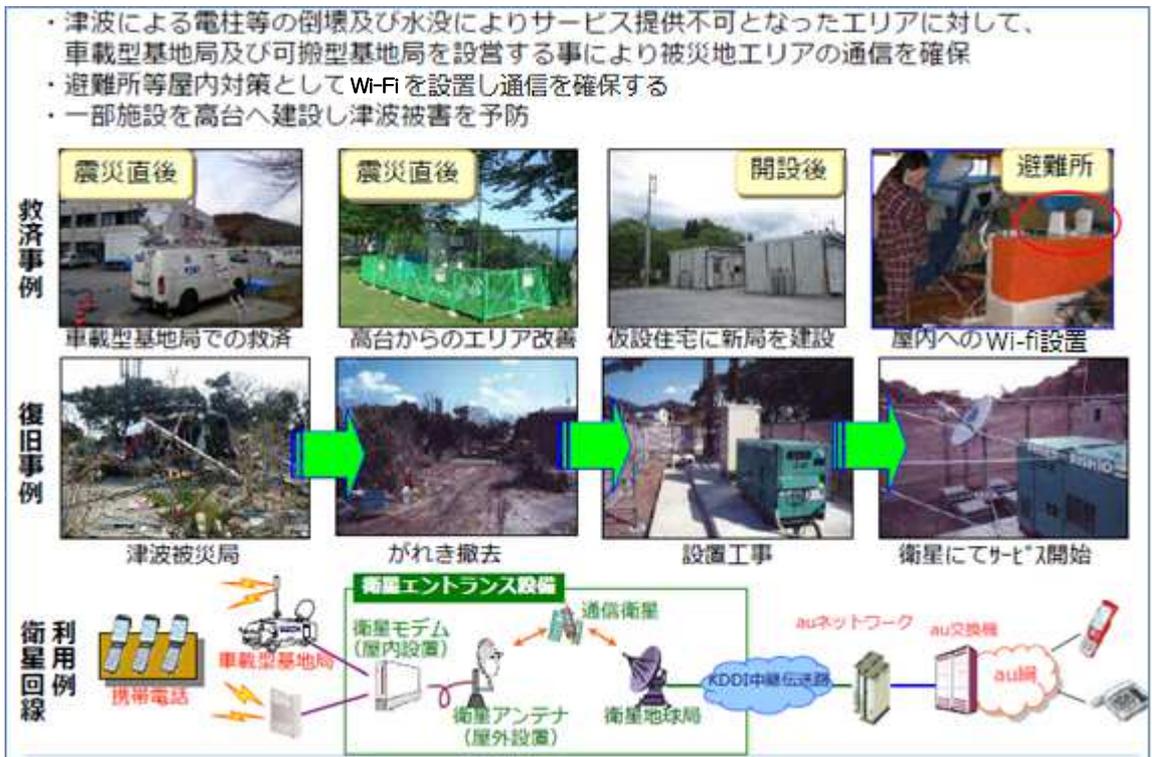
（提供サービス）飲料水、非常食、毛布、トイレ設備、無料充電サービス、テレビ・ラジオ等による災害情報

●施策4：災害救助法の適用地域に対する支援措置
 自治体等から要請があれば、携帯電話などの貸出ができるよう準備をしております。

③【KDDI株式会社】

KDDI（株）は、車載型基地局及び可搬型基地局を設営する事により被災地エリアの通信を確保し、避難所等屋内通信を確保するためWi-Fi設備を設置するなど、通信の確保に向けた対策を引き続き推進します。

【図3-3-10】（提供：KDDI（株））



④【ソフトバンク株式会社】

1 耐震及び停電対策

- ・重要通信拠点の自社耐震基準（新建築基準法の基準以上）を満たすことの確認
- ・ネットワークセンターの停電時 48 時間以上無停電対策を実施
- ・自治体（災害対策本部拠点）をエリアカバーする基地局の停電時長時間継続稼働化（全国 1961 拠点）

2 災害時応急復旧対策

- ・基地局停電対応：携帯用発動発電機 全国 700 台配備
- ・基地局被害対応：移動基地局車 全国 100 台、可搬型移動基地局 210 台配備
- ・光有線ケーブル断線対応：地上系エントランス無線 全国 128 対向配備
- ・沿岸部等広範囲の基地局被害対応：気球無線中継システム 全国 10 台配備



【大型移動基地局車】



【中型移動基地局車】



【小型移動基地局車】



【可搬型移動基地局】



【エントランス無線】



【気球無線中継システム】

（提供：ソフトバンク（株））

3 災害対応支援

- ・公共機関・NPO 法人向け復旧・復興作業用貸出衛星携帯電話および携帯電話 全国 1,500 台配備
- ・避難所での安否連絡用貸出用携帯電話および PHS 電話 全国 4,200 台配備

4 災害協定の締結

- ・全陸上自衛隊（5 方面隊）、海上保安庁と災害協定締結

5 防災訓練の参加

- ・全国自治体、自衛隊等の総合防災訓練参加により、災害時の連携を強化

起きてはならない最悪の事態

3-4 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

1 【現状認識・取り組み】

(テレビ・ラジオ放送)

①【日本放送協会（NHK）長野放送局】

NHK長野放送局は「命と暮らしを守る」報道に全力を挙げ、長野県の「安全・安心の拠点」として、災害に強い地域づくりに貢献します。

災害発生直後においては、テレビとラジオでの速報と特設ニュースなどを通じて、被害、避難、ライフラインに関する情報を途絶することなくできるだけきめ細かく放送しています。



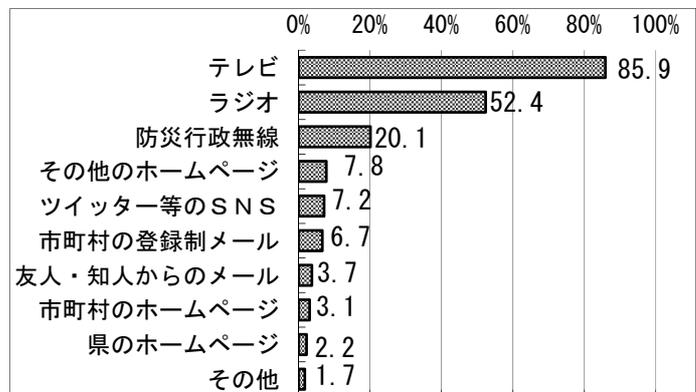
【「にっぽん百名山」の番組クルーが伝えた御嶽山頂付近の映像】（提供：NHK長野放送局）

(災害情報の入手先)

② 平成26年12月に長野県が実施した県政モニター調査結果では、災害情報の入手先として「テレビ」を選んだ県民が85.9%、次いで「ラジオ」が52.4%（複数回答あり）と、「ホームページ（SNS等を含む）」の20.3%と比較して多い状況であり、県民への災害に関する情報提供はテレビ、ラジオ放送を通じて適切かつ迅速に行われる必要があります。

【表 3-4-1 災害情報の入手先】

(平成26年度第2回県政モニターアンケート調査結果から引用)



(インターネット等)

③ 災害に関する情報は、テレビ、ラジオ放送といった、もっとも一般的な情報伝達ツールの他に、インターネット、電子メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の媒体から得る場合（表1）があり、行政は、それらの媒体を通じて効率的、効果的な情報提供を実施する必要があります。

(長野県大規模災害ラジオ放送協議会)

④ 長野県大規模災害ラジオ放送協議会は、1997年に長野県、信越放送、FM長野、FMぜんこうじなどが中心となり、ライフライン関係の企業・団体、それに市町村などが会員となって発足しました。毎年9月1日の「防災の日」には、地震に対

する備えを中心に、防災に関するラジオ放送を制作・放送しており、また、県民向けに地震に対する備えを中心に記述した「防災ハンドブック」を発行するなど、事前の備えについての活動を実施しています。



【防災ハンドブック】（提供：長野県大規模災害ラジオ放送協議会）

（外国人観光客に対する情報提供） 災害教訓

- ⑤ 長野県に宿泊する外国人観光客は近年大きな伸びを示していますが、災害に際して外国人観光客が適正な対応行動を行うためには、それぞれの観光客の母国語による正確な災害情報が提供される必要があります。

2 【施策・展開】

（テレビ・ラジオ放送）

- ① NHK長野放送局は、災害発生時には、直後からテレビとラジオでの速報や特設ニュースなどを通じて、被害、避難、ライフラインに関する情報をきめ細かくお伝えします。平成 28 年の熊本地震、29 年の九州北部豪雨の教訓などを踏まえ、視聴者に災害の危険を「自分のこと」と受け止めてもらえるよう、避難勧告の地域や氾濫の危険性がある河川の名前について、地域放送だけでなく、全国放送でも詳細に伝える取り組みなどを行っています。

テレビでは、災害情報を特設のニュースで伝えるほか、通常の放送を出している場合でも、画面の上に「L字」と呼んでいる字幕放送を行い、より多くの情報を提供しています。

また、停電に強く、いざというときに役に立つラジオについては、災害の発生に備え、身近な存在として再認識してもらおうと、平成 27 年度から夕方時間帯に「ゆる～り信州」という地域独自の番組を放送しています。

さらに、テレビ・ラジオ以外の情報発信に力を注ぐため、長野局のホームページやテレビのデータ放送で「L字」画面の情報を提供したり、「災害ホームページ」を立ち上げて最新の報道原稿を掲載したりしています。

平成 29 年 7 月からは、「Lアラート」情報の放送での運用を開始しました。市町村が発信する避難に関する情報を長野局のホームページやデータ放送で提供しています。自治体の情報をそのまま取り込んでいるため、いかに速く、正確な情報を入力してもらえるかが、課題となっています。

防災・減災情報については、多様なメディアでの発信を常に心がけています。NHK長野放送局は、公共放送として、災害報道・緊急報道に全力で取り組みます。

【図 3-4-1 「L字」放送とデータ放送のトップ画面に「御嶽山噴火情報】（提供：NHK長野放送局）



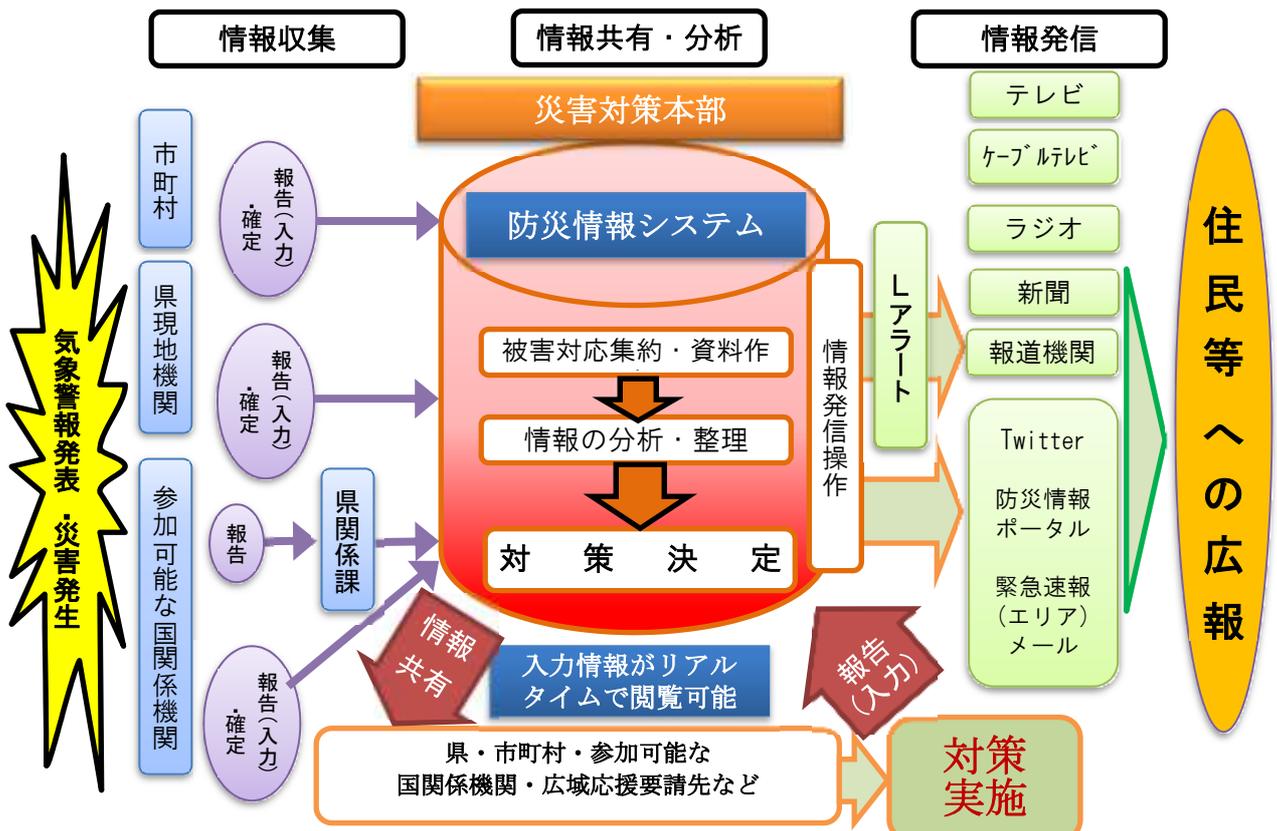
（長野県防災情報システム）

- ② 県は、テレビ、ラジオ放送、またそれ以外での情報発信も含め、迅速かつ円滑に収集・集約、共有を行うことで災害対策本部機能を強化し、災害対応業務の効率化、迅速化のために市町村を含めた防災、医療、ライフライン関係機関の連携、インターネットや電子メール等を活用した住民等への情報発信を行う「長野県防災情報システム」を運用しています。

○長野県防災情報配信サイト「長野県防災情報ポータル」URL

<http://nagano-pref-bousai.force.com/>

【図 3-4-2 長野県防災情報システム 概略図】 （長野県危機管理防災課）



(長野県大規模災害ラジオ放送協議会)

- ③ 長野県大規模災害ラジオ放送協議会は、ラジオ番組を通じて地震に対する備えを中心に「事前の備え」の大切さを県民に伝え続けるとともに、防災ハンドブックの発行による啓発を継続して推進します。またラジオ放送は、県民が停電時においても災害に関する情報を収集しやすいため、災害時には適切な災害情報のラジオ放送を実施します。

(多言語による情報提供)

- ④ 県では、平成 29 年 7 月に開設した、県内の宿泊施設、飲食店を始めとする全ての県民と外国人観光客を対象に、日本語と 5 言語（英語・中国語・韓国語・タイ語・インドネシア語）の電話通訳サービスを行う「NAGANO 多言語コールセンター」など、外国人観光客と日本人の情報疎通に向けた取り組みを行うとともに、外国語による案内標識やパンフレット類の整備など外国人に対する正確な情報提供の推進を行います。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
Lアラートを運用する市町村	77 市町村 (2016 年度)	現状を 維持	

第4節 ライフラインの確保、早期復旧

起きてはならない最悪の事態

4-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止

1 【現状認識・取り組み】

（電力）

①【中部電力株式会社】

中部電力（株）は、愛知県、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）、長野県、静岡県（富士川以西）の中部5県を営業区域とする電気事業者です。

【表 4-1-1 長野県内における概要】（提供：中部電力（株）2017年3月31日現在）

項目	数量
発電設備	水力 482千kW 太陽光 1千kW
送電設備	送電線路亘長 架空 2,236km、地中 58km
変電設備	変電所数および出力 152ヶ所 14,441千kVA
配電設備	配電線路亘長 架空 40,686km（高圧 21,871km 低圧 18,815km） 地中 569km

（注）配電線路亘長の数字は併架亘長部分を含めたものです。

中部地域のライフラインを担う企業グループとして、これまでも被災後の早期供給の確保や公衆保安確保の観点から、設備対策などを進めてきました。

電力の長期供給停止を発生させないため、これからも電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じて発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化を図る必要があります。

中部電力グループにおける事業継続の基本的な考え方（提供：中部電力（株））

中部電力グループは、お客さまに安全・安定的にエネルギーをお届けするという公益的使命を達成するため、つねに公衆保安の確保や設備保全などに万全を期すとともに、大規模災害などが発生した場合においても、災害の影響を最小限にとどめつつ、早期復旧を実現し事業継続できるように、全力で取り組んでいきます。

1. 災害に強い設備を形成するとともに、適切な保守・保全を実施します。
2. 早期復旧と公衆保安の確保に向けた防災体制を整備するとともに、訓練などを通じた対応能力の維持・向上を図ります。
3. 新たな知見などを適切に取り入れ、より安全・安定的なエネルギー供給の実現に向けた継続的なレベルアップを図ります。

（LPガス）

②【（一社）長野県LPガス協会】

（一社）長野県LPガス協会と県は、平成25年1月に「災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定」を締結し、また県内77市町村とも平成26年6月までに締結を完了しました。この協定に基づき、県や市町村から要請があった場合、①被災地域における一般消費者等に対して販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給、②供給設備設置場所以外で発見されたLPガスボンベについて容

器所有者が行うべき回収及び保管、③被害状況及び復旧状況の調査、④新たにLPGガスの供給が必要となった場合の設備工事及び供給、⑤その他LPGガスの保安確保及び供給のために特に必要な業務について実施されることとなっています。

平成28年長野県議会6月定例会において、当協会からの請願書「公共施設に災害にも強いLPGガス設備の導入が進むことを求める」が採択されました。その趣旨は、大規模地震等の自然災害への備えとして、避難場所などの公共施設において、「災害にも強いLPGガス」設備の導入が進むよう配慮を求めるものです。

請願書の採択を契機に、公共施設・公的避難所・学校・医療施設等にLPGガス災害バルクシステム等の導入について積極的な働きかけを行います。

《LPGガスのメリット》

- 1) LPGガスは経年劣化しないので、長期にわたって使用できます。
- 2) LPGガス発電機を備えることで、停電時に様々な電気機器を使用できます。
- 3) 災害時対応バルク貯槽等の導入には、国の補助制度を活用できます。
- 4) 施設のBCP（事業継続計画）対策に有効です。
- 5) 国土交通省は、平成28年度版「公共建築工事標準仕様書」に、LPGガス輸送の省力化などを考慮した地上式バルク貯槽を追加しました。

（都市ガス）

③【長野県ガス協会】

長野県内においては6事業者が都市ガス供給事業を行っています。ガス導管による都市ガス供給は、台風、大雪等による被害を受けにくい供給システムですが、地震対策も含め、防災対策として、設備対策・緊急時対策・復旧対策を3本の柱として、さらなる供給信頼性の向上に取り組んでいます。

【表4-1-2 事業者・供給区域一覧】（提供：長野県ガス協会）

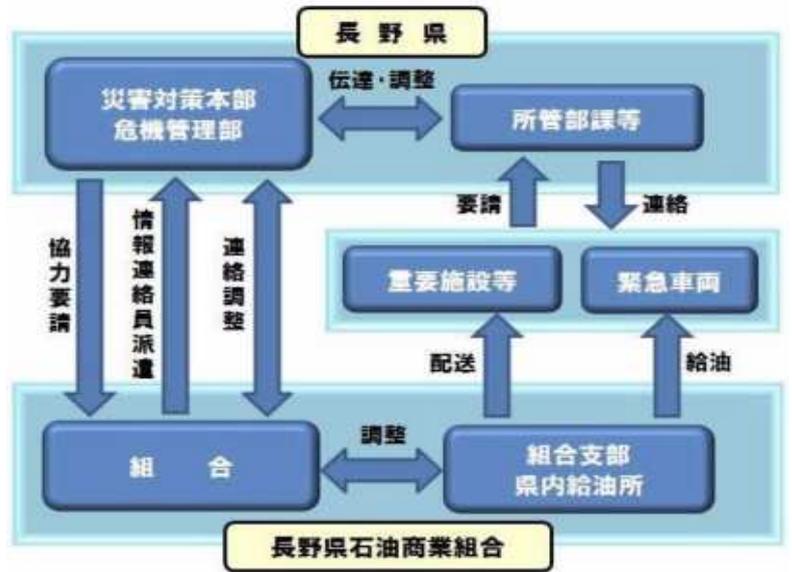
事業者名	供給区域
上田ガス(株)	上田市
大町ガス(株)	大町市
信州ガス(株)	飯田市
諏訪ガス(株)	諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町
長野都市ガス(株)	長野市、須坂市、千曲市、中野市、小諸市、佐久市 上田市、東御市、山ノ内町、小布施町、御代田町
松本ガス(株)	松本市

(石油類燃料)

④【長野県石油商業組合】

長野県石油商業組合と県は、平成25年1月に「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、県から要請があった場合、県が指定する緊急車両等や災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供が実施され、また組合員が取り扱う物資の供給及び要員の動員などが行われます。

【図 4-1-1 災害時における石油類燃料供給の基本的な流れ】

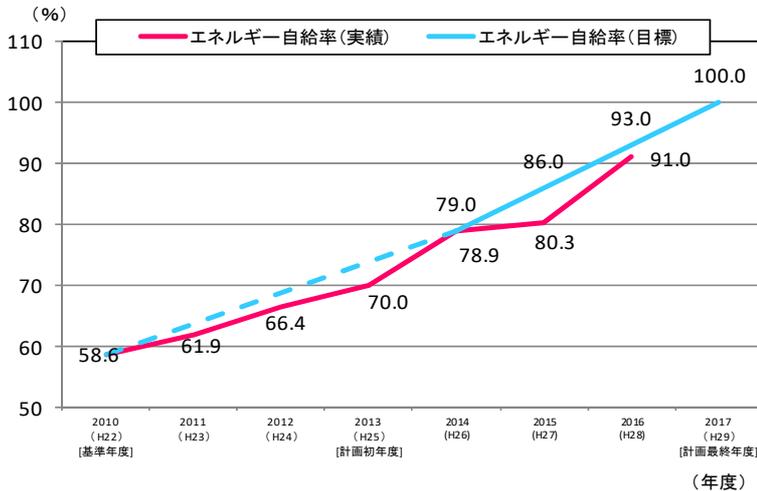


また、緊急車両等への優先供給をより確実なものとするため、平成27年1月に協定を改正し、長野県石油商業組合と県は協力して、災害時に必要な石油類燃料の備蓄を進めることとしています。

(省エネルギー・自然エネルギー)

⑤ 省エネルギー化を促進するとともに、地域主導型の自然エネルギーを普及拡大することにより、エネルギー自給率を更に高めていくことが必要です。

【図 4-1-2 エネルギー自給率（発電設備容量）の推移】（長野県環境エネルギー課）



【栄村木質チップボイラー施設】

(水力発電)

⑥ 県企業局の電気事業は水力発電により、365 百万 kWh（平成29年度）、世帯換算で12.4%の電灯需要を賄える電力を発電し、電力会社に売電しています。日常の保守・点検や補修を確実に行っていく他、建設から40年以上を経過した発電所が16箇所中8箇所を占めることから、計画的に老朽化対策を推進していく必要があります。

また、自然災害の中でも特に被害を受け、電力供給復旧までに時間を要すると想定される大規模地震に備えるため、水力発電施設の耐震化を計画的かつ着実に進めるとともに、大規模災害等における情報共有並びに危機管理体制のあり方の検討を進める必要があります。



【企業局水力発電所中、最大出力の春近発電所（伊那市）】

2 【施策・展開】

（電力）

① 【中部電力株式会社】

中部電力（株）では、以下の施策を実施しています。

（防災体制の整備）

災害の発生時や発生が予想される場合には、直ちに非常体制を発令し、事業場ごとに非常災害対策本部を設置することとしています。

また、災害に備え、日頃から防災訓練や復旧作業訓練などを繰り返し実施することにより、万が一の災害時に迅速に対応できるよう取り組んでいます。この他、国・地方公共団体や警察・消防などが実施する連絡会議や連携訓練（※）にも積極的に参加することで、関係機関との緊密な連携を図るとともに、他電力会社とも相互協力体制を整えています。

（※）平成29年度には、長野県総合防災訓練において陸上自衛隊との協同訓練を実施し、連携方法等を確認しました。

災害発生時には、ヘリコプターによる人員・資機材の輸送手段や、衛星通信ネットワークによる情報連絡手段を確保するとともに、速やかな応急送電のために、発電機車や移動変圧器などの特殊車両を主要な事業場に配備しています。

（設備面の取り組み）

中部電力では、これまでも国による三連動地震の想定震度分布の公表などから得られた新たな知見を適切に反映し、被災後の早期供給力確保や公衆保安確保の観点から、設備対策などを進めてきました。

【図 4-1-3 防災体制図】（提供：中部電力（株））



これからも、国・自治体による南海トラフ地震や防災対策の見直しなどを踏まえ、各対策の検証を進め、引き続き必要な対策・対応を進めることとしています。

【図 4-1-4】（提供：中部電力（株））



●発電設備

中部電力は、安定して電気を送ることができるよう原子力、石炭・LNG・石油などの火力、水力・太陽光のような再生可能エネルギーなど合計211ヶ所、3,313.8万kWの発電設備を備え、日頃からこれら発電設備の保守・点検や補修を確実に実施し、安定供給に努めています。

●送電設備

発電所で発電された電気を、配電用変電所まで運ぶ送電設備は、電気を運ぶための電線とそれを支える鉄塔などの支持物で構成されています。

電力の安定供給のため、雷や雪などの自然の脅威に耐えるよう、適切な設計や設備形成をするとともに、故障を未然に防ぐ技術も導入しています。

なお、年々増加していく高経年設備について、的確・確実に更新し、公衆保安の確保・安定供給に取り組んでいます。



【送電線建設工事】（提供：中部電力（株））

●変電設備

送電線で運んできた電気をそれぞれの使用目的に応じた電圧に変えることを「変電」といいます。

電気は、電気抵抗によるロスを低減するために高い電圧で運びます。そして、変電所で徐々に電圧を下げて、工場や家庭などに届けられます。

変電所は、電圧を変える変圧器をはじめとした多種多様な機器により構成されており、その電圧も50万Vから6,600Vまで様々です。それぞれの機器に応



【東信変電所】（提供：中部電力（株））

じた巡視・点検を行い、日々、公衆保安の確保・安定供給に向け取り組んでいます。

●配電設備

電柱や電線などで構成される配電設備は、我々の生活空間に数多く存在します。このため、定期的に設備の巡視を行い、危険がおよぶことがないように万全を期しています。また、設備故障による停電を未然に防止するため、機器の点検も行われています。

この他営業所では、停電からの早期復旧に備え、24時間出向できる体制を整えています。万が一停電が発生した場合は、昼夜を問わず現場に向かい、復旧作業にあたります。

また営業所内では、停電範囲を極小化するため、配電自動化システムを活用し、電気の流れを切り替えています。

中部電力では、このような事態に備え、訓練を通じ、早期復旧に必要な技術力の維持・向上に取り組んでいます。



【冠雪落とし】（提供：中部電力（株））



【非常災害実動訓練】（提供：中部電力（株））

●系統運用

発電所と家庭を結ぶ送電ルート of 安定を保つため、送電線に流れる電気の量や電圧を監視・制御しているのが給電制御所です。

時々刻々と変化する電気の使用量（需要）と発電量（供給）のバランスを保つとともに、突発的なトラブル発生時にも、安全・確実・迅速な復旧操作を行うことができるよう、24時間・365日、電力ネットワーク全体を監視・コントロールしています。



【中央給電指令所】（提供：中部電力（株））

（LPガス）

②【（一社）長野県LPガス協会】

（一社）長野県LPガス協会は、LPガス販売事業者等に対して経済産業省の補助事業による指定を促し、県内LPガス充填所の出荷・配送体制の強化を実施しました。結果として県内では9ヶ所の指定を受け、中核充填所としてのLPガス販売事業者等は、自家発電装置、LPガス自動車、LPガス自動車への充填設備、衛星通信設備等が導入されており、災害に強い安定したLPガスの供給を目指します。

中核充填所の役割は以下のとおりです。

- (1) 地域の市町村と長野県LPガス協会及び支部とで締結された防災協定への参加
 - (2) 災害時において中核充填所の共同利用又は地域内充填所からの依頼に基づき充填受入、代替配送、保安点検調査の支援（この場合の、LPガス供給量の配分、保安体制及び費用は各地区での災害時石油ガス供給連携計画策定時に取り決める）
 - (3) 災害時における国・地方公共団体・長野県LPガス協会への速やかな情報提供
 - (4) 災害時における流出容器回収の際の保管場所の提供（県の指定場所でも可）
 - (5) 石油備蓄法による地域内の事業者が連携・策定する「災害時石油ガス供給連携計画」への参画
 - (6) 国の指導により、災害時石油ガス供給連携計画の発動、国からの重要施設への配送指示については、優先的に対応すること
- また、（一社）長野県LPガス協会内に、長野県中核充填所委員会を設置し、中核充填所による防災訓練等を引き続き実施します。

県民の
皆様へ

公共施設や避難所の設置者は、劣化せず、備蓄が容易で、分散型エネルギーであるLPガスの災害バルクユニットの設置に協力をお願いします。

（資源エネルギー庁石油製品利用促進対策事業費補助金による災害バルクユニット設置先 10 カ所（平成 26 年度）。全国では 406 ヶ所設置済み。）

【図 4-1-5 災害対応バルク概観】



【長野県消防学校（長野市篠ノ井）にLPガス災害バルクシステムを設置】

平成 29 年度国の補助金を活用して、県は長野県消防学校の屋内訓練場に、①災害対策用LPガスバルクタンクユニット 298 kg型の設置、②小型LPガス発電機 2.2kVA の 2 台設置、③炊出しユニット及び投光器の納品を決定し、防災力強化と施設整備を推進しています。

（都市ガス）

③【長野県ガス協会】

○防災体制の整備

長野県ガス協会の各事業者においては、災害の発生時あるいは発生が予想される場合には、直ちに非常対策組織の体制をとり、対応をすることとしています。また、災害発生時に迅速・的確に対応できるよう、防災訓練を定期的実施しています。指定地方公共機関として行政との防災訓練にも積極的に参加しています。

○地震対策

地震対策においては、ガス導管の設備対策として耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用し、耐震化率が概ね90%を超える信頼性の高い導管ネットワークを構築してきていますが、今後も鋭意対策を推進していきます。

緊急時対策としては大規模な地震の際には、各社所有の地震計により揺れを感知し、被害が甚大と予測される場合には、地区単位で供給を停止し、二次災害の防止を図れる設備としております。なお、一般のご家庭では、マイコンメータが設置されており地震を感知し、ガス供給を自動的に遮断いたします。また、緊急時の対応・措置を迅速・確実に実施できるよう社員の防災訓練を実施しています。万一、供給を停止した場合は、早期復旧を進めると共に移動式ガス発生設備等による臨時供給を行います。必要な場合には、都市ガス事業者の全国的な応援体制により、迅速に供給再開を行います。

【図 4-1-6 中圧導管(溶接鋼管)】

中圧導管は耐震性に優れており、阪神大震災レベルの地震の際でも損傷を受けません。東日本大震災による液状化でも被害はありませんでした。



180度曲げても破損しません

【図 4-1-8 移動式ガス発生設備】

圧縮天然ガス等をポンペに充填して、ガスを供給する設備です。病院等に臨時供給します。



【図 4-1-7 低圧導管】

低圧導管には耐食性、耐震性に優れたポリエチレン管を積極的に採用しております。



これだけ伸びても漏れません

【図 4-1-9 全国のガス事業者からの応援】

大規模地震時には全国の都市ガス事業者から都市ガス復旧隊が派遣されます。

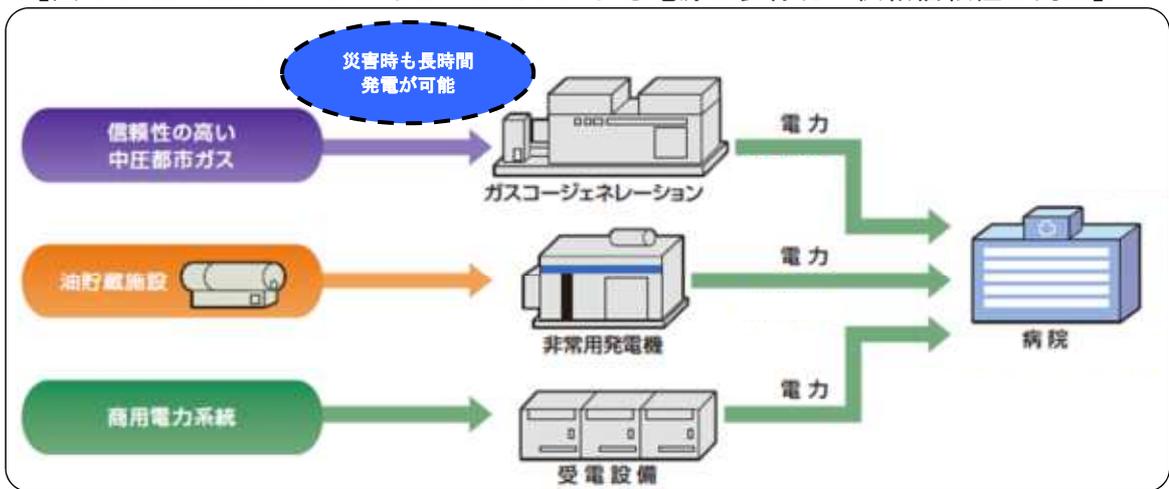


○災害時電源セキュリティーの向上

ガスコージェネレーションシステムや電源自立型ガスヒートポンプ（GHP）は、省エネ・節電に貢献すると共に、災害による停電時には都市ガスにより発電を行うため、エネルギーセキュリティの向上を図ることができます。医療施設、福祉施設等の重要拠点において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、このような都市ガスによる自立・分散型システムの普及を推進しています。

また一般のご家庭ではエネファーム（家庭用燃料電池システム）により、災害時に停電した場合でも、稼動中の場合は電気を使用し続けることができます。

【図 4-1-10 ガスコージェネレーションによる電源の多様化・供給信頼性の向上】



（石油類燃料）

④【長野県石油商業組合】

県内で消費される石油製品の大半は京浜地区から貨物輸送により供給されており、平成 26 年 2 月 14 日からの大雪では、JR 中央東線や中央自動車道が途絶し、北信地方の油槽所在庫が約 35%まで落ち込みました。その結果、県下のサービスステーション（SS）では燃料不足が懸念され、給油制限をするなどの影響が生じました。長野県石油商業組合は、JR 貨物による石油挽回輸送の措置を受けつつ、一般消費者に対して、必要以上の買いだめの自粛、冷静な対応を求め、県内の石油消費をコントロールし、大きな混乱を招かずに回復に至りました。

東日本大震災の教訓を踏まえると、大規模自然災害時においては、石油製品の継続的な供給が困難な状況となるうえ、多くの消費者が「いざという時」のための給油の必要性を認識し、多数の消費者が SS に殺到することが予想されます。

こうした事態を避けるため、国により自家発電設備等を備えた災害対応型中核給油所（中核 SS）が全国で 1700 箇所整備されましたが、緊急車両等への優先給油をより確実なものとするため、中核 SS 等に対して一定の在庫を備蓄するための管理費等について、県は長野県石油商業組合を通じて支援を行います。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、供給拠点の被災等により石油類の燃料不足が懸念される状況となった場合、緊急車両や医療施設、社会福祉施設といった燃料の途絶が

人命にかかわる車両・施設等に優先的に供給するため、必要以上の買いだめの自粛など、冷静な対応をお願いします。

(省エネルギー・自然エネルギー)

- ⑤ 省エネルギーと自然エネルギーを推進することで、温室効果ガスの排出量を削減し地球温暖化の影響による災害を防止します。また、エネルギー自給率を高めることで化石燃料に頼らないエネルギー自立地域を確立するなど、災害に強いまちづくりを支援します。

(水力発電)

- ⑥ 県企業局の水力発電施設について、建設経過年数と施設設備の状態を考慮し、改修や長寿命化を進めるとともに、地震被害に備えるため、発電所施設の耐震化を着実に実施します。

また、災害時の情報の早期把握のため、各施設の運営状況を一元的に確認可能な情報共有システムを整備するとともに、現地機関の被災に備えた運転管理システムのバックアップ体制のあり方について、検討を行います。

3 【数値目標】

指 標	現状	目標	備考
発電設備容量で見るエネルギー自給率	91.0% (2016年度)	131.3% (2022年度)	
県営水力発電所建屋の耐震化率	92.9% (2016年度)	100.0% (2019年度)	
エネルギー消費量でみるエネルギー自給率	7.7% (2014年度)	15.5% (2022年度)	

起きてはならない最悪の事態

4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（上水道・用水供給）

県内の上水道・用水供給については、水道施設の更新に合わせて耐震化が進められていますが、基幹管路の耐震適合率は35%程度にとどまっております。浄水場、配水池についても耐震化率は全国水準よりも低く、災害時の上水道等の早期復旧のため、一層の耐震化が必要です。

大規模災害時における応急給水活動及び応急復旧活動については、長野県水道協議会水道施設相互応援要綱等により広域的な応援体制を整備しています。

【表 4-2-1 上水道、用水供給における基幹管路、浄水場及び配水池の耐震化率 (H28)】
（長野県水大気環境課）

	基幹管路 総延長 (Km)	基幹管路 (%)		浄水場 (%)	配水池 (%)
		耐震適合性のある管			
			うち耐震管		
本 県	2,679.4	35.2	18.1	22.7	32.4
全 国	99,083.3	38.7	24.4	27.9	53.3



「給水訓練状況」(長野県水大気環境課)



「災害時の応急仮設状況」(南木曾町)

（県の水道事業）

- ② 県企業局が経営する水道事業（末端給水事業【長野市の一部、上田市の一部、千曲市の一部、坂城町の約19万人の家庭まで上水道を供給する事業】・用水供給事業【松本市、塩尻市、山形村の2市1村に水道水を供給する事業】）については、自然災害の中でも特に広範囲かつ復旧に時間を要すると想定される大規模地震等の災害時における給水を確保するため、基幹施設及び基幹管路のほか、人命の安全確保の観点から、病院や避難所となる学校等に至る管路の耐震化も併せて進める必要があります。

また、水道施設が被災した場合は、住民に対して総合的な支援を行う市町村と企業局の間で締結した、災害時連携協定等に基づく、的確な対応が求められています。

さらに、火山噴火により火山灰が河川に混入し、酸性値が水質基準を超える事態等を想定し、水質の維持・検査等に必要な薬品調達体制を整備しておく必要があります。

また、大規模災害等における情報共有並びに危機管理体制のあり方の検討を進める必要があります。



【水道管耐震化工事の状況】（長野県企業局）

2 【施策】

（水道）

- ① 施設整備には莫大な費用が必要となることから、県は、水道事業者に対し、水道施設の重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を求めるとともに、施設整備に国庫補助を有効に活用することができるよう支援します。

（県の水道事業）

- ② 県企業局が経営する水道事業に係る浄水場等の基幹施設及び導・送水管等の基幹管路等について、優先的に耐震化を進めます。特に末端給水事業については、病院や避難所となる学校等を「重要給水施設」と位置付け、そこに至る管路の耐震化も併せて進めます。

また、災害の発生により周辺一帯が断水しても、そこへ行けばいつでも水が出る、応急給水拠点「安心の蛇口」の整備を進めるほか、市町村と企業局との災害時連携協定等に基づく応急・復旧活動を的確に行うとともに、市町村、住民と連携した実践的な防災訓練を実施するなど、ソフト面の対応も強化します。

火山噴火による火山灰混入による酸性値上昇等に備え、質の高い水質検査を継続するほか、薬品業者と苛性ソーダの優先調達協定を締結します。

また、災害時の情報の早期把握のため、各施設の運営状況を一元的に確認可能な情報共有システムを整備するとともに、現地機関の被災に備えた運転管理システムのバックアップ体制のあり方について、検討を行います。

さらに、県水道協議会の要請に基づき、被災した水道事業体の復旧支援を行うほか、企業局の培った技術力を活用し、技術職員等の不足に悩む過疎自治体における水道施設整備を支援します。



（「安心の蛇口」第1号 千曲市）



（「安心の蛇口」を活用した県地震総合防災訓練）

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
上水道・用水供給の基幹管路の耐震適合率（※）	35.2% (2016年度)	50.0% (2026年度)	
県の水道事業（末端給水）における基幹施設（浄水施設）の耐震化率	50.0% (2016年度)	100.0% (2019年度)	
県の水道事業（末端給水）における基幹管路の耐震適合率（※）	86.3% (2016年度)	100.0% (2025年度)	
県の水道事業（末端給水）における重要給水施設に至る管路の耐震適合率（※）	71.9% (2016年度)	100.0% (2025年度)	
県の水道事業（末端給水）における「安心の蛇口」整備数	2箇所 (2016年度)	20箇所 (2025年度)	
県の水道事業（用水供給）における基幹施設（浄水施設）の耐震化率	0.0% (2016年度)	100.0% (2024年度)	
県の水道事業（用水供給）における管路の耐震適合率（※）	77.9% (2016年度)	100.0% (2024年度)	

※ 地盤状況を評価した上で耐震性を有すると判断される管を含めた率

起きてはならない最悪の事態

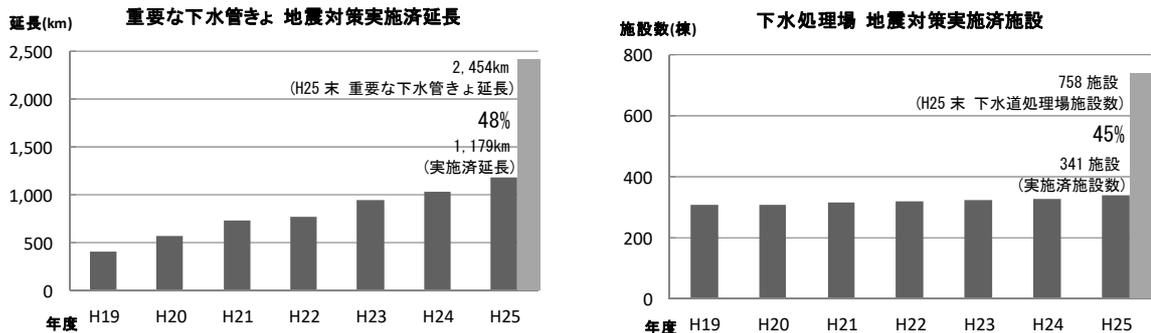
4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（汚水処理施設等）

- ① 下水道BCPにより事前対策を行うとともに、汚水処理施設等の早期復旧のため、関係機関と連携して下水道施設等の耐震化を推進していく必要があります。

【図 4-3-1 下水道施設の耐震化の推移】（長野県生活排水課）



【処理場 最終沈澱池管廊のクラック】
(H23 東日本大震災)



【マンホールの隆起】
(H26 神城断層地震)

2 【施策】

（汚水処理施設等）

- ① 県は、市町村の下水処理施設等の耐震化や下水道BCPの策定を支援します。県と市町村は、下水道BCPや防災訓練等により防災体制の強化を図ります。民間事業者等は、応急復旧への協力をお願いします。

3 【数値目標】

指 標	現状 (2016 年度)	目 標 (2022 年度)	備考
重要な下水管きよの地震対策実施率※	48%	100%	
下水処理場の地震対策実施率※	85%	100%	
農業集落排水施設の機能診断実施地区割合	30%	100%	

※耐震工事等により耐震性を有する施設及び耐震診断等の対策に着手した施設の割合

起きてはならない最悪の事態

4-4 地域交通ネットワークが分断する事態

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（道路） 災害教訓

- ① 急峻な地形を有し脆弱な地質が分布する本県では、大雨や地震による土砂崩落等で道路が寸断される事象が多く発生しています。

一方で、平地部から山間部まで、住居や観光地が分散し、それらを結ぶ道路は県内約5万kmに及びます。緊急輸送路の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に道路整備を図る必要があります。

また、平成29年九州北部豪雨においては、山腹崩壊や溪流浸食に起因する流木が洪水や土砂災害被害を拡大するとともに、その後の復旧活動や行方不明者の捜索に支障を生じたことから本県においても対応を行う必要があります。



【国道152号 飯田市 南信濃】

【土砂災害によるネットワークの分断】

（農道、林道）

- ② 地域交通ネットワークが分断された際、緊急輸送路などの補完、迂回機能が見込まれる基幹的な農道整備（橋梁等の保全対策）や県営林道の開設を進める必要があります。

【表4-4-1 基幹的な農道整備の状況】（長野県農地整備課）

○実施中の基幹的な農道整備（保全対策）

事業名	地区数	延長	橋梁、トンネル 保全対策	完成予定
広域農道	6地区	L=11.1km	5箇所	H30～34



【広域農道須高地区】

【表4-4-2 県営林道開設事業の推移】（長野県信州の木活用課）

○迂回路機能を持つ県営林道整備

事業名	路線	計画延長	完成予定年度
県営林道開設事業	4路線	65.0km	2018～2023



【県営林道の開設状況
林道大島氏乗線】

2 【施策】

(道路ネットワークの整備)

- ① 県等は、地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。
 - ・高規格幹線道路、地域高規格道路の整備を推進します。
 - ・道路の法面对策、橋梁の耐震補強、道路改築により、災害時の緊急輸送路を確保します。
 - ・木曾川右岸道路や国道153号バイパスなど、主要な一次緊急輸送路の代替機能を持つ道路の整備を推進します。
 - ・災害時の救急医療機関へのアクセスを確保するため、緊急輸送路からのアクセス道路の整備を推進します。
 - ・電線類の地中化により、地震による電柱倒壊を防止します。
 - ・災害時の避難場所や支援施設として活用するため、「道の駅」の防災機能の強化を図ります。

【図4-4-1 例 緊急輸送路の整備(一般国道403号 筑北村～安曇野市 矢越防災)】(長野県道路建設課)



国道403号は、新潟市から松本市に至る道路で、県内北信地域と中信地域を結び、第一次緊急輸送路に指定されている重要な道路です。バイパスが平成29年秋に開通したことで、地域に大きな安心を提供しています。

(農道、林道の整備)

- ② 県は、地域交通ネットワークや緊急輸送道路を補完する基幹的な農道と林道の早期開通に向け、計画的に事業を実施します。

また、農道整備事業で構築された道路構造物の耐震化等の保全対策を実施します。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
震災対策緊急輸送路にある橋梁の耐震補強の整備率	98% (2016 年度)	99% (2022 年度)	再掲
震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の対策率	85% (2016 年度)	95% (2022 年度)	再掲
緊急輸送路の供用延長 うち () は高規格幹線道路分	—	31.1 (7.6) km (2022 年度)	再掲
緊急輸送路を補完する基幹的農道の保全対策実施延長		期間内目標 11.1 km	
国道・県道等を補完する県営林道の開設延長		期間内目標 3.7km	

第5節 流通・経済活動の維持

起きてはならない最悪の事態

5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

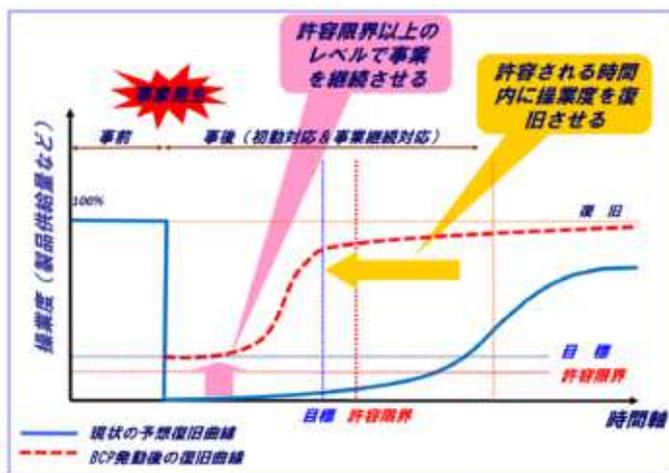
（BCPの策定）

災害等の発生に起因する工場の操業停止や物流の停滞といった事態は、サプライチェーン（原材料の段階から生産、物流、小売など、製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセス）の寸断を引き起こし、事業者の生産力低下など経済活動に甚大な影響を及ぼし、災害からの復旧・復興を遅らせる大きな要因となります。

そこで、不測の事態が発生しても、事業活動をできる限り継続し、仮に中断したとしても短期間での復旧を可能とするための手順等を定めた事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）を策定しておくことにより、被害を最小限に抑えるとともに早期の復旧が可能となり、ひいては県内経済への影響も低減できるものと考えられます。

このため、事業者のBCP策定に対する意識を向上させるとともに、策定の支援に取り組むことが必要です

【図5-1-1 BCPの概要】（長野県産業政策課）



大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことをBCPと呼びます。

（内閣府「事業継続ガイドライン 第三版」より）

（策定したBCPの見直し）

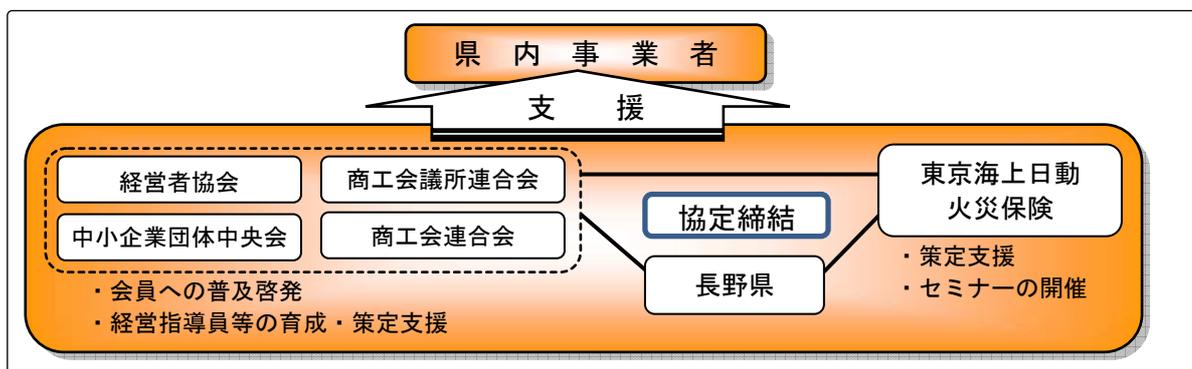
BCP策定後は、従業員等関係者が緊急時に速やかに行動できるよう、関係者一人ひとりがBCPの内容を十分理解するとともに、必要に応じて内容を修正するなど、BCPの点検や継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動（事業継続マネジメント、BCM）を実施していく必要があります。

2 【施策】

県は、平成 25 年 4 月に、東京海上日動火災保険株式会社及び県内 4 つの経済団体とともに、「長野県BCP策定に関する協定」を締結し、「長野県BCP策定支援プロジェクト」として、BCPに関するセミナーの開催や策定希望者への個別支援を実施してきました。

平成 30 年度以降も、このプロジェクトのスキームを継続し、引き続き、事業者のBCP策定支援を行うとともに、策定されたBCPがより実効性の高いものとなるよう、BCMに対する支援にも取り組みます。

【長野県BCP策定支援プロジェクトのスキーム】



事業者の
皆様へ

BCPをまだ策定していない事業者の皆様

BCPは、災害時における被害を最小限にし、事業継続・早期復旧に大きく貢献します。BCPの重要性を認識していただき、早期策定をお願いします。また、策定にあたっては、「長野県BCP策定支援プロジェクト」の積極的な活用をお願いします。

BCPを策定済みの事業者の皆様

BCPは策定して終わりではありません。緊急時に従業員がBCPを有効に活用できるよう、社内研修や模擬訓練等に積極的に取り組むなど、BCMの実施をお願いします。

3 【数値目標】

指標	現状	目標	備考
長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数	2013年度 178事業所	平成30～34年度 150事業所	

起きてはならない最悪の事態

5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止

1 【現状認識・取り組み】

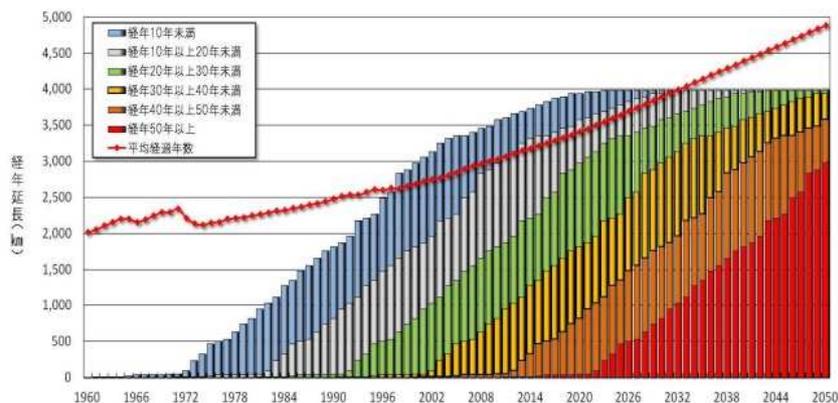
(高速道路)

①【NEXCO東日本】

東日本大震災での復旧活動を通じてこれまでに得た教訓や経験、課題などを踏まえ、巨大地震等（広域的な大災害）への対応など災害対策強化の取り組みとともに、平成 26 年 2 月の記録的な大雪により首都圏を中心とした広範囲の高速道路で長時間の通行止めとなったことなどから、大雪時の通行確保に引き続き努めていきます。

東日本高速道路（株）（以下「NEXCO東日本」という。）が管理する高速道路のうち、開通後 30 年以上を経過した延長は、約 1,200km に達し、総延長の約 3 割を占めています。経年劣化の進行、大型車の増加、積雪寒冷地や海岸部の通過延長の増加など厳しい使用条件下での構造物の劣化が顕在化してきており、高速道路ネットワークの機能を将来にわたり維持し、高速道路資産の安全性を確保するため、高速道路インフラの的確な維持管理・更新等を実施していきます。

【図 5-2-1 高速道路の経過年数の推移】
(提供：NEXCO東日本)

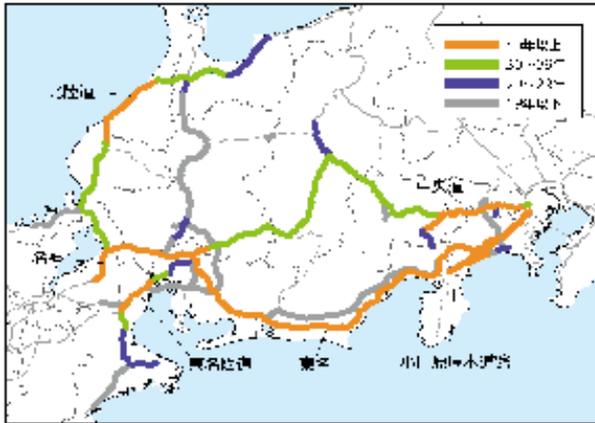


【H26.2 大雪時の通行確保状況】
(提供：NEXCO東日本)

②【NEXCO中日本】

中日本高速道路（株）（以下、「NEXCO中日本」という。）が管理する高速道路 2,076km(2017 年 10 月末現在)のうち、開通後の経過年数が 30 年を超える延長は約 1,200km に達し、総延長の約 6 割を占めています。構造物ごとにみると、30 年を超える橋梁の延長は約 6 割、トンネルの延長は約 3 割を占めています。老朽化の進行や、大型車交通の増加、降雪期の凍結防止剤の散布、近年の異常降雨の増加など厳しい環境変化によって、著しい変状が顕在化してきており、構造物の安全性を確保し高速道路ネットワークの機能を将来にわたり維持していくため、維持管理・更新等をよりの確に実施していきます。

▶ 開港後の経過年数別開港圏図(2015年3月末現在)



▶ 高速道路が抱える課題



(提供：NEXCO中日本)

(鉄道)

③【JR東日本】

東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）では、想定される自然災害に対し、災害の未然防止及び被害を最小限にとどめるため、以下の安全設備の整備に取り組んでいます。

○大規模地震対策

- ・高架橋、橋脚等の耐震補強対策
- ・地震発生直後、初期微動波（P波）を検知することで、より早く新幹線を停止させる新幹線早期地震検知システムの導入
- ・車両が脱線した場合にガイド機構により車輪が一定以上横方向に移動することを防止する逸脱防止ガイドの設置（新幹線）



【橋脚耐震補強工事】(提供：JR東日本)

○自然災害（雨・風・雪等）対策

- ・沿線に雨量計、風速計、落石検知装置及び土砂崩壊検知装置を設置し、自然災害を予測・検知して列車を止める等の運転規制を実施する防災情報システムの導入
- ・斜面及び盛土等に対して落石等災害防止対策の実施
- ・除雪機械の配備による除雪体制の強化
- ・沿線監視カメラの整備による降雪状況の把握



【落石対策～リングネット】(提供：JR東日本)

大規模自然災害発生時はお客さまの安全を最優先に考え、県、市町村、警察機関、消防機関等関係機関と連携し、お客さまの救助・救命にあたりとともに、被災箇所の早期復旧に努めます。

- 地震発生、自然災害発生を想定した総合防災訓練、列車からのお客さま避難誘導訓練、救助・救命講習等の実施



【お客さま救済訓練】(提供：JR東日本)

- 長期間列車運転ができない場合の代替輸送、ルートを検討
- 帰宅困難者対策として、塩尻市と協定を締結

④【JR東海】

東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）では、自然災害による事故の防止を安全対策の重要な柱の1つとして位置づけ、様々な対策を実施しています。また、正常運行が阻害される事象となった場合においても、その影響を最小限にするため各種訓練や施策を実施しています。

○地震対策

- ・各種構造物の耐震補強の実施
- ・速やかに列車を停止させるシステムの導入

○自然災害対策

- ・落石対策として、落石覆い工、落石止擁壁等の整備の実施
- ・土石流対策として、線路沿線の溪流の土砂堆積状況の調査や、調査結果に基づく土石流を検知するセンサーの整備及び溪流管理者への土砂撤去の依頼等の実施



【落石覆い工】（提供：JR東海）



【土石流を検知するセンサー】（提供：JR東海）

- ・線路沿線のり面のコンクリート等による補強の実施
- ・雨量計や風速計を活用した適切な運転規制の実施

○災害復旧訓練

- ・自然災害等により被災した設備を想定した復旧訓練を定期的の実施



【災害復旧訓練】（提供：JR東海）

⑤【しなの鉄道（株）】

しなの鉄道（株）は、北陸新幹線の開業に伴い、平成27年3月14日に従来のしなの鉄道線（19駅、65.1km）に北しなの線（8駅、37.3km）を加え、営業距離102.4kmで年間1,400万人余の乗客が利用する長野県東北信地方の地域に密着し

た公共交通事業者です。

【図 5-2-2 しなの鉄道（株）路線図】（提供：しなの鉄道（株））



【ろくもん115系電車】
（提供：しなの鉄道（株））

しなの鉄道（株）では、大規模災害発生時においても、より高いレベルの安全運行体制を確立・維持するため、以下の安全対策を実施しており、今後も引き続き推進します。

ア 災害警備計画

災害に即応できる体制を築くため、警備の方法、警備の種類、警備の基準、警備箇所、点検方法、連絡体制、復旧用部品等の在庫状況等について災害警備計画として北しなの線、しなの鉄道線それぞれ具体的に定めています。業務の中から得られた情報をもとに常に見直しを行い、特に警備箇所、連絡体制について常に最新のものに更新することにより、災害の予防及び災害が発生した場合の迅速な復旧を目指しています。

イ 設備・車両の安全性の向上

乗降場改良工事や踏切敷板ゴム化工事、踏切支障報知装置、特殊信号発光機といった安全に関する設備の整備等による安全性の向上をはじめ、災害に対する安全対策として防災情報システムを導入し、沿線に設置された雨量計、地震計、風速計、水位計等から収集された情報を指令に集め、規制値に達すると速度規制、運転中止等必要な措置を講じています。

【図 5-2-3 防災情報システムイメージ】（提供：しなの鉄道（株））



ウ 安全意識の高揚と技術力の向上

日常業務や、新しい事柄に触れたときにふとしたことから「気づく力」と「考える力」を磨き、挑戦力を高めるために、訓練・研修を通じて取り組んでいます。

【表 5-2-1 平成 28 年度訓練等の内容】（提供：しなの鉄道（株））

区分		回数等	具体的な活動内容
全体	しなの鉄道総合防災訓練	1回	局地的豪雨を想定し、救済列車の運転。列車からの避難誘導訓練及び設備復旧訓練、災害対策本部、現地対策本部、駅との情報伝達訓練
	飛来物除去訓練	1回	架線に付着した農業用マルチ等の除去訓練
	救急救命訓練	2回	怪我人等を想定した救命救助訓練
	サービス介助士資格取得講習	2回	サービス介助士の資格取得のための講習
部門別	指令業務研究会	12回	事例による実施基準、規程等の確認
	北しなの線勉強会（指令）	20回	北しなの線に関する異常時対応方法等
	CTC手動扱い訓練（指令）	18回	緊急時に対応するためのCTC手動扱い訓練
	各種訓練（指令）	30回	補助制御盤訓練、PRC異常時対応訓練等
	駅業務訓練会（安全）	68回	制御盤扱い訓練、転てつ器鎖錠訓練、ポイント不転換対応訓練、踏切支障報知装置復帰訓練等
	運輸区指導訓練会	78回	運転士、車掌の全員を対象に月1回机上、現車訓練（機器の正しい取り扱い方、異常時対応等）
	北しなの線操縦訓練	18人	北しなの線の操縦訓練
	運輸区安全衛生委員会	12回	関係個所の安全点検、時期に合わせた予防衛生等
	技術センター安全衛生委員会	12回	他山の石の活用、傷害事故・運転事故防止重点実施計画とその実施状況の共有化
	列車脱線復旧訓練（運輸区）	1回	実際に車両を脱線させての載線復旧訓練
	MTT脱線復旧訓練	1回	MTTを使い、脱線時の復旧方法を確認
	基本力向上訓練（技術センター）	4回	異常時対応、遮断桿取替、踏切交通誘導訓練等
各種訓練（技術センター）	12回	MC点検講習、断線復旧訓練、搬送装置検査方法教育等、北しなの線に関する教育	
その他	鉄道総研技術講座	9回	新入社員のための鉄道技術概論、軌道管理、構造物、鉄道防災等の専門研修
	日本鉄道電気技術協会研修会	6回	電車線、信号通信技術等の専門研修



【お客様の誘導訓練】（提供：しなの鉄道（株））



【救助隊によるケガ人搬出の訓練】
（提供：しなの鉄道（株））

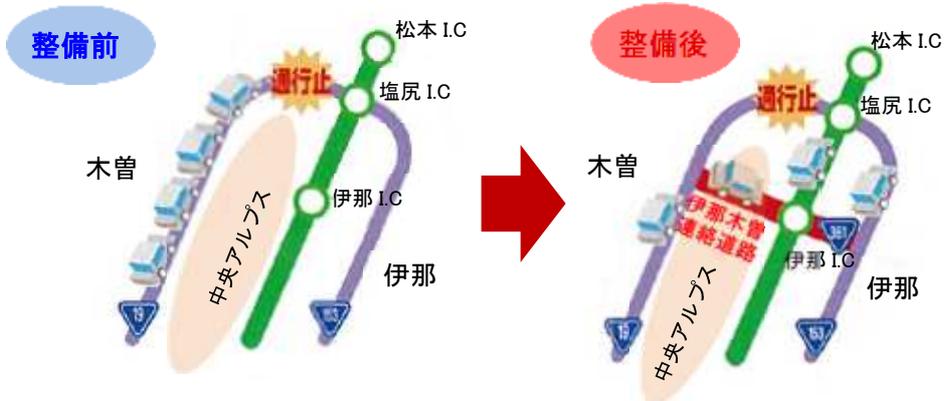
（道路の代替性の確保）

- ⑥ 基幹的交通の分断の態様によっては、代替機能が不足することが想定され、広域的な支援に支障が出るほか、復旧・復興が遅れるため、幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保や災害時における関係機関相互の連携を図る必要があります。

【図 5-2-4 整備事例（伊那木曾連絡道路）】（長野県道路建設課）

災害に強いネットワーク形成

国道 19 号が通行止めになった際は、伊那木曾連絡道路が代替路としての役割を果たします。



（道路の維持管理）

- ⑦ 日常・定期点検等により現状を的確に把握し優先度付けを行ったうえ、道路の維持管理をより効率的に実施し、安全安心な道路環境を確保する必要があります。

【図 5-2-5 道路施設の点検事例】（長野県道路管理課）



【橋梁の点検事例】



【トンネルの点検事例】

（除雪）

- ⑧ 降雪期において、県管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保する必要があります。

【図 5-2-6 除雪体制イメージ図】（長野県道路管理課）



（提供：長野県道路管理課）

2 【施策】

(高速道路)

① 【NEXCO東日本】

広域災害が発生した際の自衛隊など進出機関の進出拠点となる休憩施設の防災機能強化や、被害状況の早期把握など情報収集と伝達の強化、図上訓練の実施など災害対策強化に取り組みます。また、大雪時の通行止めによる影響を最小化するために、除雪車両の増強や事前配置、除雪作業の支障となる滞留車両の早期排除、お客さまへの情報提供の拡充、関係機関との連携強化などに取り組みます。

高速道路の持続的な健全性を確保に向けて、大規模更新・大規模修繕の着実な実施に取り組んでいきます。また、長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向け、ICT（情報通信技術）や機械化等を行い、これらが技術者と融合した総合的なメンテナンス体制を構築するSMH（スマートメンテナンスハイウェイ）構想を推進します。

【図 5-2-7 SMH構想の実現イメージ図】 (提供：NEXCO東日本)



【関係機関との連携訓練】
(提供：NEXCO東日本)



【大規模更新(橋梁床版取替)】
(提供：NEXCO東日本)

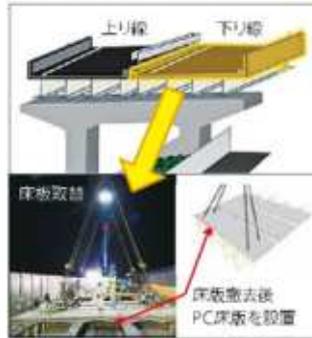
② 【NEXCO中日本】

(1) 高速道路リニューアルプロジェクトの実施

平成27年(2015年)3月25日付で国土交通大臣から高速道路リニューアルプロ

プロジェクトの実施について、道路整備特別措置法に基づく事業許可を受けました。平成27年度(2015年度)から事業の具体的な進め方を検討し、また、関係機関と連携しながら高速道路リニューアルプロジェクトを進めていきます。

▶ 工事の概要(床版取替え)



▶ 対面通行規制のイメージ



**大規模更新の実施イメージ
(床版取替え工事)**

鉄筋コンクリート床版をより耐久性が高いプレストレストコンクリート床版に取替えます。対面通行規制により片側ずつ取替えることで、工事による交通への影響を軽減します。

(2) 重量超過等違反車両の取締り強化

高速道路の構造物の劣化に多大な影響を与え、交通安全上重大な事故に繋がる恐れのある重量超過など車両制限令に違反する車両に対して、専門の取締り部隊による取締りや、常習違反者への「講習会」、「大口多頻度割引」の割引停止などを実施し、違反車両の撲滅に取り組んでいます。今後は、重大な違反者への「積荷の軽減」「通行の中止」などを命じる措置や、車両重量を自動計測する装置を用いた常時取締りなどの取締りの強化に取り組めます。



重量超過車両の取締り状況(重量測定)



重みでタイヤがつぶれている状況

(3) 災害時の緊急輸送路確保

災害対策基本法の一部改正を受け、大規模地震や大雪等の災害時に緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両を移動させる対策を強化しています。平成26年(2014年)12月の岐阜県を中心とした豪雪時に、同法を高速道路において初めて適用し、立ち往生車両71台を移動することにより、通行ルートの早期確保や、緊急救援車両の通行支援に努めました。



立ち往生車両を移動する状況

(4) 荒天時の通行確保

平成26年(2014年)2月の関東・甲信地方の記録的な豪雪を受け、出控えを推奨する事前広報の拡充、雪道の安全走行への啓発活動の充実、除雪車両の事前配置の強化やロータリー除雪車の増強、位置情報シス



(提供：NEXCO中日本)

テムの導入による効率的な運用など除雪体制の強化、関係機関との連携強化などに取り組み、大雪などの荒天時における円滑な通行の確保に努めています。

(5) 特殊橋梁の耐震補強

大規模地震発生時において、緊急輸送路を確保した後、本復旧が容易となるよう、特殊橋梁の更なる耐震補強工事を進めていきます。

(鉄道)

③【JR東日本】

JR東日本は、変わらぬ使命として「『究極の安全に向けて』～災害に強い鉄道づくり～」を第一に掲げ、不断の努力を続けます。東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震などを想定した地震対策にハード・ソフト両面から取り組み、「災害に強い鉄道づくり」に邁進します。

・大規模地震への対応

ア) 耐震補強対策などの推進 イ) 災害発生時における救助救命

・自然災害・異常気象への対応

・安全を守る仕組み・体制の充実 など

④【JR東海】

JR東海では、自然災害による事故の防止を安全対策の重要な柱の1つとして位置づけ、様々な対策を実施しています。また、正常運行が阻害される事象となった場合においても、その影響を最小限にするため各種訓練や施策を実施しています。引き続き、これらの対策を継続します。

⑤【しなの鉄道(株)】

しなの鉄道(株)は、安全・安定輸送実現のため、年度ごと安全計画を定め取り組み、万全の体制をもって、安全・安定輸送の実現を目指します。

(1) 安全マネジメント体制の充実・強化を図る

(2) 安全の重要性の理解と安全に対する感性を磨く

(3) 部内原因による事故・事象の撲滅と外的要因によるリスクを低減させる

(4) 計画的な施設・整備の維持更新を行う

これらを実現するため、「運転事故防止重点実施計画」及び「傷害事故重点実施計画」に基づいて計画的に実施するとともに、毎月実施している安全推進委員会でチェック・修正し、社内で水平展開することにより、安全性の向上に努めます。

(道路整備)

⑥ 県等は、地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。

(再掲)

⑦ 県は、新幹線駅や高規格幹線道路の高速交通網や鉄道駅と生活圏を結ぶ幹線道路の整備を推進します。

(道路の維持管理)

- ⑧ 平成 24 年 12 月の中央自動車道「笹子トンネル」の天井板落下事故以降、国交省は点検基準の法定化のための道路法改正を平成 25 年 6 月に行い、平成 26 年 7 月に定期点検に関する省令・告示が施行され、5 年に 1 度の近接目視による定期点検が開始されました。

上記を踏まえ、県では橋梁やトンネル、シェッド（洞門）の近接目視による点検を平成 30 年度までに実施するとともに、平成 31 年度から 5 年間で 2 巡目の点検を実施する予定です。また技術職員が少ない市町村に対して、「長野県道路メンテナンス会議」を通じて、定期点検が滞ることなく実施できるよう支援をしていきます。

(除雪)

- ⑨ 県は、国、市町村、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、降雪期において県管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保を実施します。

具体的には、平成 26 年 2 月大雪災害経験を踏まえ、関係機関と「除雪連絡会議」を設置し連携して迅速な対応、事前に除雪優先路線を設定し大雪災害時に優先した除雪、交通規制時の誘導方法等警察と連携し滞留車両の発生を抑止します。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
緊急輸送路の供用延長 うち（ ）は高規格幹線道路分	—	31.1 (7.6) km (2022 年度)	再掲
5 年に 1 度の近接目視による定期点検の実施	橋梁 52.7% トンネル 27.4% シェッド 1.4% (2016 年度)	100% (2018 年度) 100% (2019 年度 ～2022 年度)	

起きてはならない最悪の事態

5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（備蓄、物資の供給）

- ① 広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村の備蓄だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、県は市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める必要があります。

また、被災地域における食料調達が困難となった場合、避難所等に緊急用食料や米穀等の物資を供給する必要があります。

【図 5-3-1 県の備蓄】（長野県危機管理防災課）



【表 5-3-1 長野県が締結する物資調達等に関する協定】（長野県農業政策課、産業政策課）

協定締結先	主な調達物資
米穀卸売業者（11 者）	米
J Aグループ	食料・日用品等
コンビニ・食品事業者（4 者）	食料・日用品等
流通業者団体（10 団体）	食料・日用品等
その他の事業者（3 者）	食料・水等

※ 米の調達については、農林水産省「米穀等の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく政府所有米穀の調達も可能

【表 5-3-2 H23 以降に災害救助法に基づき避難所が開設された災害への対応】

年度	災害	調達物資	
H23 年	長野県北部地震	食料（78,530 食）	物資調達等に関する協定
H26 年	大雪災害	食料（2,000 食）	〃
H26 年	南木曾町土石流災害	食料（2,500 食）	〃
H26 年	長野県神城断層地震	食料（7,738 食）	〃

(農産物の安定生産)

- ② 地震等の発生に伴い、農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下するおそれがあります。農産物の安定生産に支障が生じないよう農業用施設の長寿命化・耐震対策により、農業用水を安定確保するとともに、農地の条件整備を計画的に進める必要があります。



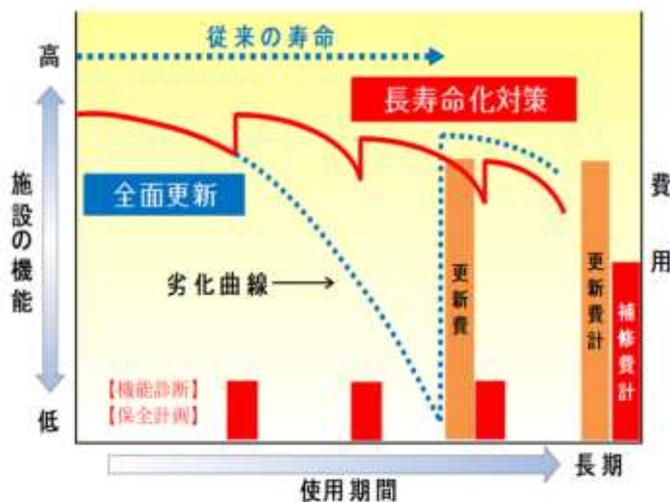
【上田農水頭首工：上田市】

(基幹的農業水利施設)

- ③ 地震等の発生に伴い、被災した農業用施設の位置や構造等を確認できず、復旧（機能回復）に時間を要することが懸念されるため、個別施設の整備状況を整理しておく必要があります。

また、「機能保全計画」に基づいて、基幹的農業水利施設の長寿命化対策を計画的に進める必要があります。

【図 5-3-2 長寿命化のイメージ図】 (長野県農地整備課)



【四ヶ堰：塩尻市】

昭和30～50年代に建設された用水路は、老朽化により亀裂や破損が生じ、通水機能が低下

2 【施策】

(備蓄、物資の供給)

- ① 食料や飲料水の供給が停滞した場合に備え、県民、市町村、県はそれぞれの役割のもとに備蓄を推進します。特に食料の備蓄は以下のとおりです。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、日本全国から物資を集積できる体制が整うような者と協定を進め、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努めます。

県は、災害時に円滑な物資の調達を行うため、協定締結団体・事業者との情報

交換や緊急連絡先の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、最低でも3日間、可能な限り1週間は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保してください。

市町村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画で定め、食料の備蓄を実施します。

協定締結団体・事業者は、災害発生時に迅速な対応ができるよう、日頃から初動対応の確認や供給体制の確保等に努めてください。

(農業生産基盤の整備と生産・流通の確保)

- ② 県は、基幹的農業水利施設に係る耐震診断を進めるとともに、施設管理者が行う耐震強化の取組を支援します。

県は、農業用施設の位置や構造等を確認できるよう、施設管理者による個別施設の長寿命化計画の策定を支援します。

また、災害に強い農業生産基盤を目指し、計画的に農地の条件整備を進めます。

さらに、平時から、直売所の活用などにより、地域内における農産物の生産・流通の取組を進めます。

(農業水利施設等の維持・補修と長寿命化)

- ③ 県は、基幹的農業水利施設について機能診断を行い、長寿命化のための機能保全計画を策定するとともに、緊急性の高い路線は順次対策工事を実施し、財政負担を平準化しつつ施設の保全を図ります。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、施設の監視を実施してください。

民間事業者は、能力の高い技術者を育成するとともに、適切な機能診断や保全計画の策定ができるような態勢を整えてください。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
農業用水を安定供給するために重要な 農業水利施設の整備箇所数	—	44 力所 (2022 年度)	

第6節 二次的な被害の防止

起きてはならない最悪の事態

6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（土石流、地すべり）

- ① 地震等などの大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性が増大します。

また、火山噴火発生後は、堆積した火山灰が降雨や融雪に伴い土石流化し、下流域に被害を及ぼす危険性があります。

二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生の危険性があるかを確認する必要があります。

（緊急対応）

- ② 大規模災害発生時には、土砂災害防止法により、河道閉塞、火山噴火等が発生した場合は国土交通省が、地すべりが発生した場合は県が、被害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施します。

また、二次災害発生の危険性のある土砂災害の危険箇所等の点検を的確かつ迅速に実施する必要があり、国土交通省、砂防ボランティア協会等と連携し対応します。



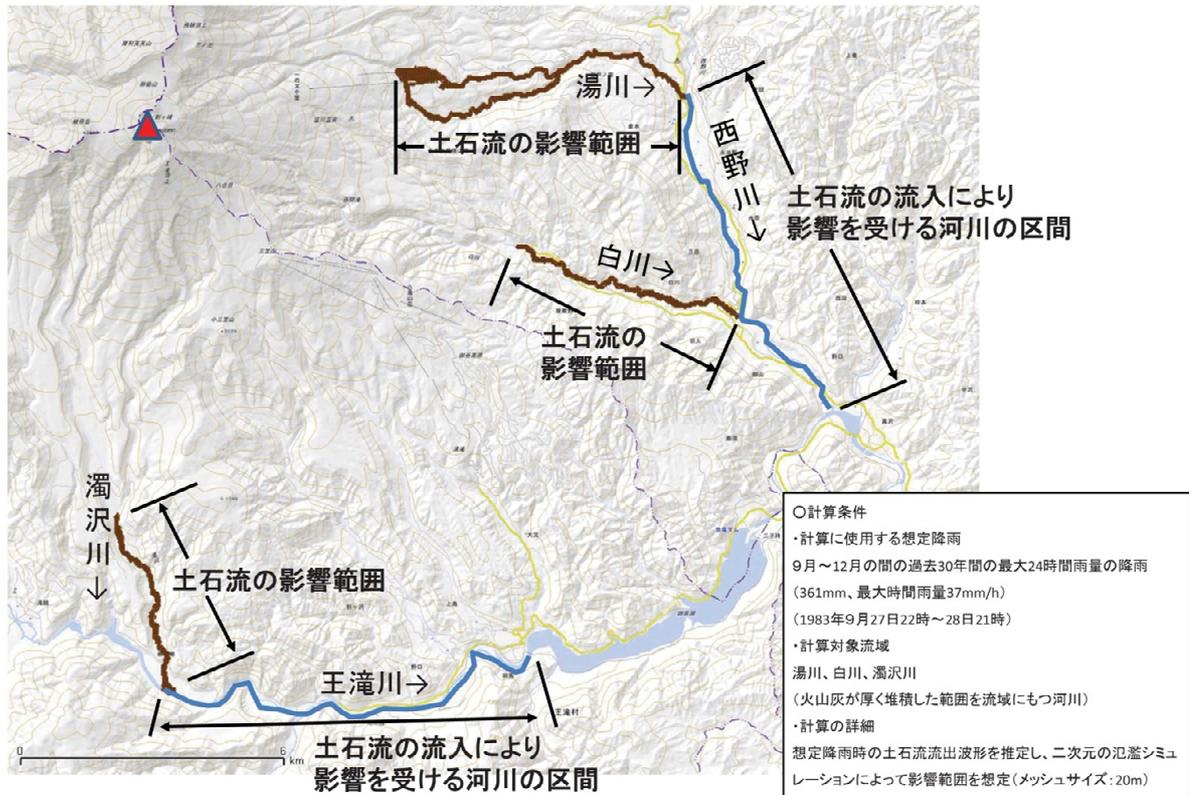
【二次災害発生防止のための応急工事】
御嶽山火山噴火に伴う土石流に備え
砂防堰堤の除石を実施（木曾町湯川）



【国土交通省 TEC-FORCE による危険箇所調査】
神城断層地震発生後の国土交通省 TEC-FORCE
による姫川砂防事務所管内土砂災害危険箇所
調査状況

【図 6-1-1 御嶽山における降灰後の土石流に関するシミュレーション計算結果】

湯川、白川、濁沢川における土石流シミュレーション結果(全体)



平成 26 年 9 月の御嶽山噴火後、土砂災害防止法に基づく緊急調査が国土交通省により実施され、降灰後の土石流に関するシミュレーション結果が公表された。これにより関係市町村は影響範囲に対して、二次災害に対する警戒避難体制を構築している。

2 【施策】

(土石流、地すべり、火山噴火)

- ① 大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべり、火山噴火などの土砂災害による二次災害発生に備え、国土交通省、市町村等と連携し、迅速に応急対策工事の実施と、警戒避難体制の早期構築を実施します。

また、地震発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生する可能性があります。このため、震度 5 強以上の震度を観測した市町村については、長野地方气象台と協議の上、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

(調査点検)

- ② 河道閉塞のように重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、国又は県は、土砂災害防止法に基づき、被害の想定される範囲及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を市町村に通知し、一般に周知を図ります。

また、地域の学識経験者や、国土交通省の専門家及び TEC-FORCE による調査、砂防ボランティア協会等との協力体制により、大規模災害発生後の二次災害発生の危険性のある土砂災害の危険箇所の点検を速やかに実施します。

TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)とは

- ・ TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) とは、被災した地方公共団体等の災害対応を支援する、国土交通省の組織です。
- ・ TEC-FORCEは、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地方自治体からの要請に基づき迅速に出動し、被災状況の迅速な把握、被害の発生・拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行うものです。

◆TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) の創設

※ 平成20年5月創設

- 地震、水害・土砂災害等から **国民の生命と財産を守ることは国の基本的責務**です。
- 地球温暖化等による災害リスクの増大に対し、**人員・資機材の派遣体制等の充実**を図り、危機管理体制を強化することを目的としています。

従来

- 国による緊急支援は**その都度**体制をとって対応。



現行

- あらかじめ職員をTEC-FORCE隊員として任命するなど、**事前に**人員・資機材の派遣体制を整備し、迅速な活動を実施します。

活動内容

- 被災状況の迅速な把握
- 社会基盤施設の早期復旧
- 二次災害の防止



◆TEC-FORCE の班編制と活動内容

□リエゾン班

被災直後から、先行的に被災自治体へ派遣し、被災状況や被災自治体の支援ニーズを把握し、整備局等の災害対策本部に伝達するほか、整備局からの情報提供を行う等自治体の早期復旧を支援します。

リエゾン (現地情報連絡員)
※リエゾン (liaison) : フランス語で「組織間の連絡、連携」

□先遣班

被災状況をいち早く把握するために、ヘリコプターや車両により、先行的に調査し、応援・支援の必要性や規模を把握のうえ、派遣元の地整へ報告します。

□現地支援班

現地の緊急災害対策各班及び被災地整等災害対策本部との連絡調整、災害情報、応急対策活動状況等の情報収集、現地支援センターとしての被災地の支援ニーズの把握等をおこないます。

□情報通信班

衛星通信車、Ku-SAT II (衛星小型画像伝送装置)、照明車を派遣して、被災状況の映像を配信します。

□高度技術指導班

河川、砂防、海岸、道路、港湾等の所管施設について、特異な被災事例等に対する技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導をおこないます。

□被災状況調査班

(災害対策用ヘリ)
災害対策用ヘリにより、被災状況を把握します。
(現地調査班)
踏査等により、河川、砂防、海岸、道路、港湾等の所管施設の被災状況を調査します。

□応急対策班

温水園所のポンプ排水、二次災害の危険がある箇所土砂の撤去や応急仮締め切り、応急組立橋や資材を用いた迂回路の設置等をおこないます。



リエゾン班



先遣班



現地支援班



情報通信班



高度技術指導班



被災状況調査班



応急対策班

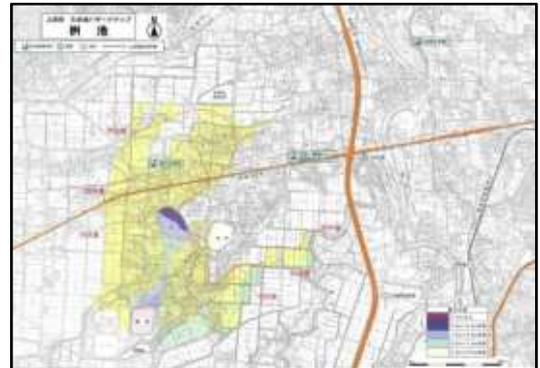
起きてはならない最悪の事態

6-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（ため池の管理体制）

- ① 下流に人家や公共施設等があるため池について、万一の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じることができるよう、情報連絡体制の整備やハザードマップの作成、多面的機能支払事業等を活用した地域活動による保全管理体制の強化を進める必要があります。



【ため池ハザードマップ】

（ため池の豪雨対策）

災害教訓

- ② 梅雨期や台風等の豪雨により、ため池堤体の損壊が危惧されるため池について、計画的に改修を進める必要があります。



【下流に人家があるため池】



【流下能力が不足している洪水吐】

（ため池の耐震対策）

- ③ 規模又は下流への影響が大きいため池について、耐震性点検の結果を踏まえ、地震によるため池の損壊を防止・軽減するため、ため池の耐震化工事を迅速かつ集中的に進める必要があります。

【表 6-2-1 耐震性点検の結果】（長野県農地整備課）

項目	ため池数
県内のため池	1,756
耐震性点検を実施したため池	113
耐震性が確保されていないため池	37

※ H29.4.1 現在

(県有ダム施設)

- ④ 県建設部管理ダム施設については、地震による荷重を考慮した震度法により設計が行われています。この震度法により設計されたダムは、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震においても、その安全性に支障が生じるような被害は発生していないため、地震に対して十分な安全性を有しています。



【県企業局管理の高遠ダム（伊那市）】

また、浅川ダムにおいては、最大級の強さの地震動（レベル2地震動）を考慮して設計が行われており、この地震に対して十分な安全性を有しています。

万一の異常を早期に発見し対処するため、普段からダムの変状や漏水量を監視するとともに、ダム及び近隣で震度4以上の地震を観測した場合には、点検を行い、ダム施設の損傷の有無を確認しています。



【県建設部管理の浅川ダム（長野市）】

- ⑤ 県企業局管理ダム施設（高遠、菅平、湯の瀬ダム）については、想定される最大級の地震が発生した場合（レベル2地震動）における耐震性能照査を実施し、安全が確保されていることを確認しています。

2【施策】

(ため池の管理体制)

- ① 県は、市町村、ため池管理者を対象とした管理体制強化のための研修会を開催し、ため池ハザードマップの作成、低水管理等の防災・減災対策を促進します。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、ため池ハザードマップを活用し、ため池が決壊するおそれのある場合又は決壊した場合の避難場所等について、地域全体で共有を図ってください。

(ため池の豪雨対策)

- ② 県は、洪水吐の能力不足、堤体の余裕高不足等、豪雨対策が必要なため池について、下流域への被害を未然に防止するため、計画的に改修を実施します。

(ため池の耐震対策)

- ③ 県は、耐震性点検の結果、耐震性が確保されていないため池について、迅速かつ集中的に耐震化工事を実施します。

(県有ダム施設)

- ④ 県が管理するダム施設については、地域の安全・安心に支障とならないように、適切な施設点検を行うとともに、ダム近隣で震度4以上の地震が観測された場合や堤体底部に設置した地震計で最大加速度25gal以上を観測した場合には、直ちにダムの臨時点検を行い、施設機能に影響を及ぼす損傷が発見された場合は速やかに修繕を行います。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
ため池の耐震化工事完了箇所数	6 箇所 (2016 年度)	33 箇所 (2022 年度)	
ため池ハザードマップの作成箇所数	31 箇所 (2016 年度)	120 箇所 (2022 年度)	

起きてはならない最悪の事態

6-3 有害物質の大規模拡散・流出

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

- ① 県内の危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要があります。

【表 6-3-1 県内の施設数（完成検査済証交付施設）】（長野県消防課）

区 分	施設数					
	H24. 3. 31	H25. 3. 31	H26. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	
製造所	18	17	16	16	19	
貯蔵所	屋内貯蔵所	1,008	994	981	967	957
	屋外タンク貯蔵所	1,196	1,171	1,140	1,112	1,076
	屋内タンク貯蔵所	240	234	231	227	228
	地下タンク貯蔵所	6,184	5,916	5,643	5,470	5,326
	簡易タンク貯蔵所	36	35	34	34	34
	移動タンク貯蔵所 (タンクローリー、セミトレー等)	2,058	2,026	1,972	1,981	1,934
	屋外貯蔵所	169	166	156	144	152
	(小 計)	10,891	10,542	10,157	9,935	9,707
取扱所	給油取扱所 (ガソリンスタンド等)	1,820	1,747	1,698	1,653	1,615
	販売取扱所	34	34	33	29	29
	移送取扱所 (パイプライン)	1	1	1	1	1
	一般取扱所 (上記取扱所以外)	1,533	1,516	1,488	1,479	1,452
	(小 計)	3,388	3,298	3,220	3,162	3,097
合 計	14,713	14,297	13,857	13,393	12,823	

※ 指定数量(危険物の危険性を勘案して政令で定められた数量:ガソリン200ℓ、灯油1,000ℓ、重油2,000ℓ等)以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所に区分されている。

2 【施策】

- ① 県は、危険物関係業界・団体、消防機関やその他の関係機関等と連携し、長野県危険物安全大会等の機会を通じて、日頃からの危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進します。また、関係機関が連携・協力し危険物施設の事故防止を図るため情報交換等を行う「長野県危険物事故防止連絡会」を開催し、県内各地での危険物取扱者保安講習開催により、危険物規制の趣旨、危険物施設の保安管理等について、危険物取扱者に周知徹底を図り、危険物取扱者の資質の向上を図ります。

改修が義務付けられている腐食の恐れの高い地下タンク等への対応策の一つとして、消防本部を通じ、設置者に対して改修に利用できる中小企業融資制度資金「新事業活性化資金」を紹介するなど、改修が促進するよう継続指導を実施し

ます。

危険物施設の保安確保のためには、定期的な点検の実施による施設の適切な維持管理、危険物を取り扱う方々に対する安全教育の実施など、事業所に対する自主保安体制の確立と合わせ、一般家庭からの危険物の漏洩防止のため、次の事項を徹底していただく必要があります。

県民の
皆様へ

(1) 危険物施設

- ア 法令に基づく定期点検を確実に実施するとともに日常点検を励行し、異常の早期発見に努め、一定期間ごとに機能試験や部品交換を行うなど、日頃から適切な維持管理に努めてください。また、油水分離槽についても定期的な清掃を行ってください。
- イ 予防規程の策定が義務づけられている事業所にあつては、実効性のある予防規程を策定してください。
- ウ 派遣社員、アルバイトを含む全ての従業員に対し、安全教育を徹底してください。
- エ 移動タンク貯蔵所から地下タンク貯蔵所等他のタンクに注油する際は、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者だけでなく、注油される施設の危険物取扱者も必ず立ち会い、注油前にタンクの油種、残量を確実に確認するとともに、過剰注油の防止を図ってください。
- オ 危険物の流出や流出の恐れ等、施設に異常が発生した場合は、被害拡大防止措置を行うとともに、速やかに消防機関等に連絡を行ってください。

(2) 少量危険物施設

- ア 施設の設置にあたっては、しっかりした地盤に固定して設置し、周辺環境（落雪等）がタンクや配管に影響を与えない場所を選定してください。また、防油堤を設置して適切な管理を行うとともに、被害拡大につながる水路の近くには設置しないようにしてください。
- イ 定期的に（小分けの際などに）、配管やゴムホース等の腐食・劣化がないか点検するとともに、漏れがないか残量の確認を行ってください。
- ウ 業者が配送に来たときは、できる限り注油作業に立ち会い、自ら小分けする際にはその場を離れないようにしてください。また、作業後はバルブを完全に閉鎖したことを確認してください。
- エ 灯油等を運搬する際には、容器が転落、転倒、破損しないように積載してください。
- オ 流出事故を覚知したときは速やかに消防署、市町村（役場等）へ連絡してください。

起きてはならない最悪の事態

6-4 農地・森林等の荒廃

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（農地・農業水利施設等）

- ① 農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・農業水利施設等を適切に保管理する必要があります。

【表 6-4-1 多面的機能を維持・発揮するための活動面積の推移】（長野県農地整備課・農村振興課）

（単位：ha）

項目	H27	H28	H34(目標)
合計(①+②+③)	38,391	40,827	49,800
①多面的機能支払交付金	32,103	34,675	43,900
②中山間地域等直接支払交付金	9,222	9,301	9,500
③重複面積	2,934	3,149	3,600



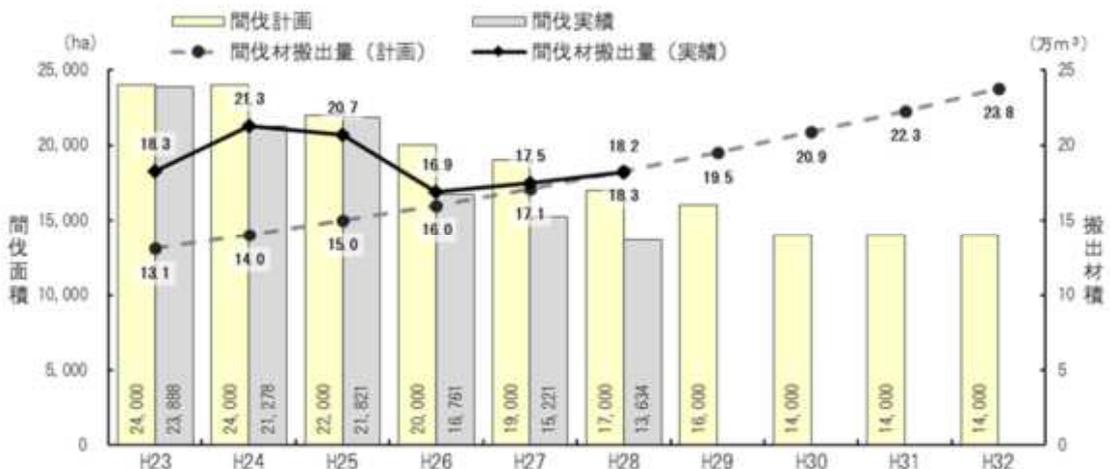
（水路の泥上げ 提供：古ほ場環境保全の会：信濃町）

（森林）

- ② 山崩れ、土石流等の山地災害による被害を軽減するために、間伐を推進し、森林の土砂災害防止機能を一層向上させるなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。

【図 6-4-1 間伐等の推移】

（長野県森林づくり推進課）



森林整備の実施状況



2 【施策】

(農山村の多面的機能の維持と環境保全)

- ① 県は、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等が共同して取り組む地域活動や地域資源（農地・水路・農道等）の保安全管理を行うための活動組織の立ち上げや体制づくりを支援します。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払事業等を活用し、洪水防止や土砂流出防止など国土保全機能を有する農地や農業水利施設等の施設の持続的な保安全管理に取り組んでください。

(森林)

- ② 県は、長野県森林づくり県民税も活用しつつ、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐を中心とした森林づくりを計画的に進めます。

また、木材の利用が森林の適正な整備に寄与し、県土の保全等の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進します。

県は、治山事業により、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進します。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
民有林の間伐面積		184,000ha (2020年度)	
民有林の間伐材搬出量		238,000 m ³ /年 (2020年度)	
緊急に整備が必要な個所に近接し新たに治山事業によって保全される集落の数	0集落 (2017年度)	200集落 (2022年度)	再掲
重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数	69施設 (2017年度)	84施設 (2022年度)	再掲
地域との協働で行う事前防災治山計画の策定と防災マップの作成の実施箇所数	0箇所 (2017年度)	25箇所 (2022年度)	再掲

起きてはならない最悪の事態

6-5 観光や地域農産物に対する風評被害

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（風評被害）

- ① 大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。

また、農産物の風評被害を防止するためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。



【写真：御嶽山噴火後の「御嶽はくさい」の出荷作業】
 噴火による降灰はわずかであり品質に影響はなかったが、「御嶽はくさい」のブランド維持のため、産地の判断で一玉ずつ洗浄し、通常よりも外葉を1～2枚多く剥がして出荷した。自主的に規格を下げて出荷することとしたが、廃棄することなく全て出荷することができた。

（提供：木曾農業改良普及センター）

（海外に対する情報提供）

災害教訓

- ② 大規模災害が発生した場合、情報量の少なさや地理的な不案内に起因して、外国において実体以上に危険性が強調され、被災地域以外においても外国人観光客が減少するなど、より強い形で外国人観光客の動向に影響が生じることが懸念されます。そのことから、国内向けと同様に海外に向けても正確な情報提供を行う必要があります。

2 【施策】

（風評被害）

- ① 県は、国・市町村・各種団体等と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。

また、実際に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応を実施します。

報道機関は、被害の有無や程度などを適切に発信するよう協力をお願いします。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、公的機関等からの信頼できる情報入手することにより、災害の影響のない地域への旅行の自粛や、農産物の買い控えといった風評被害につながらないよう、冷静な判断に努めてください。

【図 6-5-1 情報発信の例】



【観光プロモーションの様子】

(海外への情報提供)

- ② 県は、国、市町村、関係機関等と連携して外国向け誘客プロモーション活動の施策を企画・実施し、海外に向けて、被災した観光地の状況と、正確な復旧状況の発信を行います。

起きてはならない最悪の事態

6-6 避難所等における環境の悪化

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（避難所）

- ① 県、市町村、住民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、市町村や地域住民は避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍県民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い方や女性に対する配慮が必要です。

【図 6-6-1 県の取組】（長野県危機管理防災課）



（避難者の健康状態）

- ② 長引く避難所生活は、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。市町村、県が連携して避難所における避難者の健康状態の悪化を防止する必要があります。

（要配慮者に対する対応） 災害教訓

- ③ 熊本地震では、高齢者や障がい者などの要配慮者について、一般避難所から福祉避難所へ移動する方を選定する際に、明確な基準がなく避難所の自治体職員が判断を迫られたり、障がい者が避難所への受け入れを断られるなどの事例があったことから、要配慮の方が災害時に適正な避難生活を送ることができるようにする必要があります。

2 【施策】

（避難所）

- ① 県は、東日本大震災の教訓を踏まえ避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日常生活品の備蓄を推進するとともに、被災者ニーズにあった環

境整備を推進します。

特に災害対応能力の弱い要配慮者に対し、プライバシー確保のための簡易間仕切りや避難ルーム等の備蓄推進や、外国籍住民・旅行者の被災支援に対応する通訳ボランティアとの連携（災害時多言語支援センターの設置協力）、外国籍県民対象の防災リーダーの養成などを推進します。また、災害情報や避難情報を県公式ホームページにおいて手話動画で発信するなど、ろう者が災害に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、手話を用いた情報発信に努めます。

県は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（H25.8 内閣府）に基づき、市町村が避難に関する対策を事前に進めていく上での体制づくりや自主防災組織等を対象にした研修会を開催する際の手引きとして、また地域住民自らが、地域の避難所の開設・運営マニュアルの作成に取り組む際の参考資料として「避難所マニュアル策定指針」（平成 14 年度策定、平成 23 年度改定）を策定しました。これらを活用して市町村や地域住民等における「避難所運営マニュアル」の策定推進を行います。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、長引く避難所生活において、多くの住民が集まる避難所の環境を維持・改善するため、互いに助け合い、要配慮者に配慮しながら、掃除や食料配布等の避難所の運営に協力してください。

（保健師等の派遣）

- ② 県は、被災地の市町村等と連携し、必要な保健師等の派遣を行い、避難者の感染防止及び心身の健康支援を行います。

（要配慮者に対する対応）

- ③ 県は、要配慮者の方が適切な避難生活を送ることができるよう、市町村と連携し、福祉避難所への移動基準や対象者リストを整備するよう周知するとともに、国のガイドライン等を活用し、要配慮者の方が避難所への受け入れを断られることがないよう、適正な避難所の運営管理について周知徹底を行います。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
災害対策用備蓄の確保（避難ルーム等）	400 張	現状を維持	

コラム コミュニケーション支援アプリ

～UDトーク～

【ShamrockRecords 株式会社 株式会社プラスヴォイス 株式会社アドバンスト・メディア】

UD トークはコミュニケーションの「UD＝ユニバーサルデザイン」を支援するためのアプリケーションです。スマートフォンなどにインストールし、1対1の会話から多人数のミーティング・会議まで、使い方次第で幅広く様々な方とのコミュニケーションに活用することができます。

「音声認識」「キーボード」「手書き」の3つの方法を使って、アプリやパソコンへリアルタイムに文字情報を送り、会話や講演を文字化します。この音声の文字化は、聴覚に障がいを持った方とのコミュニケーションに広く貢献します。

また、ビジネスにおいてミーティング・会議をユニバーサルデザイン化することは、生産性の高い会議の開催を可能にするとともに、文字情報が残ることにより議事録の作成も容易になります。同時翻訳機能を使うことで外国人とのコミュニケーションに使用することもできます。

災害時における迅速な避難行動、長引く避難所生活等では、外国人旅行者や聴覚障がい者等に対する対応は重要であり、UDトークのような携帯電話のアプリケーションを使用して、円滑なコミュニケーションが図られることが期待されています。



UDトーク画面
UDトークホームページより

第7節 日常生活へ

起きてはならない最悪の事態

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

- ① 地域防災計画とは別に災害廃棄物処理計画（単独計画）を策定している市町村は少ない状況であり、今後市町村における計画策定を促進する必要があります。

【表 7-1-1 災害廃棄物処理計画の策定状況（H29.1時点）】（長野県資源循環推進課）

	策定済団体数	策定率
市(19市)	3	16%
町(23町)	2	9%
村(35村)	0	0%
合計(77市町村)	5	6%



【東日本大震災で発生した災害廃棄物】（出典：環境省 HP）

2 【施策】

- ① 県は、災害廃棄物処理計画を策定し大規模災害に備えるとともに、市町村において災害廃棄物処理計画の策定が進むよう、各種講習会での周知や先進事例の紹介等の技術的助言を行います。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、災害時においても市町村の指示に従い、廃棄物の分別や適正処理に御協力ください。

建設業者及び廃棄物処理業者は、市町村と連携し、円滑な廃棄物の適正処理に御協力ください。

3 【数値目標】

指 標	現状(2016年度)	目標(2022年度)
災害廃棄物処理計画の策定率（市町村）	6%	60%

起きてはならない最悪の事態

7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（道路啓開等）

- ① 大規模自然災害により道路にがれき等が散乱すると、緊急車両や生活物資運搬車両等の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかな道路啓開等により生活の安定と被災地の復興を支援する必要があります。

【被災時】



【道路啓開後】



（提供：国土交通省東北地方整備局）

2 【施策】

（道路啓開等）

- ① 県は発災後、直ちに県管理道路のパトロールを行い通行可能な道路を把握し、人命救助や物資輸送に繋げるとともに、緊急車両や生活物資運搬車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送道路のネットワークを考慮し、障害物の権利関係に留意しつつ、県管理道路上の倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去します。

また、平成26年の大雪災害時のように、県管理道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急車両の通行が困難な場合は、災害対策基本法に基づく道路区間の指定を行い、運転者に対し車両の移動を命じるとともに、自ら車両の移動を行います。

平成26年12月18日の大雪時には、(国)148号の白馬村から小谷村までの20.7km区間において道路区間を指定し、立ち往生車両の移動を行うことで、緊急車両の通行を確保することができました。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、車両の移動を命ぜられたときは、それに従い移動をお願いします。また、障害物の除去については、原則としてその所有者が行ってください。

起きてはならない最悪の事態

7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（火災・地震保険）

- ① 災害により住家に甚大な被害が発生し、仮設住宅での生活を余儀なくされた場合においても、迅速に元の生活に戻るための生活再建が必要です。

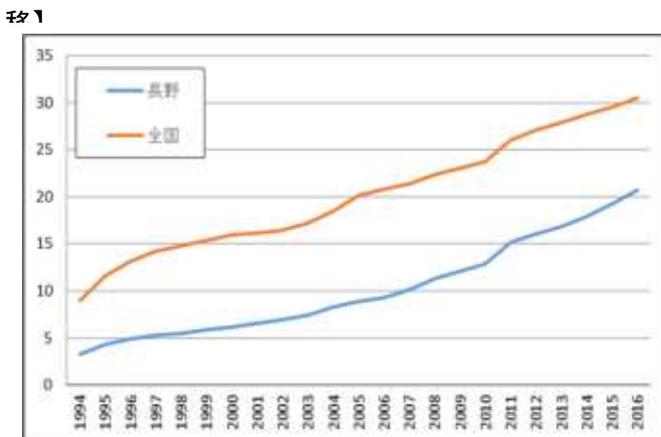
また、住宅を始めとする生活基盤を確保できることは、住民が被災から前に進むための切っ掛けとなり、地域が復旧・復興に進むための基盤となります。

火災保険は火災の他、メニューによって落雷や水害、風雪害なども対象とされ、災害による損害を補てんし、生活再建に繋げるために効果の高い保険です。

また、地震保険は、地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償（居住用建物またはその建物に收容されている家財を対象）する保険で、「地震保険に関する法律」に基づき、被災者の生活の安定に資することを目的としており、その保険金の支払責任の一部を再保険として政府が引き受けている非常に公共性の強い保険です。

平成 28 年度の長野県内の地震保険の世帯加入率は 20.7%（全国 30.5%）、火災保険契約に地震保険契約が付帯されている割合を示す付帯率も 56.7%（全国 62.1%）と、地震に対する備えとしての地震保険の加入は増加しているものの低い状況が続いており、一層の加入促進をする必要があります。

【図 7-3-1 地震保険 都道府県別世帯加入率の推移】



- (注) ○2012 年以前の世帯加入率は、当該年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。
 ○2013 年度以降の世帯加入率は、当該年度 12 月末の地震保険契約件数を当該年度 1 月 1 日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。
 ○2012 年度からの世帯数には、2012 年 7 月 9 日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人を含む。

（被災者生活再建支援金）

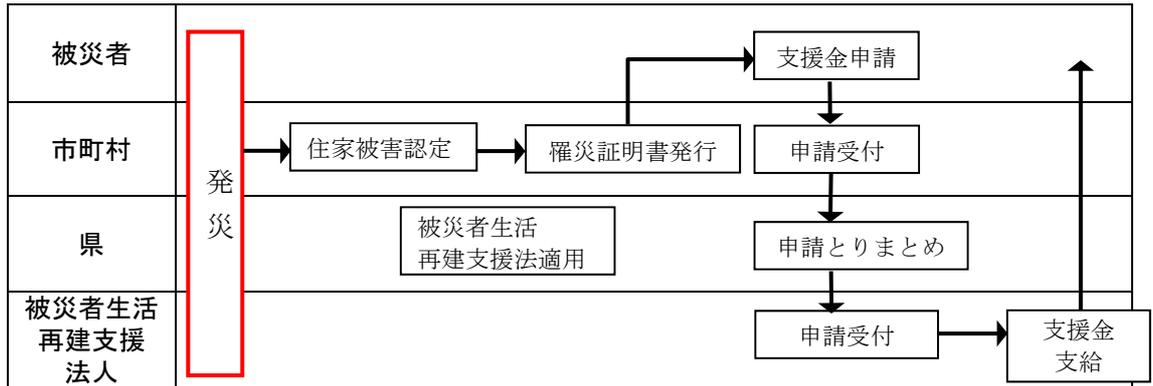
- ② 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、生活の安定と被災地の速やかな復興を支援する必要があります。

【図 7-3-2 地震保険 都道府県別付帯率の推移】



- (注) ○「付帯率」は、当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合。

【図 7-3-3 被災者生活再建支援金の支給まで流れ】 (長野県危機管理防災課)



(地籍調査)

- ③ 現在、法務局に備え付けられている地図は、明治初期に作成されたもの（いわゆる公図）が約半数を占めており、大規模自然災害発生後に住宅の再建等を実施する際、地籍が不明瞭となり、迅速な再建の支障となる可能性があります。そのため、災害復旧の迅速化には、地籍調査を着実に進める必要があります。

【表 7-3-1 地籍調査の状況】 (長野県農地整備課)

	進捗率		地籍調査実施状況 (市町村数)				
	(全体)	DID 及び宅地	全域調査完了	緊急地域調査完了	調査実施中	休止中	未着手
全国	52%	42%	315	194	783	242	138
長野県	38%	54%	12	15	35	9	6

※実施状況は平成 29 年度 4 月時点、進捗率は平成 28 年度末時点の情報

※全国の地籍調査実施状況 (市町村数) には、この他に「着手・再開に向けて準備中」の 60 市町村がある。

(木材の安定供給)

- ④ 地震等の災害に伴い、多数の住宅等が倒壊した場合、住宅再建に使用する木材が不足する可能性があります。迅速な住宅再建を支援するため、県産材等の木材の安定供給を実施する必要があります。

2 【施策】

(火災・地震保険)

- ① 長野県では、平成29年7月に損害保険・共済を扱う6団体（日本損害保険協会北関東支部長野損保会、長野県損害保険代理業協会、JA共済、全労済、NOSA I長野、コープながの）とともに「信州地震保険・共済加入促進協議会」を設立し、保険・共済加入をはじめとした事前の備えについての啓発活動を実施しています。

協議会では、長野県におけるリスクを正しく認知してもらい、保険や共済加

入をはじめとした自助を促すこととする基本方針のもと、

- より多くの県民に触れるための取り組み
 - ・ポスター等の啓発物品を使用した啓発の実施
 - ・各種広報媒体を使用した啓発の実施
 - 対象ターゲットを明確にした取り組み
 - ・新聞・テレビ等を通じた長野県の地震リスクの周知及び地震保険・共済加入等の呼びかけ
 - ・関係事業者が統一的に使用できる啓発用チラシの作成
- などを通じて、より多くの県民が保険や共済へ加入するよう啓発を実施します。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、大規模地震の発生に備え、甚大な被害が発生しても、住み慣れた環境でできるだけ長く過ごせるよう、生活の安定のための資金を得る備えとして、火災・地震保険、共済の加入をお願いします。（※注：地震保険・共済の保険金・共済金だけでは必ずしももとどおりの家を再建できませんが、生活再建に大切な役目を果たします。）

（被災者生活再建支援金）

- ② 住家被害認定が支援金申請に不可欠なため、県は、住家被害認定等が速やかに実施されるよう、市町村に対して研修を実施します。

（地籍調査の推進）

- ③ 県は、大規模災害の復旧・復興を迅速に行うための土地境界を明確にする地籍調査の進捗を図ります。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、登記や届け出等の手続きを確実にを行い、適正な土地管理を実施してください。

土地取引や開発に係る測量実施者（民間事業者等）は、成果について国土調査法第19条第5項指定申請への協力をお願いします。

（木材の安定供給）

- ④ 県は、多数の住宅等の倒壊により、住宅再建に使用する木材が不足した場合は、木材関係団体等と連携して県産材等の木材の調達を積極的に実施します。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
地震保険の附帯率※	56.7% (2016年度)	65.0% (2022年度)	
DID及び宅地における地籍調査の実施率 (県内対象面積 732k m ²)	54% [398 km ²] (2016年度)	57% [415 km ²] (2022年度)	

※地震保険の附帯率：民間の火災保険契約件数に占める地震保険契約件数割合

コラム 地震保険

(1) 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）が対象

※ 工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険は契約できない。

(2) 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償

(3) 契約方法、契約金額

① 火災保険とセットで契約

② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で決める。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となる。

(4) 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造および所在地（都道府県）により異なる。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある（割引の重複適用はできない）。（平成29年1月現在）

○免震建築物割引：割引率50%

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引：割引率（耐震等級3：50% 耐震等級2：30% 耐震等級1：10%）

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合

○耐震診断割引：割引率10%

・地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

○建築年割引：割引率10%

・昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

(5) 保険金の支払

【平成29年1月1日以降保険始期のご契約】居住用建物、家財について生じた損害の程度によって「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」に区別される。「全損」の場合は契約金額の全額、「大半損」の場合は契約金額の60%、「小半損」の場合は契約金額の30%、「一部損」の場合は契約金額の5%が支払われる。

【平成28年12月31日以前保険始期のご契約】居住用建物、家財について生じた損害の程度によって「全損」、「半損」、「一部損」に区別される。「全損」の場合は契約金額の全額、半損の場合は契約金額の50%、一部損の場合は契約金額の5%が支払われる。

(6) 1回の地震等による総支払限度額

11. 3兆円（平成28年8月現在）

※ 関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払に支障がないよう設定されている。

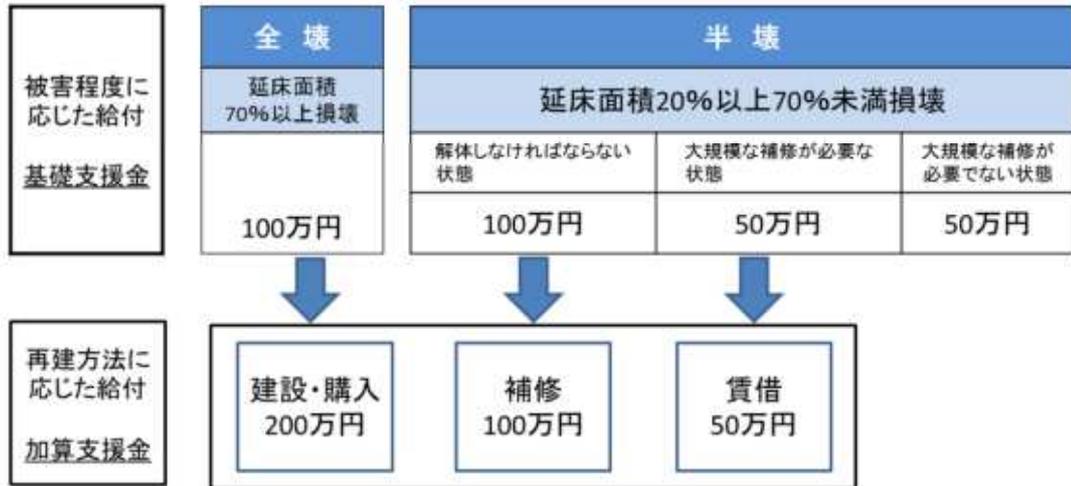
●地震保険に関する問い合わせ先

そんぽADRセンター（（一社）日本損害保険協会） 0570-022808（全国共通・通話料有料）

ホームページ <https://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/>

コラム 長野県神城断層地震による被災者の住宅再建のための支援策

- 被災者生活再建支援法が適用されない市町村の被災者に対して、同様の支援を県単独で実施
- 同法では給付対象外の半壊についても、すべての被災者を対象に県単独で支援



※単身世帯の給付額は4分の3

【表の見方】

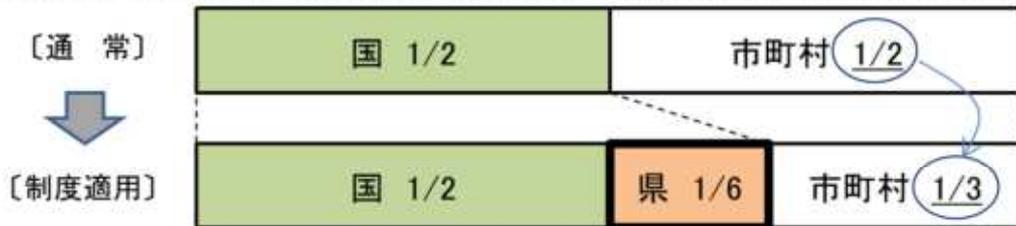
- ・全壊し、新たに住居を建設する場合300万円（基礎支援金100万円＋加算支援金200万円）
- ・全壊したものの新たに住居を建設しない場合100万円（基礎支援金100万円）
- ・大規模に半壊した住居を補修する場合150万円（基礎支援金50万円＋加算支援金100万円）
- ・大規模な補修が必要ではない半壊の場合 50万円（基礎支援金 50万円のみで加算支援金は対象外）

小規模自治体の被災者向け公営住宅建設に係る 県単独補助制度を創設

- 自然災害によって甚大な被害を受けても、国の災害公営住宅の扱いとならない場合あり。
- 小規模自治体※の財政負担を軽減し、被災者の生活再建と地域の再生を支援

※【補助対象】

災害発生時の人口が1万人未満(財政力指数が県平均以下の場合1万1千人未満)で、災害救助法または被災者生活再建支援法が適用された自治体



実質補助率を2/3に嵩上げ → 国の災害公営住宅※と同等

※国の制度では、全壊戸数が1市町村で200戸以上または1割以上の場合に補助率は2/3。これに達しない場合は、通常の公営住宅の扱い(補助率1/2)となる。

起きてはならない最悪の事態

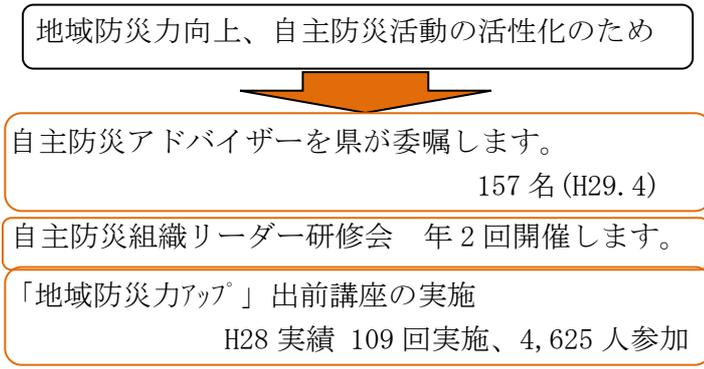
7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（自主防災組織）

- ① 長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、県・市町村・自主防災アドバイザーの協働により、地域ごとの自主防災組織の立ち上げや、その活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

【図 7-4-1】



【自主防災組織リーダー研修会】

2 【施策】

（自主防災組織）

- ① 県は、出前講座や自主防災組織リーダー研修等を通じて、地域の防災の中心となる人材の育成や、地域ごとの自主防災組織の立ち上げなど、地域防災力向上のため、自主防災組織の充実、強化を図っていきます。

また、計画的に復興を進めるため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、平成23年3月の長野県北部地震からの復興支援方針「栄村の復旧・復興に向けて」など、復興のための施策に関する方針を定め、主体的に復興への取り組みを推進します。

市町村は、必要に応じ国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、円滑かつ迅速な復興を図ります。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、「自分の地域は自分で守る」との認識のもと、近所とつながり（安否確認体制）、自治会等との顔の見える関係（避難体制）といった助け合い（共助）の体制づくりや、災害発生時に自身が取るべき行動等を事前に想定するなど、今後必ず発生する大規模自然災害に対して「平時からの備え」を講じてください。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
自主防災活動の支援	92.5%	93.5%	(再掲)
自主防災組織率	(2016年度)	(2022年度)	

コラム 自主防災組織の取り組み事例

★飯山市桑名川区自主防災組織の取り組み

桑名川区：125世帯 304人

- 桑名川区における自然災害の脅威
- 千曲川の氾濫
- 土砂災害
- 地震

- 自主防災組織を平成17年に結成
- 災害時における緊急連絡体制を整備

- 区組織改編における緊急連絡体制の見直し（毎年）
- 防災対策連絡会議の開催（毎年）
- 各種防災訓練の開催（毎年）

●主な取組

- 市が全戸配布している防災無線機のページング放送を活用し、区独自の訓練を実施
- 各世帯に配布されている防災無線は集落ごとに個別番号が割り振られており、集落単位の放送が可能
- 市における自主防災組織活動支援金を活用し、防災用品を整備

- 土砂災害に関する勉強会を開催
- 平成27年5月に市から全世帯に配布された土砂災害ハザードマップを契機に、改めて土砂災害に関する啓発活動を実施
- 県建設事務所整備課の講演会を実施

- 防災訓練の内容
- ①災害対策本部の設置
- ②避難指示発令による段階的な住民避難訓練
- ③区役員間におけるトランシーバー等による情報伝達訓練
- ④防災用品（発電機・灯光器設置）の稼働訓練

●今後の取組

各組単位で作成した防災マップに土砂災害ハザードマップを参考に警戒区域を反映させるとともに、避難経路など当該地域にあった独自の警戒避難体制の構築を目指す

★高森町下市田3区の取り組み

下市田3区：約250戸

- 動機
- 東日本大震災後、平成24年秋より有志の委員会をもって安心して暮らせる地域づくりについて話し合いを開始

- 思い
- 災害を未然に防ぐことはできないが、災害から自分を守る意識が高まれば、被害を最小限にとどめることができるかもしれない

- 確信
- 犠牲者を一人も出さない地域が災害に強い地域であると確信

- 防災活動のキーワード
- 3分間・3時間・3日間
- 自分を守る・家族を守る・地域を守る

- これまでの主な活動
- 独自のハザードマップと初期行動マニュアルづくり
- 徒歩で危険箇所の調査・提示
- 防災イベントの企画・立案

●今後の取組

- 有事の際の安否確認台帳「安心のバトン」を平成27年1月から計画・実施
- 家族の個人情報が入った台帳を封入、自治会長が一括管理。回収率89.5%。開封する必要がなければ年一回家庭に返還し書き換えて再度提出。有事の際以外は開封しない（信頼関係で成り立っている）。

- 「安心のバトン」を年一回書き換えてもらうことにより防災意識の向上を図り、連絡体制も考えてもらう。
- コミュニティ＝防災減災
- 自治会役員が不在でも個々に動ける体制づくりを目指し、率先してリーダーになれる訓練計画を立て検証する。

資料

資料 目次

- 1 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 165
- 2 第1期強靱化計画に伴う数値目標の達成状況、改善点・・・・・・・・ 167
- 3 長野県強靱化計画に基づき取組む公共事業等・・・・・・・・・・ 174

策定の経過

日 付		内 容	主体	
第1期計画	平成25年	3月	○内閣官房でナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会設置 (国土強靱化に関する総合的な施策の推進の在り方について有識者等から意見を聴くもの)	国
		12月	○「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」公布・施行	国
	平成26年	6月	○「国土強靱化基本計画」閣議決定 ○国土強靱化推進本部において「国土強靱化アクションプラン2014」決定	国
		7月	○国土強靱化に関する長野県庁内主管課長会議を開催	県
		9月	○長野県強靱化計画の策定について、政策会議(県幹部会議)で周知	県
		11月	○有識者2名をアドバイザーとして委嘱 ○第1回長野県強靱化計画策定庁内連絡会議を開催	県
		12月	○長野県強靱化計画策定庁内連絡会議第1回作業部会を開催	県
	平成27年	1月	○県、市町村職員を対象に、明治大学大学院特任教授 中林一樹氏による講演会を開催	県
		3月	○部局長会議において、計画の趣旨、7つの基本目標・32の起きている最悪の事態の設定等を了承	県
		5月～6月	○ライフライン関連事業者(16社)へ意見聴取、素案作成依頼	県
		5月	○長野県強靱化計画策定庁内連絡会議第2回作業部会を開催	県
		6月	○国土強靱化アクションプラン2015を国土強靱化推進本部で決定 ○国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第2版)を策定	国
		9月～10月	○有識者7名から計画素案について意見聴取	県
		11月	○長野県強靱化計画策定庁内連絡会議第3回作業部会を開催 ○長野県強靱化計画(案)について、政策会議(県幹部会議)で検討	県
		12月～1月	○県民意見公募(パブリックコメント)を実施 ○長野、上伊那、松本、佐久の4会場において、計画案についての市町村説明会を開催	県
	平成28年	2月	○長野県防災会議において計画案を説明	県
		3月	○長野県部局長会議において計画を決定	県

日 付		内 容	主体	
第2期計画	平成28年	5月	○国土強靱化アクションプラン2016を国土強靱化推進本部で決定 ○国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第4版)を策定	国
	平成29年	2月	○市町村を対象に強靱化計画及び業務継続計画説明会を開催	県
		6月	○国土強靱化アクションプラン2017を国土強靱化推進本部で決定 ○国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第4版)を策定	国
		9月	○市町村より現行計画に関する検証点等について意見を聴取	県
		10月	○長野県強靱化計画策定庁内連絡会議第1回作業部会を開催	県
		11月	○ライフライン関連事業者(15社)へ意見聴取、素案作成依頼	県
	平成30年	1月	○有識者(4名)から計画素案について意見聴取	県
		2月	○県民意見公募(パブリックコメント)を実施	県
		2月	○長野、松本の2会場において、第2期計画案についての市町村説明会を開催	県
		3月	○長野県部局長会議において第2期計画を決定	県

第1期強靱化計画に伴う数値目標の達成状況、改善点

目標	3.2の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	第1期目標		第1期目標の達成状況		
				目標指標	目標数値（達成年度）	目標の達成状況（注）	計画実施に伴う課題・問題点	修正・改善点
重点1 「絆」で生命を守る地域防災力の充実	<ul style="list-style-type: none"> ＜取り組み＞ ○ 災害時住民支え合いマップ」「地域の防災力マップ」等の作成を支援 ○ 住民支え合い活動推進指導員の配置 ○ 出前講座の充実のための防災指導員を確保 ○ 工夫を凝らした県民向け体験型出前講座「地域の防災力をアッパしよう」の開催 ○ 自主防災アクトバイザーの委嘱 ○ 市町村長向け「減災トップフォーラムin長野」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防災活動（避難訓練・講習会等）に参加したことがある世帯の割合 ○ 災害時住民支え合いマップ等の作成地区数 	<ul style="list-style-type: none"> 2.411地区(H27)→すべての地区(H37) 	I-A	災害時住民支え合いマップ等の作成地区数については増加の傾向にあるが、要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、さらなる避難支援計画の策定支援が必要	修正・改善点		
重点2 地震から生命を守る建物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ＜取り組み＞ ○ 対象住宅の所有者にチラシを配布 ○ 住民に身近な地区公民館等で出張講座を開催 ○ 住宅・建築物耐震化改修促進事業補助金による耐震改修の促進 ○ 学校施設環境改善交付金による整備促進 ○ 私立学校施設整備補助金による整備促進 ○ 安心こども基金事業、保育所等整備交付金、緊急防災減災事業債による整備促進 ○ 医療施設等耐震整備事業による整備促進 ○ 大規模建築物耐震改修補助金による整備促進 ○ 耐震化の必要性の啓発や、長野県中小企業融資制度による整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の耐震化 ○ 一定規模の学校等の耐震化率 ○ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> 90% (H32) 100% (H32) 完了 (H32) 	I-A	耐震改修促進計画（第II期）に沿って引き続き耐震化を促進する			
重点3 土砂災害から生命を守る対策	<ul style="list-style-type: none"> ＜取り組み＞ ○ 「地域の防災力マップ」「災害時住民支え合いマップ」等の作成を支援 ○ 緊急情報を携帯電話に一斉配信する緊急速報メールを全市町村から配信 ○ Lアラートによる情報発信 ○ 「長野県河川砂防システム」の機能を強化 ○ 要配慮者利用施設等を保全するハード・ソフトが一体となった対策推進 ○ 災害危険住宅移転事業による移転の支援 ○ 「土砂災害警戒区域」の指定を完了、砂防堰堤等の整備を促進 ○ 山地災害危険個所の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険度の判断を容易にする情報の配信 ○ 土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策着手率 	<ul style="list-style-type: none"> 完了 (H29) 全施設 (H29) 	I-U	H29目標完了			
1	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 住宅の倒壊や、住居密集地の火災による死傷者の発生 1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ① 耐震性を満たしていない住宅が多数存在。人命の保護とともに、災害発生後も日常生活が継続できるように住宅の耐震化の一層の推進が必要 ② 電柱倒壊による緊急車両の通行支障対策や、ブロック塀倒壊による人的被害防止が必要 ③ 住宅密集地における安全な都市環境の整備が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村と協力して耐震診断、耐震改修にかかる助成等の支援等などの耐震化を着実に推進 ○ 無電柱化工事の推進や、通学路等を中心にブロック塀の点検、是正指導を推進 ○ 街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、安全な都市環境の整備を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の耐震化率 ○ 無電柱化延長（過去の整備動向をもとに設定） ○ 市街地の延焼防止等用途地域・内都市計画道路整備 ○ 市街地の延焼防止等市街地整備面積（過去の整備動向をもとに設定） ○ 市街地の延焼防止都市公園整備面積（過去の整備動向をもとに設定） ○ 耐震化率（多数の者が利用する大規模な建築物） ○ 耐震化率（要緊急安全確認大規模建築物） 	<ul style="list-style-type: none"> 77.5% (H25) →90.0% (H32) 45.3km (H26) →51.4km (H30) 45.3% (H23) →49.5% (H29) 2.726ha (H23) →2.800ha (H29) 13.25m²/人 (H25) →14m²/人 (H29) 83.5% (H23) →95.0% (H32) H32までに完了 	<ul style="list-style-type: none"> I-A II-A I-A I-A I-A I-A I-A 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進計画（第II期）に沿って引き続き耐震化を促進する 予算面も勘案しながら、整備効果の高い箇所を優先して進める。 無電柱化事業を着実に進めるため、引き続き電線事業者との調整を進める。 	
人命の保護が最大限図られること		<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模な建築物の早期の耐震診断や耐震改修が必要 ② 一定規模以上の県有施設の耐震性能は確保されたが、震災時の吊り天井等の非構造部材の落下や災害応急対策の拠点としての機能喪失の防止が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村と協力して大規模建築物の耐震診断などに対する助成や耐震改修に関する情報を提供 ○ 要緊急安全確認大規模建築物や子供たちが利用する一定規模以上の学校等は重点的に取り組む ○ 「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づき、県有施設の非構造部材の落下防止対策や災害拠点施設の耐震補強等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化率（要緊急安全確認大規模建築物） ○ 耐震化率（子供たちが利用する一定規模以上の学校等） ○ 割増の耐震性能を有する災害拠点施設（県庁、合同庁舎、警察署等） ○ 非構造部材の対策（県立高校及び特別支援学校） 	<ul style="list-style-type: none"> 19棟 (H27) →37棟 (H32) 100% (H32) 	<ul style="list-style-type: none"> I-A I-I I-U 	<ul style="list-style-type: none"> 28年度に学校の吊り天井の耐震化を優先的に実施し、完了させた。第二期県有施設耐震化プログラムに基づき、32年度までに着実に実施する。 対象施設の整理 	
1-3	<ul style="list-style-type: none"> 1-3 河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水 	<ul style="list-style-type: none"> ① 局所的な集中豪雨の多発等により毎年のように水害が発生。河川改修、調節池の築造、排水機場の増設などのハード対策に加え、行政・住民・民間企業等との連携により避難行動支援等のソフト対策の推進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、市町村等と連携し、ハードとソフトが一体となった総合的な治水対策を推進 ○ 河川管理施設について定期的に点検、計画的な修繕を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 ○ 関係機関が連携したハード・ソフト一体となった浸水被害対策により解消される浸水想定家数 	<ul style="list-style-type: none"> 41,700戸 (H23) →24,000戸以下 (H29) 63% (H23) →100% (H28) 0戸 (H25) →312戸 (H30) 	<ul style="list-style-type: none"> II-A I-I II-A 	<ul style="list-style-type: none"> 事業量に相応する経費の確保 完了 事業量に相応する経費の確保 	<ul style="list-style-type: none"> しあわせ信州創造プラン2.0と連携 しあわせ信州創造プラン2.0と連携

目標	3-2の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	第1期目標		第1期目標の達成状況	
				目標指標	目標数値（達成年度）	目標の達成状況（注）	計画実施に伴う課題・問題点
2	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	③大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除排雪をはじめ冬期交通の確保対策の推進が必要	③平成26年2月大雪災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施	-	-		
		④断水や物流の途絶による物資不足に対し、適切な量と迅速な提供態勢の確保が必要	④市町村による水、食料等の確保や迅速な提供、それを補完する役割の県による備蓄の実施 断水に対し、長野県水道協議会の会員は、給水車や職員の派遣による応急復旧活動を実施 県企業局は、給水車の派遣や、「川中島の水」ペットボトルを製作し、災害時における飲料水の補給手段として活用	-	-		
		⑤孤立集落への救援物資搬送や救急救助を行うため、ヘリコプターの活用が重要	⑤広域的なヘリコプター支援に備えるとともに、離着陸場所がない孤立集落に対し、救助ホイストや物資下げるの対応を実施	-	-		
		①自主防災組織の立ち上げや活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上が必要	①地域づくり、地域活性化のひとつとして自主防災組織の充実・強化を出前講座、自主防災アドバイザーの委嘱等により推進	92.0% (H26) → 93.0% (H29)	I-A		
		②女性消防団員の参加が増加、応急手当の普及活動などに活躍。減少傾向にある消防団員の効果的な確保対策が必要	②県、県消防協会と連携し、消防団への支援を継続するとともに、団員確保に向けた取り組みを推進	1,062 (H26) → 1,500 (H29)	II-A	優遇措置の充実を図ってきたが、団員減少の影響、市町村消防の原則があり、市町村の判断による部分もある。	協力事業所数の目標設定については、現実との乖離が
		③被災地の救助・救急ニーズが大幅に増加することを踏まえ、消防による迅速な救助活動を実施するため、人員や資機材等の消防力の強化が必要	③適切に緊急消防援助隊の応援を受け、応援要請の迅速化等、受援計画の見直しを実施 消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制を維持	113隊 (H26) → 135隊 (H30)	I-A		
		④警察における救助・救急活動の能力を高めるため、装備資機材の更なる充実強化が必要	④警察の迅速かつ的確な救出救助活動を行うため、必要な装備資機材の整備を推進	105回 (H27) → 105回以上 (H28)	I-A		実質的には、H30の目標値は達成している。
		⑤県内外での災害対応能力の強化を図るため、災害警備訓練の更なる実施が必要	⑤長野県警察広域緊急援助隊、緊急災害警備隊、各警察署の第二機動隊の対応能力を高めるため、他機関との合同訓練及び警察独自訓練を実施	-	-		
		⑥陸上自衛隊第12旅団は、これまで数多くの災害派遣要請に応じ、救助活動等を展開しており、引き続き県と連携しながら対応	⑥陸上自衛隊第13普通科連隊は、引き続き地方自治体や民間事業者との連携を強化するため、訓練等へ積極的に参加	-	-		
		救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	①県内の中核給油所（41箇所）及び小口燃料配送拠点（21箇所）への石油類燃料備蓄を推進	62施設約500kL (H27～H30) → 現状維持	I-A		
3	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	①地域災害医療マニュアルがすべての二次医療圏で策定	①関係機関により実施される災害実動訓練や、災害拠点病院等による業務継続計画等の策定を促進	10医療圏 (H26) → 10医療圏 (H29)	I-I		
		医療機関、行政、消防などの多機関共同で実動訓練を実施する地域が増加傾向	②行政、災害拠点病院、医師会等の関係機関によるコーディネート災害実動訓練の実施 二次医療圏数	3医療圏 (H25) → 10医療圏 (H29)	II-A	引き続き訓練の実施を促進していく	
		DMA Tの整備が進む一方、災害急性期を脱した後に支援する医療救護班の整備には、より一層の取組が必要	②災害急性期を脱した後も被災地住民が継続して医療を受けられるよう、医療救護班等の派遣に関する医療機関の取組を促進	6病院 (H25) → 10病院 (H29)	I-I	平成29年度中にはすべての災害拠点病院で策定する予定	保健医療計画の検討結果を強靱化計画に反映
		③病院内に雇用し配置する「独自雇用」、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣」、電話等で対応する「遠隔医療通訳」など、地域の実情にあった体制整備と医療通訳者の育成が必要	③長野県国際化協会と連携し、必要な医療通訳人材の育成や医療通訳体制を整備するため、広域で検討する機会を設け	38チーム (H26) → 40チーム (H29)	I-I		
		被災地における疫病・感染症等の大規模発生	①被災地域における疫病・感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアルの作成などによる体制整備が必要	-	-		
		信号機の停止等による交通事故の多発	①信号機への電源供給が遮断された場合の対応が施された信号機の整備が一部にとまどまっているため、着実な整備の推進が必要	64基 (H26) → 104基 (H32)	I-A	交通信号機等の交通安全施設全般に老朽化が進んでおり、更新事業も必要なことから、目標値には数年かかる。予算面も勘案しながら、整備を進める。	
		人員の募集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生することから、引き続き災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等の研究が必要	①大規模自然災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画（BCP）の更新・見直しを継続するとともに、庁舎機能不能時の対応等を研究	整備率57.9% (H26末) → 整備率100% (H32)	I-A		
		②重大な被害を受けた市町村に対する技術支援が必要	②市町村へ情報連絡員を派遣し、迅速かつ円滑な災害対応の実施	-	-		
		③「県と市町村との協議の場」において検討、強化された県内市町村間による人的支援、物資調達等の広域応援体制を、有効に機能させるための取組が必要	③県内市町村同士の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう、代表市町村協議の開催や定期的な訓練等の支援を実施	-	-		

目標	3-2の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	第1期目標		第1期目標の達成状況			
				目標指標	目標数値（達成年度）	目標の達成状況（注）	計画実施に伴う課題・問題点	修正・改善点	
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	3-2 県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	④災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等について、耐震性の確保や設備の充実が必要	④災害応急対策の拠点となる施設の耐震性の確保や非常用電源などの設備の整備を計画的に実施	-	-	I-I	第二期耐震化整備プログラムに基づき、平成32年度までに着実に実施する。		
		①NNTT東日本は、災害時の通信ネットワークが途切れないよう、引き続き万全な体制を維持	①NNTT東日本は、災害対策機器を用いた早期通信回復を実施するとともに、引き続き地方自治体や自衛隊と協力して通信確保訓練を実施	①NNTT東日本は、災害時の通信ネットワークが途切れないよう、引き続き万全な体制を維持	①NNTT東日本は、災害対策機器を用いた早期通信回復を実施するとともに、引き続き地方自治体や自衛隊と協力して通信確保訓練を実施	-	-		
		②NNTTドコモは、信頼性の向上、重要通信の確保、通信サービスの早期復旧を3原則とし、非常時にこそライフラインとしての使命を果たすよう取り組む	②通信設備の二重化、重要施設の分散化を進めるとともに、移動電源車や移動基地局車等の災害対策機材を配備し、通信を確保。また、帰宅困難者に対してNNTTドコモ長野ビルを開放	②NNTTドコモは、信頼性の向上、重要通信の確保、通信サービスの早期復旧を3原則とし、非常時にこそライフラインとしての使命を果たすよう取り組む	②通信設備の二重化、重要施設の分散化を進めるとともに、移動電源車や移動基地局車等の災害対策機材を配備し、通信を確保。また、帰宅困難者に対してNNTTドコモ長野ビルを開放	-	-	I-U	しあわせ信州創造プラン2.0と連携
4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること	3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	③KDDIは、長時間停電による予備電源の枯渇と、基地局のアクセス回線の遮断に対する備えを実施	③KDDIは、被災地域の通信確保のため、車載型・可搬型基地局の設置や、避難所等屋内通信を確保するため、フェムト基地局の設置等を引き続き推進	③KDDIは、被災地域の通信確保のため、車載型・可搬型基地局の設置や、避難所等屋内通信を確保するため、フェムト基地局の設置等を引き続き推進	③KDDIは、被災地域の通信確保のため、車載型・可搬型基地局の設置や、避難所等屋内通信を確保するため、フェムト基地局の設置等を引き続き推進	-	-		
		④ソフトバンクは、「情報＝ライフライン」を自覚し、強固なネットワーク構築と、緊急時の体制整備、防災に関する情報の提供に取り組む	④ソフトバンクは、通信拠点の耐震及び停電対策を引き続き実施し、移動基地局の配備などの災害時対応策を推進	④ソフトバンクは、「情報＝ライフライン」を自覚し、強固なネットワーク構築と、緊急時の体制整備、防災に関する情報の提供に取り組む	④ソフトバンクは、通信拠点の耐震及び停電対策を引き続き実施し、移動基地局の配備などの災害時対応策を推進	-	-	I-U	22市町村(H27) →77市町村(H28)
		⑤長野県防災行政無線の安定した通信の実施が必要	⑤長野県防災行政無線の安定した通信の実施が必要	⑤長野県防災行政無線の安定した通信の実施が必要	⑤長野県防災行政無線の安定した通信の実施が必要	-	-	-	-
4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること	3-4 テレビ、ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	①NHK長野放送局は、テレビ、ラジオでの速報と特設ニュースを通じて被害、避難、ライフラインに関する情報を速報することなく放送	①NHK長野放送局は、災害の情報をできるだけきめ細かく伝えるとともに、災害情報ホームページへの最新の報道原稿の掲載や、「L字」と呼ばれるテレビの字幕放送でも情報を発信	①NHK長野放送局は、災害の情報をできるだけきめ細かく伝えるとともに、災害情報ホームページへの最新の報道原稿の掲載や、「L字」と呼ばれるテレビの字幕放送でも情報を発信	①NHK長野放送局は、災害の情報をできるだけきめ細かく伝えるとともに、災害情報ホームページへの最新の報道原稿の掲載や、「L字」と呼ばれるテレビの字幕放送でも情報を発信	-	-		
		②県民の災害情報入手手段はテレビ、ラジオが多い状況であり、それらに適切かつ迅速な情報提供が必要	②県民の災害情報入手手段はテレビ、ラジオが多い状況であり、それらに適切かつ迅速な情報提供が必要	②県民の災害情報入手手段はテレビ、ラジオが多い状況であり、それらに適切かつ迅速な情報提供が必要	②県民の災害情報入手手段はテレビ、ラジオが多い状況であり、それらに適切かつ迅速な情報提供が必要	-	-	-	-
		③インターネット、電子メールやSNSなどの媒体を通じて効率的、効果的な情報提供の実施が必要	③インターネット、電子メールやSNSなどの媒体を通じて効率的、効果的な情報提供の実施が必要	③インターネット、電子メールやSNSなどの媒体を通じて効率的、効果的な情報提供の実施が必要	③インターネットや電子メール等を活用した情報発信機能を強化するため、長野県防災情報システムの構築を実施	-	-	-	-
4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること	4-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサブライチエーションの機能停止	①中部電力は、電力の長期供給停止を発生させないため、これらにも必要に応じて発電所、送電線網や電力システムの災害対応力の強化が必要	①中部電力は、防災訓練や旧作業訓練などを繰り返し実施し、果、警察、消防、自衛隊等が実施する連絡会議や訓練に積極的に参加。発電・送電・変電・配電設備の適切な維持管理・更新を実施	①中部電力は、防災訓練や旧作業訓練などを繰り返し実施し、果、警察、消防、自衛隊等が実施する連絡会議や訓練に積極的に参加。発電・送電・変電・配電設備の適切な維持管理・更新を実施	①中部電力は、防災訓練や旧作業訓練などを繰り返し実施し、果、警察、消防、自衛隊等が実施する連絡会議や訓練に積極的に参加。発電・送電・変電・配電設備の適切な維持管理・更新を実施	-	-		
		②長野県LPガス協会は、協定に基づき県や市町村から要請があった場合は緊急点検、容器回収、被害状況調査、設備工事及び供給等を実施	②長野県LPガス協会は、協定に基づき県や市町村から要請があった場合は緊急点検、容器回収、被害状況調査、設備工事及び供給等を実施	②長野県LPガス協会は、協定に基づき県や市町村から要請があった場合は緊急点検、容器回収、被害状況調査、設備工事及び供給等を実施	②長野県LPガス協会は、中核充填所としてのLPガス販売所と協定を結ぶとともに、防災ハンドブックの発行による啓発を継続	-	-	-	-
		③長野県ガス協会は、都市ガスの防災対策として設備対策・緊急時対策・復旧対策を柱としてさらなる供給信頼性の向上に取り組む	③長野県ガス協会は、都市ガスの防災対策として設備対策・緊急時対策・復旧対策を柱としてさらなる供給信頼性の向上に取り組む	③長野県ガス協会は、都市ガスの防災対策として設備対策・緊急時対策・復旧対策を柱としてさらなる供給信頼性の向上に取り組む	③長野県ガス協会は、都市ガスネットワークに耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用。防災訓練の定期的な実施や、被害が甚大と予測される場合は供給停止、全国的な応援体制により迅速に再開	-	-	-	-
4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	④長野県石油商業組合は、協定に基づき県が指定する緊急車両等や医療機関、避難所等の施設に石油類の優先提供を実施。必要な給油所地下タンク製品の備蓄を推進	④長野県石油商業組合は、県と連携して災害対応型中核給油所に対して一定の在庫を備蓄するための管理費等について支援を実施	④長野県石油商業組合は、県と連携して災害対応型中核給油所に対して一定の在庫を備蓄するための管理費等について支援を実施	④長野県石油商業組合は、県と連携して災害対応型中核給油所に対して一定の在庫を備蓄するための管理費等について支援を実施	-	-		
		⑤省エネルギー化の促進と、自然エネルギーの普及拡大によりエネルギー自給率を高めることが必要	⑤国の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し防災施設への自然エネルギー設備導入を支援	⑤国の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し防災施設への自然エネルギー設備導入を支援	●発電設備容量で見ると 78.9% (H26) → 124.3% (H32)	II-A	冬の間、信州省エネ大作戦等の機会を捉えて最大電力需要の抑制を呼び掛けるとともに、積雪時の太陽光発電の影響等による電力需要の状況を正確に把握する仕組みを構築するよう、中部電力の協力を確保しながら検討していく。		
		⑥電力供給復旧までに時間を要する大規模地震に備えるため、県企業局の水力発電施設の耐震化や上水槽等の施設及び県企業局管理ダムの耐震性評価を計画的かつ着実に推進することが必要	⑥県企業局の水力発電施設の耐震化や上水槽等の施設及び県企業局管理ダムの耐震性評価を計画的かつ着実に推進することが必要	⑥県企業局の水力発電施設の耐震化や上水槽等の施設及び県企業局管理ダムの耐震性評価を計画的かつ着実に推進することが必要	●発電設備容量で見ると 78.9% (H26) → 124.3% (H32)	II-A	冬の間、信州省エネ大作戦等の機会を捉えて最大電力需要の抑制を呼び掛けるとともに、積雪時の太陽光発電の影響等による電力需要の状況を正確に把握する仕組みを構築するよう、中部電力の協力を確保しながら検討していく。		
4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	①上水道の基幹管路、浄水場、配水池等に対する一層の耐震化が必要	①水道事業者に対し、重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を促進	①水道事業者に対し、重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を促進	○県営水力発電所建設等の耐震化率 57.1% (H26) → 100.0% (H29)	II-A	14発電所中、13発電所建設が耐震化済み。残り1か所は、H31完了予定の発電所改修にあわせて実施予定		
		②県企業局の末端給水事業・用水供給事業について、基幹管路の計画かつ着実な推進や災害時に備えるための耐震化の計画の進捗を把握し、必要に応じて支援を行う	②県企業局の末端給水事業・用水供給事業について、基幹管路の計画かつ着実な推進や災害時に備えるための耐震化の計画の進捗を把握し、必要に応じて支援を行う	②県企業局の末端給水事業・用水供給事業について、基幹管路の計画かつ着実な推進や災害時に備えるための耐震化の計画の進捗を把握し、必要に応じて支援を行う	○県企業局管理ダムにおけるレベル2地震動に耐震性評価の実施が所数	I-U	14発電所中、13発電所建設が耐震化済み。残り1か所は、H31完了予定の発電所改修にあわせて実施予定		
		③上水道の基幹管路の耐震化率	③上水道の基幹管路の耐震化率	③上水道の基幹管路の耐震化率	○県営水道（末端給水）における耐震化率 50.0% (H26) → 100.0% (H31)	I-A	14発電所中、13発電所建設が耐震化済み。残り1か所は、H31完了予定の発電所改修にあわせて実施予定		

目標	3.2の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	第1期目標		第1期目標の達成状況		
				目標指標	目標数値（達成年度）	目標の達成状況（注）	計画実施に伴う課題・問題点	修正・改善点
4 必要最低限のライフラインを確保し、これら の早期復旧を図ること	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	また、火山噴火による火山灰の河川への混入による酸性値上昇を想定した水質検査及び薬品調達の体制整備が必要 ①関係機関と連携した下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定の推進が必要	火山灰混入による酸性値上昇に備え、質の高い水質検査を継続するほか、薬品業者と苛性ソーダの優先調達協定を締結 県水道協議会の要請により、被災した水道事業者の復旧支援を行うほか、企業局の培った技術力を活用し、技術職員等の不足に悩む過疎自治体の水道施設整備を支援 ①国・県道等に於いて、地域の暮らしを支え、災害に強い道路網の整備を推進 ②市町村の下水道処理施設等の耐震化や下水道BCPの策定を支援。防災訓練等により防災体制を強化	○県営水道（末端給水）における基幹管路の耐震適合率 84.6% (H26) →100.0% (H37)	I-7	I-7		
				○県営水道（末端給水）における重要給水施設に至る管路の耐震適合率 71.2% (H26) →100.0% (H37)	I-7	I-7		
	4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	①関係機関と連携した下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定の推進が必要	①国・県道等に於いて、地域の暮らしを支え、災害に強い道路網の整備を推進 ②市町村の下水道処理施設等の耐震化や下水道BCPの策定を支援。防災訓練等により防災体制を強化	○県営水道（末端給水）における「安心」の蛇口」整備数 0か所 (H26) →11か所 (H37)	I-7	I-7		
				○県営水道（浄水施設）の耐震化率 0.0% (H26) →100.0% (H36)	I-7	I-7		
4-4 地域交通ネットワークが分断する事態		①孤立集落の発生に加え、負傷者の搬送や支援物資の輸送の遅延など、甚大な影響を及ぼすため、関係部局が連携して幅広い観点からの検討が必要 ②緊急輸送路を確保する基幹的な農道の整備や、県営林道の開設の推進が必要	○重要な下水管まよの地震対策実施率 48% (H25) (県流域99%、市町村公共44%) →100% (H32)	I-7	I-7		引き続き、さらに地震対策を推進していく必要がある。	
			○下水道BCP策定率 89% (H26) (県流域100%、市町村公共89%) →100% (H32)	I-ウ	I-ウ		引き続き地震対策を推進していく。	
5 流通・経済活動が停滞しないこと	5-1 サプライチェーンの寸断や、経済活動等の停滞による企業の生産力低下	①企業の被害を最小限に抑え、早期の復旧を可能とするため、企業における事業継続計画（BCP）の策定支援が必要 ②BCPを策定した企業は、図上訓練等を通じてBCP的問題点を把握するなど、PDCAサイクルにより継続的にBCPの改善が必要 ③NE X CO東日本は、高速度道路ネットワークの機能を維持し、資産の安全性を確保するため、高速度道路インフラの的確な維持管理・更新に取り組む ④NE X CO東日本は、高速度道路の経年劣化や潜在的なリスクに対し、安全・安心を確保するため、持続可能なメンテナンスサイクルを構築 ⑤JR東日本は、耐震補強、新幹線早期地震検知システムや防災情報システムの導入、落石等災害防止対策の実施のほか、列車からの避難誘導訓練、代管輸送ルーラー検討等に取り組む ⑥JR東海は、耐震補強、列車を停止させるシステムの導入、落石覆い工、土石流を後知するセンサーの整備、復旧訓練の定期的な開催等に取り組む ⑦しなの鉄道は、北しなの線を加え、より高いレベルの安全運行体制を確保し、維持するため、訓練や、設備・車両の安全性の向上に取り組む ⑧幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保や災害時における関係機関相互の連携を図る必要がある。	○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中			指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
5-2 *			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km	II-7	II-7		特になし (林道各路線の全体計画変更に伴い見直し予定)	
			○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所	I-7	I-7		必要性は認識しているが、ノウハウや体制等に課題があり、BCP策定に手が回らない事業者が多い。	
			○県内高規格幹線道路の供用延長 331km (H23) →349km (H29)	I-7	I-7		当該指標に対応する施策の記載がないため、高規格幹線道路の整備促進する旨を記載する。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 83% (H23) 再掲	II-7	II-7		早期完了を目指す。	
			○震災対策緊急輸送路にある道路の耐震補強の整備率 52% (H23) 再掲	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○国・県道の改良率 65.6% (H22) →67.5% (H29)	算定中	算定中		指標の変更 緊急輸送路の整備状況が判るものとした（検討中）	
			○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0% [460km] (H24) →98.7% [468km] (H29)	I-I	I-I		実施すべき整備は完了したため、次期計画に向けて新たな整備方針について検討が必要	
			○国・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標1.9km					

目標	3.2の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	第1期目標		第1期目標の達成状況		
				目標指標	目標数値（達成年度）	目標の達成状況（注）	計画実施に伴う課題・問題点 修正・改善点	
5 流通・経済活動が停滞しないこと	5-2 高速度道路、鉄道等の基幹的ネットワークの機能停止	①基幹道路ネットワークについて、適切な代替性の確保が必要	⑦新幹線駅や高規格幹線道路等と県内の主要都市とのアクセス機能を向上させる道路の整備を推進	-	-	引き続き、さらに整備を推進していく必要がある。	修正・改善点	
		⑧点検等により現状を的確に把握し、優先度付けを行い、効率的な道路の維持管理が必要	⑧トンネルや橋梁、シエットの近接目期による点検を実施。技術職員が少ない市町村に対して点検が滞らないよう支援	橋梁264橋、トンネル43本、法面56箇所、シエット3か所、舗装MC15.0以上を維持	II-A I-I	引き続き、さらなる整備を推進していく必要がある。 修繕が必要な施設の対策を図るべく、予算の確保が必要。 近接目期による点検は概ね順調	継続して記載する。 長寿命化修繕計画に基づき対策を進める。 引き続き点検を実施する。	
	5-3 食料・飲料水の安定供給の確保	⑨除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保が必要	⑨関係機関と連携を図りながら、事前の除雪優先路線の設定など冬期間の円滑な道路交通を確保	-	-	-	引き続き、関係機関と連携を図りながら、事前の除雪優先路線の設定など冬期間の円滑な道路交通を確保する。	
		①食料調達困難時に、避難所等に水、食料等の物資の供給が必要	①協定締結団体・事業者との情報交換や緊急連絡先の定期的な確認を実施し、連携体制を強化	-	-	-		
		②農業用施設等の被災による農作物の生産能力の低下を防ぐため、老朽化、耐震化対策を実施し、農業用水の安定確保が必要	②基幹的水利施設の耐震診断を推進するとともに、市町村、土地改良区が行う耐震強化の取組に支援	26.7% [84km] (H26) →35.2% [111km] (H29)	I-I	「機能保全計画の策定」については整備水準も上がり一応の成果は得られたが、事業費の大部分を占める施設の更新対策について、今後さらなる効率的執行が必要となる。	100ha以上の受益面積を有する基幹的農業水利施設のうち、災害や老朽化に伴って被災した際に影響の大きい施設を重要施設に位置付け、期間内の整備箇所数を目標値として設定する。（第8次長野県土地改良長期計画の達成目標と連携）	
6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	①土砂災害の危険箇所を点検し、土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害発生時の危険性の確認が必要	①土砂流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生を防止するため、迅速に緊急対策を実施	-	-	-			
6 二次的な被害を発生させないこと	6-2 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限	③基幹的農業水利施設の長寿命化対策について、計画的な推進が必要	③基幹的水利施設の長寿命化のため、機能保全計画を策定し、緊急性の高い路線の対策工事を順次実施	0箇所 (H24) →35箇所 (H29)	I-I	ため池は市町村等が所有・管理しており、市町村等により対策の進捗に差が生じている。		
		④ため池等の損壊の事態に対し、迅速な避難や応急対策の実施のため、ハザードマップの作成などの推進が必要	④ため池等の損壊に備え、迅速な避難や応急対策の措置を講じるためのハザードマップの作成を推進	0箇所 (H24) →35箇所 (H29)	I-I	ため池は市町村等が所有・管理しており、市町村等により対策の進捗に差が生じている。	ソフト対策として、ハザードマップ作成が必要であり、目標値として設定する。	
	6-3 有害物質の大規模拡散・流出	②老朽化した農業用ため池の計画的な改修が必要	②老朽化による堤体の変形や漏水、洪水時の能力不足等、安全性が危惧されるため池の計画的な改修を実施	0箇所 (H24) →35箇所 (H29)	I-I	ため池は市町村等が所有・管理しており、市町村等により対策の進捗に差が生じている。	規模の大きいため池については点検から耐震対策まで進められているが、引き続き実施するための池を整理する必要がある。	事業着手カウントから事業完了カウントに変更
		③農業用ため池の耐震化対策が必要	③市町村、ため池管理者と連携してため池の耐震点検を実施し、集中的に耐震対策を推進	76箇所 (H14～24整備箇所) →124箇所 (H29)	I-U			
		④県有ダム施設の損壊による二次災害発生を防ぐため、想定される最大級の地震が発生した場合におけるダム施設の損壊の有無について確認（耐震性能照査）が必要	④建設部管理ダムの長寿命化計画策定数 ④県企業局管理ダム（3か所）におけるレベル2地震動に対応した耐震性能照査の実施か所数	4ダム (H26) →16ダム (H29) 1か所 (H26) →3か所 (H28) 再掲	I-U			
6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	①危険物施設の整備、防災応急対策費用の確保、自衛消防組織の充実強化、保安教育・訓練の実施等、保安体制の強化が必要	①危険物施設の趣旨、危険物施設の保安管理等について、危険物取扱者への講習により質向上を図る	-	-	-			
	①農業、農村の多面的機能の維持、発揮のため、農地・農業水利施設等の保全活動の推進が必要	①農業者等が共同して取り組む地域活動や、地域資源の保全管理を行う活動を支援	22.484ha (H22) →50,000ha (H29)	II-A	集落の全体の合意形成が図られない等の理由から、取組拡大が鈍化している状況。	活動面積以外の指標数値も今後検討を行う。		
6-5 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落	6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	②山火災による被害の軽減のため、間伐を推進し、森林の土砂災害防止機能向上を図るなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」を推進	②周辺森林の山火災防止機能等が適切に発揮される集落の数（過去の整備動向をもとに設定）	56集落 (H23) →470集落 (H29) 再掲	II-A	森林づくりアクションプランにより目標値を設定したが、同プラン策定時 (H23) に比べ治山事業の予算規模が縮小しているため、目標達成は極めて困難	近年の治山事業規模に合わせた目標を設定する必要がある	
		③被災地がメディア等に繰り返し取り上げられることにより被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生。国内外に正しい情報の発信が必要	③重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数 ③重要な施設を効果的に保全するために必要な山火災危険度情報の整備率	41施設 (H25) →57施設 (H29) 再掲 0% (H25) →100% (H29) 再掲	I-A I-I	既に目標を達成 既に目標を達成		

目標	3.2の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	第1期目標		第1期目標の達成状況		
				目標指標	目標数値（達成年度）	目標の達成状況（注）	計画実施に伴う課題・問題点	修正・改善点
6 二次的な被害を発生させないこと	6-6 避難所等における環境の悪化	①災害時の避難所運営がスムーズに進むよう、運営についての取り決めを、事前に定めることが必要。特に要配慮者や女性に対する配慮が必要	①避難所における、特に要配慮者や女性に必要な物品等の備蓄を推進。外国人観光客等に対応する通訳ボランティアとの連携を推進。マニュアル策定推進	400張 →現状を維持	I-7			
		②避難者の健康状態悪化の防止が必要	②市町村等と連携し、必要な保健師等の派遣を実施	-				
	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①市町村における災害廃棄物処理計画策定の促進が必要	①市町村における災害廃棄物処理計画策定について、技術的助言を実施	①災害廃棄物処理計画の策定率（市町村）	6% (H26) →80% (H35)	I-7	市町村に災害廃棄物処理計画（単独計画）策定の義務がないことや、職員や時間が確保できない、専門的な情報や知見が不足している等による。	・各種講習会等での周知 ・先進事例の紹介 ・ひな形の提示
	7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	①道路にがれき等が散乱し、支援車両等が通行できない事態に対し、速やかな道路調査の推進が必要	①障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路等を考慮し、交通障害物を除去。大雪災害時には道路区間の指定を行い、車両の移動を指示	-	-			
7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻る	7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	①住宅の再建等を迅速に実施するため、明治初期に作成された公図の地籍調査の推進が必要	①大規模災害への備えとして地籍調査を推進	37.9% (H26) →39.8% (H31) [3.633km] [3.823km]	II-1	・住民の地籍調査に対する認識が低く、調査に対しても関心が低い場合がある。 ・地籍調査の実施主体（市町村等）での予算、体制の確保が難しくなっている。 ・林地については、緊急性が低いとして実施しない市町村がある。	住宅の再建に資する目標とする必要があるため、実施率をD1D及び宅地地域に限定した目標設定とする。	
		②多数の住家の倒壊に伴う住宅再建に使用する木材の不足に対し、県産材等の安定供給の実施が必要	②住宅再建に使用する木材が不足した場合、木材関係団体等と連携して県産材等の調達を実施	-				
	7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	③被災者生活再建支援金の支給により生活の安定と速やかな復興の支援が必要	③支援金申請に必要な住家被認定等が速やかに実施されるよう市町村に対して研修を実施	-	-			
		④災害時に被災者の生活の安定に資するため、地震保険の一層の加入促進が必要	④日本損害保険協会は、地震保険の理解・普及の促進や迅速・適正な保険金支払いの態勢整備をはじめ、防災教育の実施等の防災・減災に資する取り組みを実施	-	-			
		①自主防災組織の立ち上げやその活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上が必要	①出前講座等を通じて自主防災組織を充実、強化。大規模自然災害の発生時に復興のための施策に関する方針を定め、計画的な復興を推進	92.0% (H26) →93.0% (H29) 再掲			●自主防災組織率の向上による地域防災力の強化	

注)目標の達成状況の考え方

I:目標を達成したもの

I-A 第1期目標を達成させた形で第2期目標を事業として認定

I-I 第2期において新たな数値目標を設定

I-U 当該目標(事業)については完結。新規事業として目標を設定しない。

II:目標を達成できなかったもの

II-A 問題点を整理したうえで、第1期目標をカバーする形で第2期目標を設定

長野県強靱化計画に基づき取り組む公共事業等

長野県の経済活動を支え、安全・安心、快適な暮らしを実現するため、各地の実情に合った整備等を推進します。
ここでは、代表的な個所を掲載します。

種別	事業名	箇所名	整備目標
高規格幹線道路	高規格幹線道路	上信越自動車道(4車線化)	完成供用
	高規格幹線道路	中部横断自動車道	整備促進
	高規格幹線道路	中部縦貫自動車道	整備促進
	高規格幹線道路	三遠南信自動車道	整備促進
地域高規格道路	松本系魚川連絡道路	安曇野市～大町市	調査・整備
	上信自動車道	県境部	調査・整備
	伊那木曾連絡道路	姥神峠道路(延伸)	事業着手
道路改築事業	(国) 254号	立科町 宇山バイパス	完成供用
	(国) 144号	上田市 湯ノ平橋	完成供用
	(国) 152号	茅野市 湯川バイパス	完成供用
	(国) 152号	茅野市 杖突峠	完成供用
	(一) 与地辰野線	辰野町 北大出	完成供用
	(一) 栗林宮田(停)線	駒ヶ根市～宮田村 大久保橋	完成供用
	(国) 418号	売木村 軒川	完成供用
	(国) 418号	飯田市 飯島拡幅	完成供用
	(主) 飯島飯田線	飯田市 切石～北方	完成供用
	(主) 伊那生田飯田線	松川町 宮ヶ瀬橋	完成供用
	(主) 松川インター大鹿線	中川村 渡場～滝沢	完成供用
	(国) 256号	南木曾町 漆畑拡幅	完成供用
	(一) 上松南木曾線	上松町～大桑村 登玉～和村	完成供用
	(国) 143号	松本市 会吉	完成供用
	(主) 大町麻績インター千曲線	生坂村 山清路	完成供用
	(主) 塩尻鍋割穂高線	安曇野市 塚原	完成供用
	(国) 148号	小谷村 雨中	完成供用
	(主) 白馬美麻線	白馬村 大左右	完成供用
	(主) 大町麻績インター千曲線	千曲市 扇平	完成供用
	(一) 村山綿内(停)線	須坂市 中島～福島	完成供用
	(国) 403号	長野市 関崎橋東	完成供用
	(国) 406号	長野市 西組バイパス	完成供用
	(主) 丸子信州新線	長野市 大岡	完成供用
	(一) 箕作飯山線	栄村～野沢温泉村 箕作～明石	完成供用
	(国) 254号	上田市 東内～西内	部分供用
	(主) 諏訪辰野線	諏訪市 高島	部分供用
	(国) 153号	伊那市～箕輪町 伊那バイパス	部分供用
	(国) 151号	阿南町 新野拡幅	部分供用
	(国) 152号	飯田市 小嵐バイパス	部分供用
	(国) 361号	木曾町 開田～神谷	部分供用
	(主) 中津川田立線	南木曾町 田立	部分供用
	(一) 長野豊野線	長野市 三才	部分供用
	(国) 141号	南牧村 海尻	事業着手
	(主) 下仁田浅科線	佐久市 志賀拡幅	事業着手
	(一) 三分中込線	佐久市 三分～平賀	事業着手
	(主) 別所丸子線	上田市 鈴子バイパス	事業着手
	(国) 299号	茅野市 糸萱～蓼科	事業着手
	(主) 諏訪辰野線	諏訪市 有賀	事業着手
	(一) 岡谷下諏訪線	下諏訪町 東山田	事業着手
	(国) 153号	駒ヶ根市～伊那市 伊駒アルプスロード	事業着手
	(主) 伊那インター線	伊那市 中央～上の原	事業着手
	(国) 151号	飯田市 八幡町	事業着手
	(国) 418号	飯田市 大町～下市場	事業着手
	(国) 418号	阿南町～天龍村 新野～川島	事業着手
	(国) 418号	天龍村 足瀬	事業着手
	(主) 飯田富山佐久間線	飯田市 知久平～南原	事業着手
	(主) 飯田富山佐久間線	飯田市 龍江	事業着手
	(主) 飯田富山佐久間線	阿南町 中谷	事業着手
	(主) 飯田富山佐久間線	天龍村 松崎	事業着手
	(主) 松川大鹿線	大鹿村 落合トンネル	事業着手
(国) 361号	木曾町 長峰～九蔵	事業着手	
(国) 256号	南木曾町 漆畑拡幅3工区	事業着手	
(一) 上松南木曾線	大桑村 和村橋	事業着手	
(一) 上松南木曾線	大桑村 殿～阿寺	事業着手	
(主) 開田三岳福島線	木曾町 小島トンネル	事業着手	
(国) 143号	松本市～青木村 青木峠バイパス	事業着手	
(主) 松本環状高家線	松本市 新村	事業着手	
(一) 惣社岡田線	松本市 玄向寺下	事業着手	

種別	事業名	箇所名	整備目標	
道路改築事業	(国) 403号	麻績村	梶浦～本町	事業着手
	(国) 403号	安曇野市	名九鬼～山中	事業着手
	(一) 有明大町線	安曇野市	宮城北	事業着手
	(一) 小岩岳穂高(停)線	安曇野市	富田橋	事業着手
	(一) 豊科大天井岳線	安曇野市	須砂渡	事業着手
	(主) 長野大町線	大町市	新行	事業着手
	(国) 406号	須坂市	村石町	事業着手
	(主) 豊野南志賀公園線	高山村	温泉～牧場	事業着手
	(国) 403号	長野市	岩野	事業着手
	(主) 長野菅平線	長野市	落合橋	事業着手
	(国) 406号	長野市	戸隠祖山	事業着手
	(一) 村山豊野(停)線	長野市～小布施町	長沼～山王島	事業着手
	(一) 長野豊野線	長野市	徳間～西三才	事業着手
	(国) 403号	飯山市～木島平村	下木島	事業着手
	(国) 292号	飯山市	大川トンネル	事業着手
	(国) 292号	飯山市	古牧橋	事業着手
	(国) 405号	栄村	和山～上ノ原	事業着手
	(主) 川上佐久線	佐久穂町	海瀬	整備推進
	(国) 141号	佐久市～小諸市	跡部～平原	整備推進
	(主) 佐久小諸線	佐久市	岸野～高瀬	整備推進
	(一) 信濃追分(停)線・(一)借宿小諸線	軽井沢町	追分	整備推進
	(一) 塩名田佐久線	佐久市	中佐都	整備推進
	(国) 144号	上田市	上野バイパス	整備推進
	(主) 別所丸子線	上田市	柳沢	整備推進
	(一) 東部望月線	東御市	田中	整備推進
	(一) 塩田仁古田線	上田市	五加	整備推進
	(主) 岡谷茅野線	諏訪市	大熊	整備推進
	(国) 152号	伊那市	栗田～四日市場	整備推進
	(主) 伊那生田飯田線	中川村	飯沼～北組	整備推進
	(国) 151号	下條村	粒良脇トンネル	整備推進
	(国) 153号	飯田市	飯田北改良	整備推進
	(国) 256号	飯田市	下久堅バイパス	整備推進
	(国) 418号	天龍村	天竜川橋	整備推進
	(主) 飯島飯田線・(一)上飯田線	飯田市	座光寺上郷道路	整備推進
	(一) 市ノ沢山吹(停)線	高森町～豊丘村	新万年橋	整備推進
	(主) 中津川南木曾線	南木曾町	馬籠峠～下り谷	整備推進
	(主) 中津川南木曾線	南木曾町	妻籠	整備推進
	(主) 奈川木祖線	木祖村	白樺平防災	整備推進
	(一) 上松南木曾線	大桑村～南木曾町	読書ダム～戸場	整備推進
	(国) 158号	松本市	狸平	整備推進
	(国) 148号	白馬村	白馬北	整備推進
	(主) 塩尻鍋割穂高線	松本市	笹賀	整備推進
	(一) 波田北大妻豊科線	松本市	島々～三溝新田	整備推進
	(一) 槍ヶ岳線	大町市	籠川橋	整備推進
	(主) 坂城インター線	坂城町	中之条	整備推進
	(国) 406号	須坂市	南横町	整備推進
	(主) 豊野南志賀公園線	高山村	温泉～五色	整備推進
(国) 403号	長野市	綿内古屋	整備推進	
(主) 長野菅平線	長野市	落合橋北	整備推進	
(主) 長野菅平線	長野市	菅平下	整備推進	
(主) 長野真田線	長野市	松代	整備推進	
(主) 信濃信州新線	長野市	上楠川～菅谷地	整備推進	
(一) 三才大豆島中御所線	長野市	北長池～大豆島	整備推進	
(一) 中野飯山線	中野市	柳沢	整備推進	
(一) 豊田中野線	中野市	笠倉～壁田	整備推進	
(主) 下諏訪辰野線	辰野町	平出上町	整備推進	
(一) 中野小布施線	小布施町	病院前	整備推進	
(一) 有明大町線ほか	大町市ほか	Japan Alps Cycling Road	整備推進	
(一) 芦田大屋(停)線	上田市	塩川小学校入口	完成供用	
(主) 岡谷茅野線ほか	岡谷市～諏訪市	諏訪湖周サイクリングロード	整備推進	
(国) 153号	辰野町	宮所	整備推進	
(国) 403号	小布施町	伊勢町～上町	整備推進	
(国) 406号	須坂市	塩川町	整備推進	
(主) 信濃信州新線	長野市	戸隠神社奥社	整備推進	
(主) 梓山海ノ口線	川上村	大深山	完成供用	
(一) 下原大屋停車場線	上田市	下郷～小井田	整備推進	
(一) 市田停車場上市田線	高森町	下市田	完成供用	
(一) 親田中村線	飯田市	三穂	整備推進	
(国) 361号	木曾町	開田末川	完成供用	
(一) 松本空港線	松本市	町神	整備推進	
(主) 佐久小諸線	小諸市	小原	整備推進	
(一) 御馬越塩尻停車場線	塩尻市	桔梗ヶ原	完成供用	

種別	事業名	箇所名	整備目標	
交通安全事業	(一) 矢室明科線	松本市	四賀宮本	完成供用
	(主) 松本環状高家線	松本市	横沢	完成供用
	(主) 丸子信州新線	麻績村	本町	整備推進
	(主) 安曇野インター堀金線	安曇野市	田尻	完成供用
	(国) 141号	佐久穂町	畑	整備推進
	(国) 148号	大町市	借馬～木崎	完成供用
	(一) 大平大峰沓掛線	大町市	沓掛	整備推進
	(国) 403号	長野市	柴～東寺尾	完成供用
	(国) 406号	長野市	鬼無里町	整備推進
	(一) 耳取三岡停車場線	小諸市	森山	整備推進
	(国) 403号	長野市	岩野	完成供用
	(主) 長野荒瀬原線	飯綱町	深沢	整備推進
	(主) 長野真田線	長野市	松代中町	整備推進
	(主) 上越飯山線	飯山市	大深	完成供用
	(国) 406号	上田市	ダボス	完成供用
	(国) 143号	青木村	当郷～浦野	完成供用
	(主) 小諸上田線	上田市	梅ヶ丘	整備推進
	(主) 伊那辰野停車場線	辰野町	樋口矢の坂	完成供用
	(一) 南木曾停車場線	南木曾町	大沢田橋	整備推進
	(一) 原洗馬停車場線	塩尻市	原新田	完成供用
	(一) 森篠ノ井線	千曲市	雨宮	整備推進
	(一) 上田千曲長野自転車道	千曲市	上山田～稲荷山	完成供用
	(一) 茅野停車場八子ヶ峰公園線	茅野市	埴原田	整備推進
	(国) 117号	中野市	替佐	整備推進
	(一) 富士見原茅野線	富士見町	広原	整備推進
	(一) 中堀一日市場停車場線	安曇野市	住吉～楡	整備推進
	(一) 長野豊野線	長野市	善光寺新町	整備推進
	(国) 143号	青木村	村松～当郷	事業着手
	(国) 406号	上田市	菅平高原	事業着手
	(主) 大町麻績インター千曲線	大町市	大平～矢下	事業着手
	(国) 151号	飯田市	東中央通り	事業着手
	(国) 141号	佐久市	雨宮病院前	事業着手
	(国) 418号	天龍村	神原	完成供用
道路防災事業	(一) 大野田梓橋(停)線	松本市	八景山	整備推進
	(主) 松川大鹿線	大鹿村	落合	事業着手
電線共同溝	(国) 141号	上田市	鷹匠町	完成供用
	(国) 148号	白馬村	白馬駅前	整備推進
	(一) 旧軽井沢軽井沢(停)線	軽井沢町	軽井沢～東雲交差点	整備推進
	(国) 141号	上田市	常田	整備推進
	(一) 茅野(停)八子ヶ峰公園線	茅野市	仲町～本町	整備推進
	(国) 361号	伊那市	高遠	完成供用
	(一) 白馬岳線	白馬村	白馬駅前	整備推進
	(国) 403号	小布施町	伊勢町～上町	整備推進
	(主) 岡谷茅野線	岡谷市	本町～中央町	事業着手
(一) 旧軽井沢軽井沢(停)線	軽井沢町	旧軽井沢	事業着手	
橋梁補修	(主) 塩尻鍋割穂高線	松本市	今村橋	完成
	(主) 戸隠篠ノ井線	長野市	篠ノ井跨線橋	完成
	(主) 長野信州新線	長野市	篠ノ井南跨線橋	整備推進
	(主) 豊野南志賀公園線	小布施町	小布施橋	整備推進
県代行事業	(村) 北山方飯沼線	中川村	美里～飯沼	完成供用
	(町) 川向柳野線	南木曾町	高瀬橋	事業着手
	(町) 川向柳野線	南木曾町	川向	完成供用
	(町) 野尻菅川線	信濃町	野尻	整備推進
	(村) 1-3号線他	野沢温泉村～飯山市	前坂～北竜湖	整備推進
	(村) 長野殿線	大桑村	大桑～殿	整備推進
	(村) 伊折線	小谷村	柳瀬	整備推進
	(村) 大河内線	天龍村	大河内	事業着手
	(村) 16号線	小川村	立屋	事業着手
街路事業		茅野市	宮川茅野	完成供用
		岡谷市	成田町	完成供用
		松本市	中条	完成供用
		長野市	桐原～吉田	完成供用
		長野市	大豆島	完成供用
		岡谷市	川岸	事業着手
		伊那市	山寺～中央	事業着手
		飯田市	上郷	事業着手
		千曲市	若宮	事業着手
		長野市	豊野駅前	事業着手
		長野市	北原～篠ノ井駅入口	事業着手
		長野市	御幣川	事業着手
		佐久市	岩村田	整備推進
		上田市	御所	整備推進

種別	事業名	箇所名	整備目標
街路事業	役場通り線	富士見町 富里	整備推進
	竜東線	伊那市 中央北	整備推進
	飯田中津川線	飯田市 知久町	整備推進
	松本駅北小松線	松本市 県	整備推進
	宮新橋上金井線	松本市 清水～惣社	整備推進
	出川双葉線	松本市 出川～双葉	整備推進
	中央通り線	大町市 北大町	整備推進
	県庁篠ノ井線	長野市 川中島～篠ノ井	整備推進
	立ヶ花東山線	中野市 吉田	整備推進
河川改修事業	(一) 武井田川	諏訪市 豊田	完成
	(一) 砥川	下諏訪町 赤砂	完成
	(一) 浅川	長野市 長沼～吉島(内水対策)	完成
	(一) 片貝川	佐久市 桜井～大沢	調査・整備
	(一) 湯川	御代田町 湯川ダム	整備推進
	(一) 松川	松川町 片桐ダム	調査・整備
	(一) 薄川	松本市 庄内～舟付	調査・整備
	(一) 北沢川	佐久穂町 高野町相生	事業着手
	(一) 抜井川	佐久穂町 古谷ダム	整備推進
	(一) 余地川	佐久穂町 余地ダム	整備推進
	(一) 内村川	上田市 内村ダム	整備推進
	(一) 金原川	東御市 金原ダム	整備推進
	(一) 横川川	辰野町 横川ダム	整備推進
	(一) 宮川	麻績村 北山ダム	整備推進
	(一) 水上沢川	松本市 水上ダム	整備推進
	(一) 小仁熊川	筑北村 小仁熊ダム	整備推進
	(一) 三念沢	長野市 豊野	事業着手
	(一) 駒沢川	長野市 上駒沢	事業着手
	(一) 新田川	長野市 古里	事業着手
	(一) 裾花川	長野市 裾花ダム・奥裾花ダム	事業着手
	(一) 千曲川	佐久市 桜井	整備推進
	(一) 滑津川	佐久市 石神	整備推進
	(一) 谷川	佐久市 入沢	整備推進
	(一) 田子川	佐久市 常和	整備推進
	(一) 千曲川	佐久市 鍛冶屋	整備推進
	(一) 抜井川	佐久穂町 石合橋下	整備推進
	(一) 余地川	佐久穂町 余地川橋他1	整備推進
	(一) 矢出沢川	上田市 常磐城	整備推進
	(一) 依田川	上田市 丸子～武石	整備推進
	(一) 神川	上田市 蒼久保～真田	整備推進
	(一) 浦野川	上田市 上田原～青木	整備推進
	(一) 金原川	東御市 海善寺北～本海野	整備推進
	(一) 求女川	東御市 田中	整備推進
	(一) 新川	諏訪市 天竜川上流	整備推進
	(一) 鴨池川	諏訪市 豊田	整備推進
	(一) 諏訪湖他	諏訪市 管内一円	整備推進
	(一) 舟渡川	諏訪市 中州飯島	整備推進
	(一) 千本木川	諏訪市 湖岸通り	整備推進
	(一) 日影田川	茅野市 南大塩	整備推進
	(一) 前沢川	茅野市・原村 丸山	整備推進
	(一) 日影田川	茅野市 堀	整備推進
	(一) 宮川	茅野市 坂室	整備推進
	(一) 承知川	下諏訪町 富部	整備推進
	(一) 塚間川	岡谷市 神明町～本町	整備推進
	(一) 諏訪湖	岡谷市・諏訪市・下諏訪町 諏訪湖(浄化対策含む)	整備推進
	(一) 諏訪湖	岡谷市 釜口水門	整備推進
	(一) 十四瀬川	岡谷市 十四瀬	整備推進
	(一) 小黒川	伊那市 小黒大橋下	整備推進
	(一) 棚沢川	伊那市 野底上橋上	整備推進
	(一) 藤沢川	伊那市 薬師堂	整備推進
	(一) 田沢川	駒ヶ根市 下平	整備推進
	(一) 駒沢川	辰野町 押野	整備推進
	(一) 沢川	箕輪町 箕輪ダム	整備推進
	(一) 四徳川	中川村 小河内橋下	整備推進
	(一) 松川	飯田市 松川ダム	整備推進
(一) 新戸川	飯田市 飯沼	整備推進	
(一) 源長川・王竜寺川	飯田市 大久保町他1	整備推進	
(一) 円悟沢川	飯田市 丸山	整備推進	
(一) 土曾川	飯田市 丹保～北条	整備推進	
(一) 毛賀沢川	飯田市 毛賀	整備推進	
(一) 遠山川	飯田市 和田	整備推進	
(一) 唐沢川	松川町 南方～古町北部	整備推進	
(一) 福沢川	松川町 福沢	整備推進	

種別	事業名	箇所名	整備目標	
河川改修事業	(一) 南大島川	高森町 市田	整備推進	
	(一) 和知野川	売木村 久助	整備推進	
	(一) 小川川	喬木村 小川の湯前	整備推進	
	(一) 壬生沢川	豊丘村 小園	整備推進	
	(一) 鹿塩川	大鹿村 儀内路	整備推進	
	(一) 木曾川	木曾町 諸原～藪原	整備推進	
	(一) 奈良井川	松本市 島内～笹部	整備推進	
	(一) 田川	松本市 渚～村井	整備推進	
	(一) 奈良井川他	松本市 管内一円	整備推進	
	(一) 奈良井川	塩尻市 奈良井ダム	整備推進	
	(一) 黒沢川	安曇野市 黒沢	整備推進	
	(一) 高瀬川	安曇野市 下押野～青木花見	整備推進	
	(一) 穂高川	安曇野市 北穂高	整備推進	
	(一) 犀川	生坂村 古坂～上生坂	整備推進	
	(一) 高瀬川	大町市 中之郷～平	整備推進	
	(一) 姫川	小谷村 県境～佐野	整備推進	
	(一) 沢山川	千曲市 雨宮	整備推進	
	(一) 沢山川	千曲市 土口	整備推進	
	(一) 三滝川	千曲市 倉科	整備推進	
	(一) 雄沢川	千曲市 羽尾	整備推進	
	(一) 灰野川	須坂市 豊丘ダム	整備推進	
	(一) 百々川	須坂市 須坂	整備推進	
	(一) 鮎川	須坂市 新百々川橋～九反田	整備推進	
	(一) 百々川	須坂市 中島町～九反田	整備推進	
	(一) 松川	須坂市 合流～上松川橋	整備推進	
	(一) 浅川	長野市 浅野	整備推進	
	(一) 岡田川	長野市 篠ノ井(内水対策含む)	整備推進	
	(一) 隈取川	長野市 豊野町石	整備推進	
	(一) 裾花川	長野市 鬼無里日影	整備推進	
	(一) 楠川	長野市 戸隠栃原	整備推進	
	(一) 保科川	長野市 保科	整備推進	
	(一) 犀川	長野市 水内他	整備推進	
	(一) 蛭川	長野市 松代	整備推進	
	(一) 聖川	長野市 上石川	整備推進	
	(一) 松川	高山村 高山	整備推進	
	(一) 鳥居川	飯綱町 豊野～古間	整備推進	
	(一) 土尻川	小川村 高府	整備推進	
	(一) 夜間瀬川	中野市 赤岩	整備推進	
	(一) 千曲川	飯山市 照岡・馬場	整備推進	
	(一) 千曲川	飯山市 下境	整備推進	
	(一) 千曲川	野沢温泉村 東大滝	整備推進	
	(一) 千曲川	栄村 箕作・月岡	整備推進	
	(一) 皿川	飯山市 北町	整備推進	
	砂防事業	(砂) 所沢	佐久市 苦水	整備推進
		(砂) 大森沢	南相木村 栗生川	完成
		(砂) 藤沢	上田市 堀之内	完成
		(砂) 内の山沢	上田市 内の山	完成
(砂) 上手沢		上田市 別所	完成	
(砂) 御屋敷の沢		上田市 下室賀	完成	
(砂) 蓮井沢		茅野市 柏原	完成	
(砂) 穴山川		辰野町 沢底	完成	
(砂) 玄ヶ沢		箕輪町 三日町	完成	
(砂) 中の村沢		松川町 中の村	完成	
(砂) 辛抱洞		高森町 大島山	完成	
(砂) 河内川		阿智村 伍和	完成	
(砂) 栗代川		阿智村 矢越	完成	
(砂) 宮沢川		天龍村 大河内	完成	
(砂) 大古川		泰阜村 温田	完成	
(砂) 岩戸沢		南木曾町 沼田	完成	
(砂) 南洞沢		木曾町 大屋	完成	
(砂) 杣沢		木祖村 原村	完成	
(砂) 濁沢川		王滝村 柳ヶ瀬	完成	
(砂) 海岸寺沢		松本市 東桐原	完成	
(砂) こべ沢		松川村 大和田	完成	
(砂) 日影沢		千曲市 三本木～新山	完成	
(砂) 前山沢		須坂市 八町	完成	
(砂) 裏沢		長野市 山新田	完成	
(砂) 夜間瀬川		中野市 越	完成	
(砂) 三ノ沢		木島平村 原大沢	完成	
(砂) 栃平沢		筑北村 栃平	完成	
(砂) 滝の沢		筑北村 中町	完成	
(砂) 前ヶ沢		池田町 渋田見	完成	

種別	事業名	箇所名	整備目標	
砂防事業	(砂) ビヤクボ沢	白馬村	神城	完成
	(砂) 宮沢	小谷村	大草連	完成
	(砂) 滝の沢	長野市	下大岡	完成
	(砂) 北原沢	大町市	湯の海	完成
	(砂) 埋沢川	川上村	御所平	整備推進
	(砂) 高遠入沢	飯島町	高遠原	整備推進
	(砂) 塩沢	池田町	滝沢	整備推進
	(砂) 栃木川	小諸市	菱平	整備推進
	(砂) 丸山沢	佐久市	丸山	整備推進
	(砂) 岩下沢	佐久市	春日	整備推進
	(砂) 吹上ノ沢	佐久市	朮水	整備推進
	(砂) 西之久保沢	佐久市	丸山	整備推進
	(砂) 西山沢	佐久市	田口	整備推進
	(砂) 赤谷	佐久市	赤谷	整備推進
	(砂) 大月川	小海町	芦平	整備推進
	(砂) 双子池沢	小海町	鎰掛	整備推進
	(砂) 小久保沢	佐久穂町	小久保	整備推進
	(砂) 曾原川	佐久穂町	曾原	整備推進
	(砂) 高山	佐久穂町	古谷	整備推進
	(砂) 漆入沢	佐久穂町	古谷	整備推進
	(砂) 刈又	佐久穂町	刈又	整備推進
	(砂) 秋山沢	川上村	秋山	整備推進
	(砂) 唐沢	南相木村	上栗生	整備推進
	(砂) 西沢	南相木村	西和田	整備推進
	(砂) 白岩間	北相木村	白岩	整備推進
	(砂) 茂沢川	軽井沢町	茂沢	整備推進
	(砂) 余地川	佐久穂町	余地	整備推進
	(砂) 濁川	御代田町	八ヶ倉	整備推進
	(砂) 内の山沢	上田市	内の山	整備推進
	(砂) 上手沢	上田市	別所	整備推進
	(砂) 御屋敷の沢	上田市	下室賀	完成
	(砂) 此入沢	上田市	傍陽	整備推進
	(砂) 茂沢	上田市	茂沢	整備推進
	(砂) 梅ノ木沢	上田市	平井	整備推進
	(砂) 栗山沢	上田市	新屋	整備推進
	(砂) 見切沢	上田市	虚空蔵	整備推進
	(砂) 向井沢	上田市	向井	整備推進
	(砂) 渋沢川	上田市	渋沢	整備推進
	(砂) 大沢	上田市	飯沼	整備推進
	(砂) 真田角間川	上田市	真田町長	整備推進
	(砂) 和熊川	上田市	大日向	整備推進
	(砂) 上平沢	長和町	長久保	整備推進
	(砂) 有坂沢	長和町	古町	整備推進
	(砂) 四泊川	長和町	四泊	整備推進
	(砂) くるみ沢	長和町	上和田	整備推進
	(砂) 山吹沢	長和町	小茂谷	整備推進
	(砂) 中之組沢	青木村	入田沢	整備推進
	(砂) 岩井堂川	上田市	長谷寺	整備推進
	(砂) 栗生沢	東御市	横堰	整備推進
	(砂) 栃久保川	岡谷市	湊	完成
	(砂) 竹の沢	岡谷市	長地	整備推進
	(砂) 蟹沢	岡谷市	三沢	整備推進
	(砂) 前島川	茅野市	北大塩	整備推進
	(砂) 弓振川	茅野市	玉川	整備推進
	(砂) 角名川	茅野市	豊平	整備推進
(砂) 大沢川	下諏訪町	高木	整備推進	
(砂) 長久保沢	下諏訪町	北高木	整備推進	
(砂) 高木二沢	下諏訪町	東高木	整備推進	
(砂) 母沢川	富士見町	小六	整備推進	
(砂) 南沢	伊那市	平沢	整備推進	
(砂) 唐沢川	駒ヶ根市	東伊那	整備推進	
(砂) 瀬早川	駒ヶ根市	栗林	整備推進	
(砂) 塩田川(1)	駒ヶ根市	火山	整備推進	
(砂) 楡沢	辰野町	伊那富	整備推進	
(砂) 矢の沢	飯島町	七久保	完成	
(砂) 藤内沢	箕輪町	上古田	整備推進	
(砂) 谷田川	中川村	美里	整備推進	
(砂) 小池沢	飯田市	和田	整備推進	
(砂) 梅の久保沢	飯田市	小道木	整備推進	
(砂) 作り道沢	平谷村	新町	整備推進	
(砂) 井沢	根羽村	中野	整備推進	
(砂) 森沢	根羽村	田島	整備推進	

種別	事業名	箇所名	整備目標
砂防事業	(砂) 荒木沢	阿南町 新野	整備推進
	(砂) 芝沢川	天龍村 足瀬	整備推進
	(砂) 園原川	阿智村 園原	整備推進
	(砂) 横川川	阿智村 横川	整備推進
	(砂) 田代沢	上松町 寢覚	整備推進
	(砂) 尻平沢	木曾町 日義	整備推進
	(砂) 万郡沢	木曾町 万郡	整備推進
	(砂) ゼンメイ沢	木曾町 児野	整備推進
	(砂) 白川	木曾町 白川	整備推進
	(砂) 青木沢	木祖村 夏山	整備推進
	(砂) 大沢	大桑村 和村	完成
	(砂) 御嶽山	木曾町・王滝村 御嶽山	整備推進
	(砂) 千石沢	松本市 中山	整備推進
	(砂) 牛伏川	松本市 牛伏	整備推進
	(砂) 川鳥沢	塩尻市 南原	整備推進
	(砂) 堂の入沢	塩尻市 堂の入	整備推進
	(砂) 馬沢	塩尻市 木曾平沢	整備推進
	(砂) 宮の入川	塩尻市 洗馬	整備推進
	(砂) 母沢	塩尻市 母沢	整備推進
	(砂) 綿沢	塩尻市 平沢	整備推進
	(砂) ニノ沢	山形村 小坂	整備推進
	(砂) 天満南沢	安曇野市 有明	整備推進
	(砂) 布引沢	大町市 上手	整備推進
	(砂) ヤナバ沢1	大町市 やなば	整備推進
	(砂) ヤナバ沢2	大町市 やなば	整備推進
	(砂) 北和田沢	松川村 大和田	整備推進
	(砂) 普携寺沢	千曲市 城腰	整備推進
	(砂) 矢ノ口沢	千曲市 倉科	整備推進
	(砂) 名沢川	坂城町 戌久保	整備推進
	(砂) 蝮沢	坂城町 金井	整備推進
	(砂) 小網沢川	坂城町 小網	整備推進
	(砂) 福沢	須坂市 仁礼	整備推進
	(砂) 樽沢川	高山村 水中	整備推進
	(砂) 堂平	高山村 天神原	整備推進
	(砂) 東とや	高山村 宮村	整備推進
	(砂) 坂田	須坂市 坂田町	整備推進
	(砂) 大谷沢	須坂市 大谷町	整備推進
	(砂) 上堰沢	長野市 大倉	整備推進
	(砂) 泥沢	長野市 小市	整備推進
	(砂) 笹平沢	長野市 若穂保科	整備推進
	(砂) 佛沢	長野市 犀沢	整備推進
	(砂) 内の巻川	信濃町 古海	整備推進
	(砂) 西の入	飯綱町 高坂北	完成
	(砂) 冷沢	長野市 財又	整備推進
	(砂) 西条川	長野市 浅川西条	整備推進
	(砂) ソブ川	飯綱町 川上	事業着手
	(砂) 井出川	飯山市 照岡	整備推進
	(砂) 田草川	飯山市 静間	整備推進
	(砂) 濁池北沢	飯山市 富倉	整備推進
	(砂) 横湯川	山ノ内町 落合	整備推進
	(砂) 寒沢	山ノ内町 寒沢	整備推進
	(砂) 横湯川	山ノ内町 落合	整備推進
	(砂) 戸立沢	木島平村 上千石	整備推進
	(砂) 蛇抜沢	野沢温泉村 虫生	整備推進
	(砂) 本沢	野沢温泉村 豊郷	整備推進
(砂) 高梨沢	中野市 東山	整備推進	
(砂) 知見寺沢	松本市 知見寺	整備推進	
(砂) 小胡桃沢	松本市 矢久	整備推進	
(砂) 芦澤	麻績村 根尾	整備推進	
(砂) 越ノ前沢	麻績村 上町西	整備推進	
(砂) 桧沢	生坂村 上生坂	整備推進	
(砂) 立峠沢	筑北村 乱橋	整備推進	
(砂) 玉根沢	筑北村 玉根	整備推進	
(砂) 宮沢川	筑北村 楡窪	整備推進	
(砂) 西沢川7	麻績村 上町	整備推進	
(砂) 矢田川	大町市 小田谷	整備推進	
(砂) どうろく沢	白馬村 南谷地	整備推進	
(砂) 一本木沢	白馬村 青鬼	整備推進	
(砂) 長見山沢	白馬村 佐野	整備推進	
(砂) 長見山沢北	白馬村 佐野北	整備推進	
(砂) 堂の沢	小谷村 虫尾	完成	
(砂) 樽池沢	小谷村 樽池	整備推進	

種別	事業名	箇所名	整備目標	
砂防事業	(砂) 北湯原沢	小谷村	湯原	整備推進
	(砂) 月岡沢	小谷村	月岡	整備推進
	(砂) 滝の沢	小谷村	梨平	完成
	(砂) ガン沢	小谷村	来馬	整備推進
	(砂) 黒川沢川	小谷村	里見	整備推進
	(砂) ヒノミコ沢	小谷村	中谷東	整備推進
	(砂) 犬川	白馬村	飯田	整備推進
	(砂) 西之入川	長野市	上石川	整備推進
	(砂) 段ノ原沢	長野市	小松原	整備推進
	(砂) 岡田川	長野市	岡田	整備推進
	(砂) 矢沢	長野市	瀬脇	整備推進
	(砂) 袖沢	大田市	川手	整備推進
	(砂) 薬師沢	小川村	稲丘	整備推進
	(砂) 島田沢	小川村	落畑	整備推進
	(砂) 瀬戸川	小川村	高府	整備推進
	(砂) 高山	佐久穂町	古谷(通常砂防事業)	整備推進
	(砂) 海ノ口沢	南牧村	海ノ口	整備推進
	(砂) 花の木沢	川上村	大深山	整備推進
	(砂) 魚の沢	上田市	秋和	整備推進
	(砂) 押出沢	上田市	上田原	整備推進
	(砂) 堀久保沢	諏訪市	角間新田	整備推進
	(砂) 山吹沢	諏訪市	大和	整備推進
	(砂) 矢口	辰野町	北大出	整備推進
	(砂) 箱川	売木村	岩倉	整備推進
	(砂) 宮沢	木祖村	神出	整備推進
	(砂) 犀勝沢	木祖村	藪原	整備推進
	(砂) ミナミ沢	上松町	上野	整備推進
	(砂) 西沢	朝日村	一之沢	整備推進
	(砂) 更級川2	千曲市	大池	整備推進
	(砂) ソブ川	飯綱町	川上	整備推進
	(砂) 若宮沢	飯綱町	芋川	整備推進
	(砂) 唐沢	小谷村	北雨中	整備推進
(砂) 浅間山	小諸市・御代田町・軽井沢	浅間山	整備推進	
(砂) 水沢川	松本市	上海渡	整備推進	
(砂) 大久保	岡谷市	川岸東	整備推進	
(砂) 下馬沢川	茅野市	高部	整備推進	
(砂) 大沢川	辰野町	小野	整備推進	
地すべり対策事業	(地) 尾野山	上田市	尾野山	完成
	(地) 別所	上田市	別所	完成
	(地) 引の田	大鹿村	引の田	完成
	(地) 広瀬	長野市	広瀬	完成
	(地) 西京	長野市	西京	完成
	(地) 高鼻	安曇野市	高鼻	完成
	(地) 峯方下	白馬村	峯方下	完成
	(地) 前沢	小谷村	前沢	完成
	(地) 清水山	小谷村	清水山	完成
	(地) 梨平	小谷村	梨平	完成
	(地) 黒倉	小谷村	黒倉	完成
	(地) 大沢	小谷村	大沢	完成
	(地) 戸石	小谷村	戸石	完成
	(地) 虫尾	小谷村	虫尾	完成
	(地) 西河原	長野市	西河原	完成
	(地) 瀬原田	長野市	瀬原田	完成
	(地) 大河	長野市	大河	完成
	(地) 栗尾	長野市	栗尾	完成
	(地) 田の入	長野市	田の入	完成
	(地) 持畔	長野市	持畔	完成
	(地) 下奈良井	長野市	下奈良井	完成
	(地) 日時	長野市	日時	完成
	(地) 落合	山ノ内町	落合	整備推進
	(地) 法地	小川村	法地	整備推進
	(地) 尾野山	上田市	尾野山(2)	整備推進
	(地) 沓掛	青木村	沓掛	整備推進
	(地) 八重河内	飯田市	八重河内	整備推進
	(地) 福島	天龍村	福島	整備推進
	(地) 引の田	大鹿村	引の田(2)	整備推進
	(地) 釜沢	大鹿村	釜沢	整備推進
	(地) 浅川南部	長野市	浅川南部	整備推進
	(地) 舟の倉	飯山市	舟の倉	整備推進
	(地) 高鼻	安曇野市	高鼻(2)	整備推進
(地) 金井沢	安曇野市	金井沢	整備推進	
(地) 大倉	生坂村	大倉	整備推進	

種別	事業名	箇所名	整備目標	
地すべり対策事業	(地) 宮の平	池田町 宮の平	整備推進	
	(地) 袖山	生坂村 袖山	整備推進	
	(地) 倉下	白馬村 倉下	整備推進	
	(地) 市場1号	小谷村 市場1号	整備推進	
	(地) 八方岩	小谷村 八方岩	整備推進	
	(地) 榎池	小谷村 榎池	整備推進	
	(地) 神久	小谷村 神久	整備推進	
	(地) 外沢	小谷村 外沢	整備推進	
	(地) 前沢	小谷村 前沢(2)	整備推進	
	(地) 大網	小谷村 大網	整備推進	
	(地) 越道	長野市 越道	整備推進	
	(地) 村山	長野市 村山	整備推進	
	(地) 裏立屋	長野市 裏立屋	整備推進	
	(地) 戸谷の腰	長野市 戸谷の腰	整備推進	
	(地) 茶臼山	長野市 茶臼山	整備推進	
	(地) 茶臼山	長野市 茶臼山(緊急改築)	整備推進	
	(地) 追平	長野市 小手屋	整備推進	
	(地) 山田中	長野市 山田中	整備推進	
	(地) 花尾	小川村 花尾	整備推進	
	(地) 神楽岡	小川村 神楽岡	整備推進	
	(地) 茂田井	長野市 茂田井	整備推進	
	(地) 菖蒲	生坂村 菖蒲	整備推進	
	(地) 社宮寺	松本市 社宮寺	整備推進	
	(地) 成山	長野市 成山	整備推進	
	(地) 三ツ出	長野市 三ツ出	整備推進	
	(地) 小松原	長野市 小松原	整備推進	
	(地) 陽阜	下條村 陽阜	整備推進	
	急傾斜地崩壊対策事業	(急) 上土岩	南相木村 中島	完成
		(急) 小之入	上田市 小之入	完成
		(急) 神宮寺	諏訪市 神宮寺	完成
		(急) 武居	下諏訪町 武居	完成
		(急) 東飯沼	飯田市 東飯沼	完成
		(急) 竜丘	飯田市 竜丘	完成
(急) 桜坂小瀬幅		安曇野市 桜坂小瀬幅	完成	
(急) 西三才		長野市 西三才	完成	
(急) 広瀬南		長野市 広瀬	完成	
(急) 湯山		長野市 小田切	完成	
(急) 道祖神		長野市 竹房	完成	
(急) 中谷2号		木曾町 中谷	事業着手	
(急) 勝間		佐久市 北川	整備推進	
(急) 伊勢林		佐久市 新子田	整備推進	
(急) 城山北		佐久穂町 城山北	整備推進	
(急) 秋山		川上村 秋山	整備推進	
(急) 中島2号		南相木村 中島	整備推進	
(急) 久保		北相木村 久保	整備推進	
(急) 宮ノ平		北相木村 宮ノ平	完成	
(急) 和子		上田市 和子	整備推進	
(急) 萩		上田市 萩	整備推進	
(急) 踏入		上田市 踏入	完成	
(急) 腰越		上田市 腰越	整備推進	
(急) 上小寺尾		上田市 上子寺尾	整備推進	
(急) 染谷		上田市 染谷	整備推進	
(急) 山手町		岡谷市 山手町	整備推進	
(急) 大熊神宮寺		諏訪市 大熊神宮寺	整備推進	
(急) 横谷温泉		茅野市 北山	整備推進	
(急) 沢度		伊那市 沢度	整備推進	
(急) 中組		伊那市 中組	整備推進	
(急) 上村2号		伊那市 上村	整備推進	
(急) 鴻の田		辰野町 鴻の田	完成	
(急) つつじが丘		宮田村 つつじが丘	整備推進	
(急) 大曾倉		駒ヶ根市 大曾倉	整備推進	
(急) 三日町		箕輪町 三日町	整備推進	
(急) 上新町		飯田市 上新町	整備推進	
(急) 南条		飯田市 御殿山	整備推進	
(急) 青木		飯田市 青木	整備推進	
(急) 押出		飯田市 押出	整備推進	
(急) 大村		阿南町 大村	完成	
(急) 田島		根羽村 田島	整備推進	
(急) 諸原		喬木村 諸原	整備推進	
(急) 見山		木祖村 見山	整備推進	
(急) 折戸		塩尻市 贅川	完成	
(急) 塩尻町		塩尻市 塩尻	整備推進	

種別	事業名	箇所名	整備目標
急傾斜地崩壊対策事業	(急) 中村	安曇野市 中村	整備推進
	(急) 大口沢	安曇野市 大口沢	整備推進
	(急) 小島	千曲市 小島	整備推進
	(急) 新山	千曲市 新山	完成
	(急) 網掛2号	坂城町 網掛	完成
	(急) 妻女台	千曲市 土口	整備推進
	(急) 若宮	千曲市 若宮	整備推進
	(急) 大谷町	須坂市 大谷町	整備推進
	(急) 牧	高山村 牧	整備推進
	(急) 山崎	須坂市 鎌田山	整備推進
	(急) 在家	長野市 在家	整備推進
	(急) 旧古間小学校	信濃町 古間	整備推進
	(急) 平柴	長野市 平柴	整備推進
	(急) 一ノ瀬	山ノ内町 一ノ瀬	整備推進
	(急) 洪	山ノ内町 安代	完成
	(急) 天川	山ノ内町 沓野	整備推進
	(急) 東大塚	大町市 東大塚	完成
	(急) 駅上	安曇野市 駅上	整備推進
	(急) 中村	生坂村 中村	整備推進
	(急) 竹之下	筑北村 竹之下	整備推進
	(急) 堀之内	池田町 堀之内	整備推進
	(急) 西峯	長野市 中条西峯	整備推進
	(急) 西裾花台	長野市 小田切	整備推進
	(急) 大明神西	小川村 夏和	整備推進
	(急) 花見平	小川村 成就	整備推進
	(急) 土村6号	小海町 土村6号	事業着手
	(急) 芹沢	長和町 芹沢	整備推進
	(急) 朝日ヶ丘	上田市 諏訪形	整備推進
	(急) 湯原	青木村 湯原	整備推進
	(急) 米川3号	飯田市 千代	整備推進
	(急) 米川4号	飯田市 千代保育園	整備推進
(急) 下落	大桑村 殿	整備推進	
(急) 城山北	塩尻市 奈良井	整備推進	
(急) 打沢	千曲市 打沢	整備推進	
(急) 若宮上	飯綱町 芋川	整備推進	
(急) 湯田中	山ノ内町 東小学校裏	整備推進	
(急) 上土岩	南相木村 中島	整備推進	
雪崩対策事業	(雪) 飯田	白馬村 飯田	完成
	(雪) 下里瀬	小谷村 下里瀬	整備推進
	(雪) 飯森	白馬村 飯森	整備推進
流域下水道事業	下水道防災・減災事業	諏訪湖流域下水道	整備促進
		千曲川流域下水道	整備促進
		犀川安曇野流域下水道	整備促進
	下水道長寿命化・ストックマネジメント事業	諏訪湖流域下水道	整備促進
		千曲川流域下水道	整備促進
		犀川安曇野流域下水道	整備促進
下水道整備推進事業	諏訪湖流域下水道	整備推進	
	千曲川流域下水道	整備推進	
	犀川安曇野流域下水道	整備推進	
県営林道開設	農山漁村地域整備交付金	田口十石峠線	部分供用
	地方創生道整備推進交付金	弓の又線	完成共用
		大島氏乗線	部分供用
		千遠線	部分供用
		白馬小谷東山線	完成共用
森林環境保全整備事業	長谷高遠線	部分供用	
地方創生道整備推進交付金	高森山線	部分供用	
治山事業	山地治山	木祖村 藪原	整備推進
		岡谷市 横川山	完成
		伊那市 竜東	完成
		阿智村 大根沢	完成
		阿智村 伍和	整備推進
		安曇野市 上生野	完成
		安曇野市 長久保	完成
		小谷村 下里瀬	完成
		小谷村 土谷川	完成
		小谷村 馬越	完成
		飯山市 井出川	整備推進
		栄村 中条川	完成
		木曾町 濃ヶ池	整備推進
		佐久市 小宮山	完了
		岡谷市他 諏訪西山	整備推進
栄村 白鳥	整備推進		

種別	事業名	箇所名	整備目標
農地整備事業	県営農村地域防災減災事業	佐久市、小諸市、東御市 御牧原1号幹線	整備推進
		川上村 川上	整備推進
		松川町 古町大井	整備推進
		長野市 日原	完成
		辰野町 辰野竜東	完成
		中川村 片桐	完成
		上田市 金井	完成
		辰野町 辰野竜西	完成
		信濃町 信濃	完成
		原村 中新田	完成
		伊那市 黒川	整備推進
		飯綱町 三水	整備推進
		木曾町 木曾日義	整備推進
		長野市 千曲川沿岸更北	整備推進
		松本市、塩尻市 今村堰	整備推進
		南木曾町 上越野・下切	整備推進
		塩尻市 本山	事業着手
		飯山市・木島平村 木島	事業着手
		宮田村 大久保	事業着手
		長野市 共和	事業着手
		上田市 依田川左岸	完成
	松本市 梓川右岸	整備推進	
	長野市 善光寺平	整備推進	
	伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村 伊那西部2期	整備推進	
	伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村 西天竜	完成	
	中野市 中野	整備推進	
	上田市、東御市 菅平	整備推進	
	中野市 八ヶ郷	整備推進	
	中野市、山ノ内町 大沼池	整備推進	
	佐久市、東御市 御牧原2号幹線	完成	
	飯田市、松川町、喬木村、豊丘村 小渋川2期	整備推進	
	松本市 二区堰	完成	
	松本市 鎖川	完成	
飯綱町 芋川	整備推進		
飯山市 飯山中部	整備推進		
伊那市 春富6号	整備推進		
山ノ内町 夜間瀬剣沢	整備推進		
茅野市 大河原堰	整備推進		
小諸市、佐久市、東御市、立科町、上田市 立科幹線2	完成		
小諸市、佐久市、東御市、立科町、上田市 立科3号幹線	整備推進		
小諸市、佐久市、東御市、立科町、上田市 立科幹線	整備推進		
松本市 新村堰	整備推進		
川上村 原	完成		
東御市 祢津御堂	整備推進		
松本市 中下原平林	整備推進		
川上村 居倉大深山	完成		
山形村 大池原東原	整備推進		
松本市 古池原	完成		
山ノ内町 横手・畔ノ上	完成		
小布施町 松北	整備推進		
長野市 川田長原	整備推進		
南牧村 南牧野辺山	整備推進		
小海町 小海原	整備推進		
塩尻市 洗馬妙義	整備推進		
中野市 中野西部	整備推進		
松本市、安曇野市 中信平左岸	整備推進		
安曇野市 烏川	完成		
駒ヶ根市 宮の前	完成		
大町市 二重	完成		
信濃町 穂波	完成		
池田町、松川村 会染西部	整備推進		
白馬村 北城南部	整備推進		
信濃町 仁之倉	完成		
長野市 綿内東町	整備推進		
朝日村 小野沢	整備推進		
富士見町 小六	整備推進		
小谷村 小谷	完成		
上田市 殿城	完成		
高森町 高森	完成		
上松町 ひのきの里	完成		
高山村 信州高山	完成		
阿智村 花桃の里	整備推進		
農業生産基盤整備事業	農業生産基盤整備事業	伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村 伊那西部2期	整備推進
		伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村 西天竜	完成
		中野市 中野	整備推進
		上田市、東御市 菅平	整備推進
		中野市 八ヶ郷	整備推進
		中野市、山ノ内町 大沼池	整備推進
		佐久市、東御市 御牧原2号幹線	完成
		飯田市、松川町、喬木村、豊丘村 小渋川2期	整備推進
		松本市 二区堰	完成
		松本市 鎖川	完成
		飯綱町 芋川	整備推進
		飯山市 飯山中部	整備推進
		伊那市 春富6号	整備推進
		山ノ内町 夜間瀬剣沢	整備推進
		茅野市 大河原堰	整備推進
		小諸市、佐久市、東御市、立科町、上田市 立科幹線2	完成
		小諸市、佐久市、東御市、立科町、上田市 立科3号幹線	整備推進
		小諸市、佐久市、東御市、立科町、上田市 立科幹線	整備推進
		松本市 新村堰	整備推進
		川上村 原	完成
		東御市 祢津御堂	整備推進
松本市 中下原平林	整備推進		
川上村 居倉大深山	完成		
山形村 大池原東原	整備推進		
松本市 古池原	完成		
山ノ内町 横手・畔ノ上	完成		
小布施町 松北	整備推進		
長野市 川田長原	整備推進		
南牧村 南牧野辺山	整備推進		
小海町 小海原	整備推進		
塩尻市 洗馬妙義	整備推進		
中野市 中野西部	整備推進		
松本市、安曇野市 中信平左岸	整備推進		
安曇野市 烏川	完成		
駒ヶ根市 宮の前	完成		
大町市 二重	完成		
信濃町 穂波	完成		
池田町、松川村 会染西部	整備推進		
白馬村 北城南部	整備推進		
信濃町 仁之倉	完成		
長野市 綿内東町	整備推進		
朝日村 小野沢	整備推進		
富士見町 小六	整備推進		
小谷村 小谷	完成		
上田市 殿城	完成		
高森町 高森	完成		
上松町 ひのきの里	完成		
高山村 信州高山	完成		
阿智村 花桃の里	整備推進		

種別	事業名	箇所名	整備目標	
農地整備事業	農業生産基盤整備事業	木祖村	木曾川源流の里	完成
		茅野市	縄文の里	整備推進
		生坂村	いくさか	整備推進
		栄村	栄	整備推進
		上田市	美の郷	整備推進
		豊丘村	豊丘	整備推進
		朝日村	あさひ	整備推進
		阿南町	あなん	整備推進
		伊那市、南箕輪村	伊那西部2期	完成
		飯島町	飯島	整備推進
		安曇野市	安曇野	完成
		長野市、信濃町飯綱町	信濃幹線	完成
		須坂市、小布施町	須高	完成
		諏訪市	諏訪平	事業着手
大町市	上原	事業着手		
	軽井沢町	馬取山田	事業着手	
道路施策に関する事業	安全安心な道路環境を確保するため、長寿命化修繕計画に基づく道路施設の老朽化対策、道路防災点検結果等に基づく道路の法面・盛土の土砂災害防止対策を県内一円で実施します。			
水防・砂防に関する事業	(共通事業) 「地域の防災マップ」「災害時住民支え合いマップ」等の作成を県内一円で支援します。			
	(砂防施策に関する事業) ハードとソフトが一体となった総合的な減災対策の推進のため、既設砂防堰堤の機能増進や土砂洪水氾濫対策計画の策定、長寿命化計画に基づく砂防関係施設の点検及び改築、情報基盤整備、土砂災害防止法に基づく砂防等基礎調査を県内一円で実施します。			
	(水防施策に関する事業) 河川が氾濫する前に円滑かつ迅速な避難を促すため、中小河川における浸水想定区域図の作成、危機管理型水位計の増設、河川監視カメラの増設等を県内一円で実施します。			
住宅施策に関する事業	災害に強いまちづくりに向けて、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金における公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、地域住宅政策推進事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用し、住宅施策を推進します。			
河川の伐採掘削に関する事業	河川区域内の立木や土砂は、洪水流下の阻害や流出して橋梁に引っかかるなど氾濫の原因となるため、伐採掘削を県内一円で実施します。			
流域貯留施策に関する事業	国、県、市町村、民間事業者、県民等の全ての関係者が協働して治水対策を行う流域治水を推進するため、雨水貯留施設整備等を県内一円で実施します。			
治山に関する事業	森林整備と施設整備が一体となった治山事業による森林の土砂災害防止機能の向上や、既存治山施設の長寿命化、航空レーザ測量成果等を活用した山地災害危険箇所における事前防災対策を実施します。			
	集落近接森林における危険な場所を見える化するため、「山地防災マップ」を整備します。			
農業生産基盤に関する事業	基幹的農業水利施設の長寿命化を計画的に進めるため、施設の機能診断と機能保全計画策定を実施します。			
農村地域の防災減災に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨時や地震発生時にため池の点検を安全かつ迅速に行うため、水位計及び監視カメラを設置します。 ・ため池の地震耐性評価やため池ハザードマップの作成を県内一円で支援します。 			
地籍調査に関する事業	災害時の迅速な復旧・復興及び各種防災事業の円滑化を図るため、市町村が実施する地籍調査事業を支援します。			
適時適切な避難に関する事業	水害・土砂災害などから命を守るため、「逃げ遅れゼロ」を目指し、高齢者等への「信州防災手帳の配布」、要配慮者に考慮した「災害時住民支えあいマップ」の作成支援等に取り組むとともに、さらなる災害対応力の向上を図るため、デジタル技術を活用した「信州防災アプリ」の普及促進など、適時適切な避難行動を促す取組を推進します。			
認定こども園等の施設整備に関する事業	認定こども園の設置促進と安全確保のため、認定こども園等の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策について県内の対象施設を支援します。			
社会福祉施設等の整備に関する事業	高齢者関係施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護事業所等)の災害対策の推進のため、地域介護・福祉空間設備等施設整備補助金を活用した、非常用自家発電設備整備、水害対策のための施設改修、ブロック塀等の改修等を実施します。			
県有施設に関する事業	非常時における行政機能を強化するため、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業を活用し、太陽光発電設備や電気自動車などの本庁舎・議会棟への整備を実施します。			
自然公園施設に関する事業	自然公園利用者の安全を確保するため、自然環境整備交付金等を活用し、災害時の避難等に資する施設整備を推進します。			